

なお、事務官等の俸給のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当及び医師等に対する初任給調整手当等につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の規定を準用し、またはその例によることとしておりますので、同法の改正によって一般職の職員と同様の給与の改定が防衛庁職員についても行われることとなります。

改正の第二点である子供自衛官三千の月額の改定につきましては、その月額を現行の二千円から三千円に改定することとしております。現行の月額は昭和四十七年に定められたものであります。が、その後の経済情勢の変化等にかんがみ、これが改定することとしたものであります。

この法律案の規定は、公布の日から施行し、昭和五十四年四月一日から適用することとしておりますが、指定職の職員の俸給の改定部分については昭和五十四年十月一日から適用することとしております。

また、昇給に関する改正規定及びこれに関する経過措置の規定については昭和五十五年四月一日から施行することとしております。このほか、附則において、俸給の切りかえ等に関する事項について一般職におけるところに準じて定めておりま

す。
伺とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。
○委員長（古賀雷四郎君）以上で四案に対する認明の聽取は終わりました。

これより四案を一括して質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言を願います。

○山崎昇者 法律案の内容等については後ほど述べるが、まず續紀雍正に関連をうけたいと思いますが、まず續紀雍正に關連をうけて、時間も余りないようでありますから官房長官に一、二点お聞きをしておきたいと思うんです。信頼と合意という政治哲学で發足した大平内閣でもあります。今までの政治行動を見ておりますといふと、この信頼と合意というものにはどうぞいよいよ私たちも感じを受けます。第一に、総理大臣そのものが異常なやり方であったということ。管

二に、総理の選出についてまた異常な事態であつたということ。第三に、任命された閣僚の中になかなり問題点があるということ等々判断しますときには、この大平内閣というものはきわめて國民から言えは余り信頼のできる内閣ではない。

わびをしたいという感じを持っております。
第二次大平内閣が発足しましてから、御承知のように経済問題、物価の問題、エネルギーの問題いろいろございますが、それをやります前にも政 治姿勢として綱紀の肅正、行財政の刷新というこ

私も内閣委員会を通して今までこの綱領の整理と釐正についてはかなり議論をした一人でもありますから、その点から一、二点あなたにお聞きをしておきたいと思うんです。

その証拠には、きょう毎日新聞が世論調査を発表新規表明いたしました。また、十二月の八日には読売新聞も発表いたしました。その間に朝日新聞の発表もございました。私ども自身で世論調査がそうであるとおきるわけではありませんから、世論を代表するところマスコミの報道というものを一応念頭に置いて私ども判断をしたいと考えています。そういう意味で言うと、一紙だけで私は判断するわけではありませんが、きょうの毎日新聞は、ついに大平内閣の支持がわずか一八%だという、これはまさに異常の中の異常ではないだろうか。かつて福田さんが総理やられた際に、田中さんが二〇%の支持を割りました際にこれを批判をして、二十人で百人を支配するのはどうかと思うと、言うならば、田中内閣は即刻やめるべきだという趣旨の発言が過半数ありました。そういう点から判断しますと、この大平内閣の支持率一つをとっても、やはり大平内閣は政治を行なう資格も、気迫もなくなりました。

つているではないんだろうか、私はこう判断をいたします。

聞きをしておきたいと思うんです。

そこで、いまあなたは今後の実績で見てほしい

りますから、千億といいましても〇・一%ぐらいでしか当たらない。言うならば十万や二十万と比べて

とをどうしてもやつて、一度失いました行政に対する不信と言いますか、国民の不信を回復しようということでこれにいま取り組んでいるところでございます。今月中には行政改革の案、あるいは五十五年度の予算も何としても本年十二月中に編成をして國民に不安を与えないようになりますのことをやろうと思っておりますので、いまの先生の御意見、御批判はそのままいただいておきますが、われわれとしましてはひとつ実績で國民に信頼を回復していくことで一生懸命取り組むつもりでございますので、御了承をお願い申し上げる次第でございます。

○山崎昇君　官房長官としてはそう言わざるを得ないでしよう。しかし、國民の目といふものはあなた方が幾ら力説しても必ずしもそうはならぬい。一八%という数字は、田中さん最後は一四%でした。どうあっても野党でいえば与党を樹すのが野党の任務の一つでもありますから、しかし國民

等々があつて何か決めたようであります。しかし、これは私の承知する限り今日まで一つも変わったものがない。全部同じ内容である。何か新しいものがあるかと言えは何もない。かつて私は、「一番ひどかったのは昭和四十四年でした。昭和四十四年にあなた方はかなり詳細なこのチェックのやり方というものについて規定をいたしました。そして、内閣としては各省から報告を求めてこの綱紀肃正をやつたはずであります。それが一つもありませんでした。きょう、新聞記事であります
が、当時報道された、これは当時の事件であります。これからずっとこの綱紀肃正を追つておりますけれども、何にも変わったものがない。のと元過ぎたら熱さを忘れるみたいなもので、そのときあなたの方は通達を出したり、談話を出したりするが、一片の通達で終わっておる。これで一休綱紀肃正ができるのかどうか。

と言ひますから、私はそれでお見送りして一ヶ月後、ありますから、したがつてある程度見守ることに、はやぶさかではありません。やぶさかであります。が、もっともっと厳しい態度を自己にとつても、らうように重ねてあなたに申し上げておきたいと、です。

そこで、具体的にこの世論調査を見ましても、国民の目といふものは綱紀肅正に最大の注目が集まっているんではないか、こう思つております。

う感覚は金の値打ちに入らないような感覚になつておるのでないのだろうか。補助金の問題もありますけれども、自治体が補助をあなた方に申請するときには、市町村は十万や二十万が単位なんですね。それがなければどうにもならぬというようよくな、実に悲惨な考え方であなたのところへ来ておるはずです。ところが、受ける側は少し金銭感覚が麻痺しております、一億でも二億でもそれが

金のうちに入らぬような感覚になつておる。それが今度のこの綱紀肃正の私は第二の特徴ではないだらうか、こうとらえる一人です。

第三は、それは何かと言えば、守秘義務というのがありますけれども、これが適用されて、部内でも皆さん方がいろいろ相談をされても、あるいは調査されても実態が出てこない。全然出てこない。これはゆききことではないだらうか。

第四に私が考えますのは、ずっと見ておられますといふと、主査、主任、課長補佐等々事務に精通をして、さらには年齢的に言うならば四十五歳以上五十歳前後、最も人生では分別があると称される年代の者がほとんど事故を起こしておる。そしてそれを監督しておりました上司については何のことがない。言うならば人事管理上に最大の欠陥があるんではないだらうか、こう私はとらざるを得ません。

第五に、通達を出してあなた方は、よそから物をもらつちやいかぬとか、官房同士で酒飲んじやいかぬとか通達が出来ます。もつと根本的に言うならば、政治そのものが宴会政治をやめるべきではないのか。ここまでいかなければ、この綱紀肃正というのは私はできないのじやないのだらうか。下級職員にだけあなた方は通達を出して、昇給や勤めとか、あるいは人事院勧告がどうだとか、そういうことにすりかえて、実際にやつた者に対する、あるいはその監督者に対する責任の追及なんぞほとんどない。こういうことをやっておつたのでは、百万遍あなた方は通達を出したて綱紀肃正なんということはできないのじやないかと思ふんですが、官房長官の見解を聞いておきます。

○國務大臣(伊東正義君) いまおっしゃるよう

こと

でございまして、私どもも実は參りましてか

ら、私宅の電話の公費負担の問題でござりますとか、公務員宿舎の問題とかいろいろ御指摘がございました。こういうことについて間違つてゐることとは、常識に合わぬことは即刻改めるということとありますけれども、これが適用されて、部内で皆さん方がいろいろ相談をされても、あるいは調査されても実態が出てこない。全然出てこない。これはゆききことではないだらうか。

第四に私が考えますのは、ずっと見ておられますといふと、主査、主任、課長補佐等々事務に精通

をして、当たつていくという態度で私はやらない

辦法は綱紀肃正はできないと思つておりますので、御

意見は十分に承つております。

それからいま四、五点先生がおっしゃったこと

がございますが、一々は申し上げませんが、たと

えば金銭感覺が麻痺しているのじやないかといふ

ようなお話、これは私も実はそういう感じがいた

します。あの高度成長時代からいろんな機構が大

きくなりまつたり特殊法人ができたり、いろんな

行政の膨張を來したことがござりますし、実は

私、昔もう三十年近く前に会計課長をやつていた

ことがあるんです。その当時は、本当に予算折衝

でも非常に微に入り細に入つて細かいことまでや

つたことが記憶がござりますが、最近そういう点

がどうも少し前と違つてきたことがあるんじやな

かるうかといふような感じがいたしますし、また

最後におつしやつた政治家の宴会政治のことはそ

のとおりでございます。私も官房長官になりまし

て、いろいろ言うべきところにはそういうことを

言つてやめてもらつておることもござりますし、

あるいは主査とか課長とか、そういうところがよ

く間違ひを起すということにつきましては、こ

れは上司の責任確かにござります。おっしゃると

おりでございます。そういうことは、いまおっし

やつたことは、これは実績でひとつ上司について

も責任を問うということでやってまいりたいと思

いますし、一片の通達で本当に綱紀肃正ができる

ことは思つておりません。公務員全部が、やはりわ

れわれは国民に奉仕する者なんだ、われわれの俸

給は税金から出ているのだということを全部が認

識してからなりませんとできませんので、この点は

本当に厳に慎んでまいりますのでござります。

○山崎昇君 私は、総務長官にお聞きしますが、

昭和四十四年の三月十四日に総務長官から「官房

綱紀の肃正について」という通達が出来まして、そ

れを受けて、総理府の人事局長から「綱紀の肃正の

ための各省(厅)の具体的措置について」というのが

また出されました。この内容は詳細をきわめてお

りまして、そして各省はこれに基づいて具体的

にどういう措置をとったか報告をせよと、一遍ぐ

ぱ綱紀の肃正はできないと思つておりますので、御

意見は十分に承つております。

それからいま四、五点先生がおっしゃつたこと

がございますが、一々は申し上げませんが、たと

えば金銭感覺が麻痺しているのじやないかといふ

ようなお話、これは私も実はそういう感じがいた

します。あの高度成長時代からいろんな機構が大

きくなりまつたり特殊法人ができたり、いろんな

行政の膨張を來したことなどがござりますし、実は

私、昔もう三十年近く前に会計課長をやつしていた

ことがあるんです。その当時は、本当に予算折衝

でも非常に微に入り細に入つて細かいことまでや

つたことが記憶がござりますが、最近そういう点

がどうも少し前と違つてきたことがあるんじやな

かるうかといふような感じがいたしますし、また

最後におつしやつた政治家の宴会政治のことはそ

のとおりでございます。私も官房長官になりました

ときに、真剣に、あなたは実績で見てくれと言ふか

ら、それは今後のことでしょうから見ます、見守

ります。しかし、今日までこの問題を追つた私と

しては、何回あなた方が重ねて言いますか通達を

出そが、実績見ててくれと言つても何の実績もな

くて同じことが繰り返される。これは本当に深刻

に考えなければ議会制度そのものが崩壊する

んじやないのだろうか。そして官僚行政という言

葉もあって、私も余り好きな言葉じやありません

が、上級職の汚職によって公務員一般が何か悪い

ことは、何も生きてない。一体その後、人事局

長おいでなら、この通達の趣旨というものはどう

いうふうに生かされているのか、この点、まず聞

いておきたい。

さらに私は、いま幾つか官房長官に私どもの考

えとして指摘いたしましたが、また改めて今度の

一連のものを見ていくと、これもまた別な

角度から見ればまた別な特徴点がある。それはこ

れがどうも少し前と違つてきたことがあるんじやな

かるうかといふような感じがいたしますし、また

最後におつしやつた政治家の宴会政治のことはそ

のとおりでございます。私も官房長官になりました

ときに、真剣に、あなたは実績で見てくれと言ふか

ら、それは今後のことでしょうから見ます、見守

ります。しかし、今日までこの問題を追つた私と

しては、何回あなた方が重ねて言いますか通達を

出そが、実績見ててくれと言つても何の実績もな

くて同じことが繰り返される。これは本当に深刻

に考えなければ議会制度そのものが崩壊する

んじやないのだろうか。そして官僚行政という言

葉もあって、私も余り好きな言葉じやありません

が、上級職の汚職によって公務員一般が何か悪い

ことは、何も生きてない。一体その後、人事局

長おいでなら、この通達の趣旨というものはどう

いうふうに生かされているのか、この点、まず聞

いておきたい。

さらに私は、いま幾つか官房長官に私どもの考

えとして指摘いたしましたが、また改めて今度の

一連のものを見ていくと、これもまた別な

角度から見ればまた別な特徴点がある。それはこ

れがどうも少し前と違つてきたことがあるんじやな

かるうかといふような感じがいたしますし、また

最後におつしやつた政治家の宴会政治のことはそ

のとおりでございます。私も官房長官になりました

ときに、真剣に、あなたは実績で見てくれと言ふか

ら、それは今後のことでしょうから見ます、見守

ります。しかし、今日までこの問題を追つた私と

しては、何回あなた方が重ねて言いますか通達を

出そが、実績見ててくれと言つても何の実績もな

くて同じことが繰り返される。これは本当に深刻

に考えなければ議会制度そのものが崩壊する

んじやないのだろうか。そして官僚行政という言

葉もあって、私も余り好きな言葉じやありません

が、上級職の汚職によって公務員一般が何か悪い

ことは、何も生きてない。一体その後、人事局

長おいでなら、この通達の趣旨というものはどう

いうふうに生かされているのか、この点、まず聞

いておきたい。

○政府委員(龜谷謙次君) 先生から御指摘の四十一年におきます綱紀の肃正の通達につきましては、四年に出された通達等がどういうふうにその後生

かされたのか、その点からの説明と、あわせて、

もう一遍官房長官の決意を聞いておきたいと思う

んであります。

○政府委員(龜谷謙次君) 先生から御指摘の四十

四年におきます綱紀の肃正の通達につきましては、

いまお述べべになりましたとおり、通達に基づきま

して関係省庁に對し、今後具体的な措置に基づく

経過について正すべきものを正した結果について

の処理の報告を求めるように通達はしてあります。

その後、數度にわたりまして結果の報告を受

けておりますが、一般的には御承知のように、人

事局で所掌しております各省の人事担当管理官会

議を毎年必要に応じて開いておりますが、その席

を通じましても、重ねてこの通達が徹底されるよ

うに指導、喚起をやつてきたところでございま

す。

今回も總務省に對する指示に基づきまして、

本當に嚴に慎んでまいります。

本当に嚴に慎んでまいります。

本当に厳に慎んでまいります。

本当に厳に慎んでまいります。</

につきましても、先生が御指摘されましたとおり、先般官房長の会合を持ちまして、総務長官命令により、官族長官命を徹底するよう十三項目にわざる申し合わせをいたしたところでございますが、その中におきましても、今後これらの問題が発生につきましては厳正な措置をとることを前提に、全般に通じましてこの周知徹底による後処理について逐次関係省庁から報告を厳格にいたなくして、そういうことで官房長官の指示も受けておるところでおざいまして、このような問題が再び起こることのないよう、厳重に今後その体制を堅持して通達が具体的に実施されるよう留意してまいります。

問題が、私はずっと沈黙しておったんですが、こう次から次出されますとやつぱり一言あなたにお聞きしておかなきやいかぬ。

そこで、KDDのパーティ券についてはあなたお返しになつた。きょうは税理士関係の問題で一部から告発をされるという記事が出来ました。そこであなた自身から、この問題についてどういう

そこで、官房長官にお聞きしたいのですが、私はこれだけで不適任とかあるいはどうだという言葉は使いませんが、少なくともこういう問題が提起をされた以上、内閣として、一体総務長官としてそのまま適任なのかどうなのか。こういう点は真剣に考えなければ、私は綱紀爾正なんという実は上がるのではないか。これは総務長官を目の前にして大変酷な言葉でありますけれども、あえて申し上げなきゃならぬじゃないだらうか、こう思うのです。総務長官自身もまた、このま

す。そういう意味で言うと、そういう管理費的な要素につきましても、ただ何%切ればいいというものではないと思うんです。その点は十分に配慮して、私はそこからやはりこの綱紀凜正の実もひとつ上げてほしい。そういう意味で、これは予算編成に絡みますから、本来なら大蔵大臣に言うところでありますけれども、官房長官でありますので、ぜひその点は配慮してほしいということを意見としてあなたに申し上げておきたい。

そこで、人事院にお聞きしますが、先ほど私は

ようの読売や毎日の報道が事実だとするならば、これはみずからやつぱり検討しなきゃならぬといふ立場にあるんじゃないんだろうか、こうさえ考えるのですが、最後に官房長官のそれに対する見

人事院にも見解聞いてみたいということを申し上げました。一体この人事管理上欠陥があるんではないんだろうかと私は思うんですが、それについてあなたの見解と、もう一つは、これはきょう多

上級職の者が間違いを起こして、それで一般の者まで非常に迷惑しているという意味のお話であつたと思うんでござりますが、確かにまじめに働いておるたくさんのお公務員の諸君が、この一連の事件で国民から不信を買って働く意欲を失うといいますか、肩身の狭い思いをするというか、そういうことになりますことは非常に残念であり、私はまだそういう風潮が出ることを心配しているのですござります。確かに先生がおっしゃったように、まあ接待でござりますとかなんとかという問題は上級職に多いわけでございますので、こういうところは厳に、まことに私どもこれから注意をさせます。

選挙に当たりまして日税政から推薦候補として御推举いただき、選挙戦に当たりまして御協力をいたしました事実はそのとおりでございます。そこでおきました事実はそのとおりでございます。その過程で推薦状並びに政治資金の、まあ陣中見舞金を受納いたしておることもいかかわる政治資金を受納いたしておることも事実でございます。私の若い政治家としての将来に対しても力強い御支援をいただくという形での政治資金と心得、所要の手続をとらしていただいております。

解を聞いておきたいと思います。
○國務大臣(伊東正義君) 私も新聞を見るだけ
で、詳しいことは実は承知していないわけでございます。
それで今度の問題は、政治資金規正法と
か非常にいろいろな関係がござりますので、
なかなか簡単に結論をいま申し上げるような問題
でございません。私の方もよく調べてからお答え
をした方がいい問題だと思うわけでございます。
でござりますので、この席でいま先生の問い合わせ
しましてすぐ快なお答えはいたしかねますが、
私の方の中でもよく検討しまして、その上でまた先生の
この問題についてお答えを申し上げたいというふ
うに思います。

くのことを行なうべきだ。そこで、人事院は在職中の職務と関連のないところに高級公務員が行くことについて承認制をとつておられます。それ 자체だけならばそう問題はないのかも知れませんが、この承認制そのものについても私は再検討すべき時期に来ているんじゃないのだろうかと考える一人です。それは必ずしも、直接的な事務は別といたしましても、関連するところにやっぱり行っているのですから、そういう意味では官僚組織そのものにメスを入れなきゃなりませんし、官庁の民主化の問題とも関連しますから、してこの承認制度の再検討についてあなたの見解を聞いておきたい。

ただ、今度の鉄建公団とかあれを見て いますと、カラ出張の問題でございますとかカラ超勤の問題なんというのは、これは單にそれだけじゃなくて、公務員全部が、あるいは特殊法人の職員全部がやはりこれはいいことじゃないんだと、こういうことをやれば本当に國民の信頼なくすんだといふような意識にみんなが徹底してもらわぬといふかぬことでござります。しかし、それには上に立つ者が一番でございますので、その点から注意してまいるということを先生にお答えを申し上げる次第でございます。

なことだけでは済まないのではないだろうか。
そこで、この当委員会は、綱紀肃正についていま
まも私はやかましいほど言つてゐるわけであります
が、その中心である総務長官が、少なくとも、
これは新聞報道だけでありまして、また私は真相
を確かめておりませんが、献金は賄賂ではない
か、そういう意味で告発を受けるということにな
つて、もし検察庁がこれを受理するということにな
なると、あなたはある意味では刑事被告人の座に
置かれる。そういう者が綱紀肃正の中心責任者と
してやつていくということは、いささか私はちゅ
うちよせざるを得ない。

○山崎昇君　官房長官お忙しいですから、もううなづかせません。後に一言だけあなたに要望しておきますがね。

五十五年度予算編成で、いろいろまあ私ども新聞でお伺いしますと、今度のこの綱紀承正に問題をして、旅費の削減でありますとか、いろいろ関連をして、いろいろ問題が提起されているようです。そこでも私はぜひ配慮してほしいと思いますのは、第一線の行政機関なんかでは、需用費といいますか、庶費といいますか、食糧費といいますか、その機関が存在する限りある程度の必要な経費というものがそれらしく計上されておらない。そこにまづ一つ問題があるのでないだろかと私は考えます。

○政府委員（鹿井貞夫君）先ほどの先生の御意見、御見解等につきましては、私自身としても大変心を打たれる思いで傾聴をいたしておった次第でございます。

人事管理ということは大変むずかしいことであり、また本当に根気強く、毎日毎日根を詰めてやつていかなければならない仕事でございます。ただ、このことが世の中一般、また役所の内部でも非常にじみな仕事でありますがために、それほど世の中の批判その他注目を浴びないというような点がございます。たとえば、これは私は各省の人事管理の問題についてあえて注文を出すわけでござ

ざいませんけれども、たとえば各省の人事課長さんなり秘書課長さんというものは、これはまあすべて有能な方が補されます、任命されます。ただ、これが次のステップへの一つの上がりがまちと申しますか、段階的なものになりますし、その結果大変その任期が短いということが非常に特徴として私は申し上げていいのではないかと思います。こういう点はやはり人事管理の重要性ということから申しますと、腰を落ちつけてじっくり長期にわたりてやっぱりやつていくという、そういう姿勢、これが各省庁の人事管理としても大変重要な事柄ではないだろうかという点を常日ごろ感じておるわけあります、こういう点、機会のあるごとに申し上げておりますが、なかなかうまくいかないというのが現実の姿でございまして、先刻も御指摘になりましたように、私自身もやはり公務員全体というものは大変まじめに一生懸命にやつてもらつておるというふうにこれは信じております。それであるからこそ、いろんな情勢の変化もございますけれども、日々の国民の経済活動なり日常生活といふものはよどみなく、大体においてそう間違なく行われておるのではないかというふうに、これは私も確信をいたしております。そういう点から言って、やはり一部の間違いのために公務員全体が何か悪いことをしているんじゃないかと、でたらめやつているんじやないかというような印象を与えることははないが遺憾千万という感じも、私は内心強く持っております。それだけにやはり人事管理、特に公務員の人事管理といふものは、御指摘もありましたように、国民のための行政をやります、また国民の税金によって賄われておるという基本原則がございますので、その点はやはり一刻も油断なく、一刻も心の緩みがないように自重自戒をしながらやっていかなきゃならぬ、そういうやはり基本的な姿勢といふものをいつもやはりきつちりと身に体しながらやっていかなきゃならぬというふうに私自身も自戒をいたしております

つまりでございます。今後もその線に沿つて努力すべきことは大いに努力をしていただきたい、かようになります。この次の問題でございますが、天下りの問題については従来からいろいろな点で御指摘を受けておられます。いろいろ問題のあることも私自身も承知をし、その角度でもつて御答弁も申し上げて今日まで来ておるわけです。運営についても心してやつておるつもりでございますけれども、この点は法の項目自体が、やはり公務員としてもこれは人間でございますので、職業選択の自由なり人権などいうものとの兼ね合せの問題ございますので、そこが大変むずかしい問題がございます。しかし、そうであるからといって、やはりこの規定の趣旨なり運用の厳正ということについておろそかになつていいということにはこれはなりません。しかしながら厳然とした法律がございます。その規定の趣旨に沿つてやつていかなきゃならないし、また現実の姿として何か非常なやつぱり問題が出てきておるのであれば、その原点に立ち返つて問題の所在なりこれの対策なりといふものはやはり慎重に検討してまいりなきゃならぬと思うのであります。

○山崎昇君 いま総裁から人事管理についての見解もありました。私も高級公務員だから何でもかんでもだめだなんという意味で言つておるわけではありません。これはあなたの言うように職業選択の自由もありますし、それはそれで、一番の——自分で申して恐縮でございますが、人事院のやはりメリットというのは、いま御指摘になりました、やはり人事行政制度といふものは、昨年三十周年を迎えたわけでござりますけれども、一番の——自分で申して恐縮でございますが、人事院のやはりメリットといふ意味でこの試験制度についても人事院は真剣に考えてもらいたいし、人事の管理をする総理府としてもこの点をどうされるのか、すぐでは結論出ないでしようが、総務長官の見解を聞いておきたい。

○政府委員(藤井貞夫君) いま山崎先生の方から御指摘になりましたように、私もその人事院の制度といふものは、昨年三十周年を迎えたわけでござりますけれども、一番の——自分で申して恐縮でございますが、人事院のやはりメリットといふのは、いま御指摘になりました、やはり人事行政自体のメリットシステムの堅持、いわゆるスピードシステムの排除ということと、それとやはり公務員の労使関係の安定、今までつかり安定してきました。それはそれなりに私は考へました。しかし、いまこれだけ世間を騒がしていきます。それはおのずからそういう試験だけで後が全部段階的に行くというものではなくて、やはり落ちる人は落ちます。だめな人はだめになります。それはおのずからそういう試験の窓口をくぐつてやつてきた人はそれなりの能力を持つております。それが日常の仕事を通じてだんだん世間に認められる、周辺からも認められるというようなことから、上がるべき人が上がっていくという結果になつておるのではないかと私は思つておりますけれども、しかし制度自体についても反省すべき点はございます。そういう点は昇任試験の実施を初め一連の関連事項として真剣にひとつ取り組んでまいりたいと、かように考えます。

○山崎昇君 真剣に取り組むぞうでありますから、私もまた見守つていただきたいと思っております。

そこで、その一環の一つに、戦後私は人事院の試験制度でございますが、これは幸い世間の御理解と、まだわれわれの職員が本当に自重に考えませんと、私は幾つかの例は持つておますが、自治省のごときは定員外に二十名がお

て、各府県を回して二年たつたら引き上げてきました。わずか二十六、七歳で地方へ行けば課長です。同じ大學出て試験とつても地方で試験とれば、これはもうそこへ行かないんですね。これに対する批判なんといふものは渦巻いていますよ。ですから、私は一遍の採用試験だけで、通つたら後はもうウナギ登りでとんとん拍子のやり方といふのは本当に真剣に考えてもらいたい。そうしなければこの人事管理なんといふものはうまくいかない。あなたは成績主義と言ふが、実際は高級公務員は相当程度スパイル主義ですよ。成績主義だけでは行つていませんよ。そういう点判断しますと、私は人事管理というものについて総理府も人事院も真剣にひとつ考えてほしいということを申し上げて、この綱紀肃正に関する点は一応終えておきたいと思うんです。

そこで人事院総裁に、公務員給与については後ほど野田委員の方から詳細にお聞きをすると想うんですが、私時間もなくなりましたから一、二点聞いておきます。時間を節約する意味で私の方から簡潔にまとめて二、三お聞きをしますが、一点は、今度のあなたの方の勧告は完全実施でありますけれども、部分的にはそうではない。昭和四十七年から一応曲がりなりにあなたの方と組合側とも話し合いがついて完全実施になつてきましたものが今回そうならない。この点について一体人事院はどういうお考え方を持つのかということが第一。

それから第二は、昇給問題でありますとか退職手当の問題でありますとかその他一連の具体的な内容を含めまして、この官民較差という問題がやっぱり問題になつてゐるんですが、いまの人事院の勧告というのは、官民較差という点から一応の較差を出してからそれを本俸にどう配分するか、諸手当にどう配分するかという、たとえば問題になりました住宅手当にいたしましてもその他のにいたしましても、配分のあり方の問題だと私も理解をしているのですが、そのように人事院は考え方

ておるのかどうかが第二点。

ておるのかどうかが第二点。

第三点は、これは基本的であります、この報告制度そのものは私自身意見のあるところでありますけれども、これは今日までの経過があり、かつて昭和四十年にドライバー報告というのがI-SOから出されまして、そのときに人事院勧告が完全実施になっていなかつたんで、これは代償機能として完全ではない、もし代償機能として完全にするならば当然完全実施をすべきだというのが當時ドライバー報告の内容であります。しかし、要約しますが。また、人事官の任命についても必ずしも組合側等々の意見が入っているとは認めがたい、そういうような見解が出されまして、大変当時も議論のあつたところであります。しかし、曲がりなりにも代償機能としての人事院勧告というのが四十七年以降、期日も含めまして完全実施という形になつてまいりました。これはきちっとしておきませんというと、労働基本権との関連が出てまいりますだけに私は重要だと考へています。それに對する総裁の見解を聞いておきたい。

それからさらには、週休二日制については今度全く無視されて何もありません。しかし、人事院は二年間の試行期間を終えまして来年の四月一日から、四週五休制という名前ではありますが、週休二日制というのに踏み切つた。これが全く顧みられておらない。これについて人事院としてはどういう御見解を持つのか。

さらに、退職手当の問題もございますが、これは民間との関係を見直すということになつておりますが、これは慎重に配慮しませんというと大変だと私は考えます。したがつて検討も慎重を要するのではないかと思いますが、それに対する見解。

最後に、いま人事院では寒冷地手当について検討されていると聞いております。いま支給されております寒冷地手当は、御案内のように昭和五十年に決まつたものです。当時の灯油の値段で言えば、十八リッター一かん六百六十一円という数字でありました。しかし、いまや灯油はもう千二百

味で言うならば、この灯油の問題一つ考えてみます。そういう意味でなんなんとする状態にあります。そういう意味で言えば、この寒冷地手当についても検討し、しかるべき時期にあなたの方の意見というものを政府、国会に出すべきではないかと思いますが、寒冷地手当についての現状について御説明を願いたいと思います。

○政府委員（藤井貞夫君）お答えをいたします。
いまお述べになりましたように、一般の御理解もございまして、幸いにして人事院の給与に関する勧告というのは四十五年以来完全実施されてきております。特に時期等につきましては、四十七年に四月ということになりました。これを含めて時期並びに内容とともに完全実施されて今日に至っております。大変ありがたいことだと思っておるわけでありますが、それと同時に、先刻もお述べになりましたように、労働基本権の制約に対する代償的機能ということをございますので、いわば当然と言えば当然のこととであろうというふうに考えておる次第でござります。

本年の勧告におきまして、ごく一部ではございますが指定職の問題につきましてその実施時期が半年おくれということに相なりました。これは人事院の立場といたしましては大変残念であるというふうに申さざるを得ないと存ります。と申しますのは、指定職等につきましてもこれはやはり勧告の内容でござります。一般職だからこれは值切るのはけしからぬ、あるいは指定職だからやむを得ねだろうという人は、人事院の立場としてはこれはどうません。やはり、一貫の内容として完全実施をお願いするということが給与制度の整合性を保つ意味から申しましても最も適当ではないかという見地でやつております。特に指定職につきましては関連するところが大変多いわけです。特別職その他にも影響いたします。そういうようなことで毎年注意して見守っておりますが、昨年はいろんな情勢がございまして、昨年一年は据え置きをいたしました。ところが、ことしも調べてみ

ますると、やつぱり相当の較差が出てきておるということもございますし、それから一般職の中の一等級の方々が指定職に上がりります際に、逆転等の事情が生じてはこれは大変でございます。そういうようなこともありますと配慮いたしまして、ことしは最 小限度の改定ということでお願いをいたした次第でございますけれども、諸般の情勢を踏まえてあ あいうことになりました。それなりの事情があつたことだと思いますが、人事院の立場としては、やはり完全実施が部分的にもそういうふうになつたということについては遺憾であるというふうに申し上げざるを得ないというふうに考えておりま す。

それから、第二の点でございます。これは昇給の問題等に限つて申し上げましても明らかでござ いますように、これはあくまで給与制度の全体の一環であります。いわば、これは人事院の職分、受け持ち範囲ということになりますて、その分もあわせてやはり給与の較差を埋めるという立場に相なつておるわけでございます。したがいまし て、これについていろんなことを別の政策面から言われましても、やはり給与勧告の本来のあり方から申しまして、これはいま先生もおっしゃいましたように、較差の配分の問題でござりますので、この点だけについて何か異例の取り扱いをいたしますと、たとえば、ことしそういうことをやるといたしますれば、次の年には、四月の時点で申しまして、給与較差にそれがはね返つてしまります。較差がそれだけ多く出るわけです。そういうような点も考慮していかないと大変給与制度全般の整合性を乱すことに相なりますので、その点で、あくまでわれわれといたしましては較差の配 分問題であるというふうに理解をしておりまし て、その態度は今後も崩さない、崩してはならぬいというふうに考えて対処してまいりたい、かよ うに考えております。

それから、次の問題でございますが、私は第一 点のことに関連しても申し上げましたように、あ くまで I.L.O その他でもって評価があるなしの問

題は別といたしまして、制度自体が、やはり人事院の給与勧告の問題というのは、これは労働基本権が公務員についてその特性から言つて制約を受けておるということに対する代償機能として付与をされておりますものであるというふうに理解しております。これは法律のたてまえも厳然とそういうふうになつております。したがいまして、その点は厳密に私は受けとめて從来もやつてしまひましたし、大体大方の御理解も得ておると思いますがれども、今後ともその基本姿勢といふものは絶対に崩しちゃならない。崩すことになりますと、結局根本になる労働基本権その他の問題にも影響が来ざるを得ないという基本的な姿勢に立つて対処をしてまいることを基本にいたしたいと思っております。

それから週休二日制の問題でございますが、これは二回のテストをやりまして、大体この程度の内容であれば何とかやつていただけるんではないかということで、ことしの勧告では給与の勧告とあわせて、いわゆる四週五休ということについてのことをやつていただきたいという意味の勧告を出したわけであります。この点は、総理府においても中心にしていろいろ御検討に相なつておるところでございます。問題は、給与の問題その他とは違いまして、これは現実に各省庁が自分でやつていただかなきゃならぬ問題でございます。それに各省庁ともいろいろの御事情があるというふうことは重々知っております。その点非常に慎重に当方といたしましても調査もし、意見も聞いてやつてきているつもりでございまして、まずはこの程度のことはひとつおやりいただけるのではないかという決断のもとに御勧告を申し上げたのであります。総理府の方でもこれを真剣に受けとめられて、その後いろんな点で各省庁との調整を図つておられる段階でございまして、私といたしましては、これはそう時間はかかるずにこれを受けとめて実施に移していくだけるものであろうというふうに期待をいたしているということを申し上げておきたいと思います。

それから退職手当その他の問題でございますが、これは実は専門家でいらっしゃいますので詳しく申し上げることは差し控えますが、退職手当なり年金というものは、これは直接的に言って人事院の所管ではございません。しかし、世間一般では非常に給与の問題と絡めて論議をされておりまして、いわゆる生涯給の問題として最近特に論議の対象になっております。私も十分その点は耳にも入っておりますし、私自身もそういうことは問題じゃないんだというふうな姿勢は持っておりません。関心を持って調査すべきことは調査しております。やっておりますが、ただこの際に一つだけ申し上げておきたいと思いますのは、生涯給与との関連が全然ないとは申しませんが、しかし、やはり月々の給与というものはあくまでこれは月給、いわゆる月給であります。生活費に充てる月給でございます。あとは、退職手当なり退職年金というものは、その月給を基本にしてそれをどういうふうにやっていくかという問題になるわけでありまして、それはそれとして、やはり民間との対比を考えていかれることは非常に結構なことだらうと思います。そういうことで、たとえば退職手当の問題について申しますれば、総理府も大変心配しておられまして、過去においても依頼を受けまして調査をいたしました。また最近では、五十二年度の実情について五十三年度に調査を実施いたしまして、現在これの分析、取りまとめを急いでおる段階でございます。しかし、いまお話をありましたように、これの調査、比較検討というのは、給与とはまた違いまして大変むずかしい。どの程度のものを標準にとるかとかなんとかということは大変むずかしい問題でございまして、慎重の上にも慎重にやりませんと、大変な問題になるのではないかという感じを持つております。特に退職手当の点は、御承知のように、これは一般職の公務員だけの問題ではございません。特別職、はっきり申しして検察官、裁判官その他にも影響しますし、三公社関係にも直接はね返つていく問題でございますので、そういう点ではやは

り総理府も慎重にやっておられます、その検討の基礎になる人事院の調査でございますので、この分析、検討については本当に慎重に事柄をやつていかないと大問題になることではないかと、うふうに、そういう慎重な姿勢で対処をいたしました。それから最後に、寒冷地手当でございますが、これはいろいろ問題点があることは承知をいたしておりますし、関係方面とも話を詰めまして、ある程度詰まってきたことは事実でござります。その中にはいろいろござりますけれども、なかなか正面の問題としては、例の加算額の問題で、灯油が大変な値上がりを見ておるという実態がござります。これにつきましては、例年でありますと六月時点を調べておるわけなんですが、この場合を見ますと、六月ではこれは実勢を反映いたしません。最近の実情、秋口になってからいろいろ慎重に調査をやつております。ほかの問題もございまして、まだ今日の段階で、これをどうするかとか、いつごろに勧告を申し上げるということは結論を得ておりませんが、問題点のあることは重々承知いたしておりまして、今後とも慎重に検討を続けてまいる所存でございます。

○山崎信君 もう私の時間がなくなりまして大変恐縮ですが、防衛庁長官に、これは二点ほど書き込まねばならぬことがあります。一つは、この問題点のことは、さういふ意味でござりますが、これは見解だけ聞いておきたいと思うんです。

一点は、中期業務見積もりというが出されまして、それに基づいて防衛予算がいま折衝をされておると思っておりますが、一体この中期業務見積もりといふのは、私どもどういう性格とこれは理解をしたらしいのか。これはボスト四次防と考えるものなのか、新たな計画というものなのか、引き続きなのか。解説では单年度単年度ごとに予算は組むということにはなっていますが、どういふうに私どもこれ理解したらいいのかちょっと見て見当がつきませんので、この中期業務見積もりな

おきたいと思います。それから、大蔵省の主計官さう來てゐる思
うですが、五十五年度予算のいま編成の最中で
あります、財政再建と、この中期業務見積もり
に載せられております今年度の要求額との関係に
ついてどういう見解をお持ちなのか、ひとつ聞い
ておきたい。

それから、第二点として防衛庁に聞きたいの
は、私は余り知識ありませんが、最近世界の最新
戦闘機について多少勉強やつておりますが、F-15
について欠陥が指摘をされております。私も、か
つて防衛局長やられました海原さんの本でありますと
とか、その他航空関係の専門の方でありますと
か、いまお見せしたこういう本でありますとか、
多少勉強しているわけでありまして、このF-15そ
のものについてはかなり優秀な飛行機であること
は私もわかるんですけれども、これが、最近つく
っておりますアメリカでかなりエンジンに欠陥
がある、特にこの飛行機はエンジンに特色がある
ようであります、そのエンジンに欠陥があると
いうことになると、これは大変なことではないん
だろうか。改めてこれは時間かけて私はやりたい
と思いますが、きょうはこの欠陥について防衛庁
はどういう見解をお持ちなのか、この二点だけ防
衛庁に聞きます。

また、行政管理庁長官ずっとおいでいただきま
して恐縮でありますたが、最後に、新聞等々で私
どもいままあなたの方のやられておることは承知いた
しておりますが、正式にこの委員会を通して、中
間でも結構でありますが、いま行革の現状につい
てあなたから、簡潔で結構であります、御説明
いただければと、こう思います。

○國務大臣(久保田円次君)　ただいまの御質問の
中期業務見積もりと五十五年度予算との関係でござ
りますが、そのほかの御質問に対しまして政府
委員から詳細に答弁をいたさせます。

○政府委員(原徹君)　中期業務見積もりの関係で
ございますが、防衛計画の大綱が五十一年にでき

まして、二年間は単年度ごとに別にそういうものをつけられずに予算を出したわけでございます。しかし現実の問題といたしまして、それから先の装備が、たとえば護衛艦で申しますと二十五年たつとダウントすると、そういうことでございますから、そういうダウントの都度新しい予算をつくるわけにはございません。そこで、そういうコンセンサスを得るために、単年度ごとに予算を提出するということは変えておりません。変えておりませんが、防衛庁の予算是まず第一にその業務計画、来年度何をするかという業務計画の案をつくりまして、それに基づいて予算を出すわけでございますが、その業務計画をつくることの参考資料としたしまして、これから先大体こういうことをやっていくんだということを決めたものが中期業務見積もりでございまして、したがいましてそれはすべて単年度ごとの来年度の予算に反映されると、そういう関係にあるわけでございまして、したがいましてこれは防衛庁限りの五年間の見積もりであると、そういうふうに御理解いただければ幸いだと思います。

レー司令官がアメリカの議会——上院の軍事委員会で証言をいたしたわけでございますが、それに關しての御質問だと思いますが、この証言内容は、私、大体三つに分かれていると思います。

簡単に申し上げますと、第一点はこのエンジンの問題でございまして、エンジンストールといわれている、空氣の流れが悪くなりましてエンジンの回転数が低下する問題でございますが、これに対する問題点と改善措置の概要、それからターピンの問題含めまして耐久性の問題がございまして、これに関する問題点とこれまでの対応措置、改善状況、こういうことについて述べてあるのが第一点でございます。

それから第二点は、最近アメリカにおきましてエンジン関係の資材の会社でストライキ等がございまして、エンジンの生産、整備が若干おくれて、いるという問題が起つたわけでございますが、これに対するやはり対策と今後の見通し、そういうものに触れておるわけでございまして、この問題は一時的な問題であって、最近いろいろと対応策を講じておりますので、次第に回復するであろうということを申しております。

それから第三点は、F100エンジンの改良型といふものを並行して開発していくこうというようなことが出ておりまして、これにつきまして私どもF15用のエンジンそのものを変えるんじないかと、いう心配を持たれる向きもございましたので、米空軍の方に確かめましたところ、これはF15用のエンジンが変わるものではないということをはっきり米空軍の方でも申しておりますので、そういう點、その三つの点が触れられておるわけでございます。

したがいまして、そのエンジンの関連で申しますと、昨年のたとえばアメリカの会計検査院で指摘された事項その他從来指摘された事項についての改善状況をむしろ明確に述べたものであるといふように理解しております。

○國務大臣(宇野宗佑君) 今回の行革に関しましての中間的なひとつ報告をせよということでござ

過般も申し上げましたとおり、四つの柱を打ち立てました。その最初が特殊法人の統廃合でございます。これは先月の二十七日に、ある基準を示しまして閣議で各省庁大臣諸公に協力を要請いたしました。そして、ちょうど本日がその整理統合の案に関する締め切り日でございます。で、今夕に大体集まる予定ですが、正式にはあすの閣議で私がこれを報告いたしたいと、かように存じております。最終的には私はかなり大幅な整理統合を志したい、かように思つておる次第でございます。

二番目には、地方支分部局の統廃合でございますが、事務所とか出張所というふうな事務的な機関に関しては、すでに相当な作業を進めております。もう一つの問題といたしましては、御承知のブロック機関があるわけでございますが、これに関しましては与党の方で一つの見解が示されております。与党の方も明日総会をなさいまして、さらにそれに対するいろいろと検討が加えられるべく私は考えておりますので、十二分にそうちた御意見を拝聴しながら進めていきたいと存じております。

で、許可、認可に關しましては、もうこれも非常に従来からの問題でございますので、鋭意進んでおります。したがいまして、年末までに策定をいたします計画にはそのことも表現できると、かよう存する次第でございます。

四番目の補助金に関しましては、これは大蔵大臣が明年度予算編成と軌を一にいたしまして十分なる整理統合案を示したい、かように言つておられますので、現状といたしましては大体さよくなところでございます。

○野田哲君 まず防衛庁長官に、長官としての防衛問題に対する基本的な考え方を伺つておきたいと思います。

仄聞するところによると、防衛庁長官は現在の憲法について独自の見解をお持ちだということを聞いたわけですが、一体現在の憲法についてどのような認識をお持ちになつておりますか。

○國務大臣(久保田円次君) わが國の平和と安全は、わが國みずから適切な規模の上に立ちまして防衛力を保持するという、そのためには、まず第一点といたしまして米国との安全保障体制を堅持する、これが一つであります。その中に立ちましてとき間のない防衛体制を保持することによつて保障されるものと私は思います。現在は防衛計画の大綱に基づきまして防衛力の質的改善と日米安保体制の信頼性の維持に努力しているところでござります。

○野田哲君 長官自身は、現在の憲法九条についてどういう見解をお持ちですか。

○國務大臣(久保田円次君) 私は現行憲法の範囲内におきましてやりたいと思うわけでござります。

○野田哲君 自由民主党の中には改憲論があるわけであります。あなたは長官として、この改憲論の中で憲法九条についてはどういう認識をお持ちですか。

○國務大臣(久保田円次君) 現行憲法範囲内においてやります。

○野田哲君 私の質問に答えてもらいたいと思います。

自由民主党の中に改憲論が現にある。その改憲論について、憲法九条は変える必要があるのかないのか、この点についてどういう見識をお持ちですか。——あなたの見解を聞いているんです、あなたたの見解を。隣の人の見解を聞いているんじやないんだ。

○國務大臣(久保田円次君) それは、自民党の中におきましてはあることは聞いております。しかし、私の考えておることは、いま申し上げたとおりに、現行憲法範囲内においてやるというこの考え方には曲げておりません。

○野田哲君 最近の自衛隊の制服幹部、かなり韓国との往来が頻繁になってきておりますが、今後とお考えになつておりますか。

○國務大臣(久保田円次君) 韓国との防衛関係に

つきましては、これを協力するとかどうとかといふことは考えておりません。

○野田哲君 協力するとかいうことは一切考えていない。では、いままでずっと制服の幹部の往来が非常に頻繁に行われていることについては必要がないと、こういうお考えですか。——いや大臣に聞いているんだ、大臣に。

○国務大臣(久保田円次君) ただ、隣国でござりますから、友好親善と情報の交換ということはこれがやつておるわけでございます。

○野田哲君 友好親善、情報の交換といふことは、あなたが先ほど韓国とは防衛上は関係を持つべきでないと言われたこととちよつと違うんじやないですか、矛盾しているんじゃないですか、どうですか。——大臣に聞いているんだ、大臣に。

○国務大臣(久保田円次君) 友好親善をやるといふことと情報の交換といふものは、これはどこの国ともやつておるわけでございます。

○野田哲君 韓国とは特別に自衛官の制服幹部の往来が多い。あるいは自衛隊の中では韓国語の教育もかなり密度の高いものをやられている。どこの国ともやつておるという状態とはかなり違う状態にあるから私は聞いていますんです。

○政府委員(原徹君) 韓国はわが国の隣国でございますので、その隣国と親善を深めるということは、やはり遠い国との親善を図るよりはまあ重要なこともありますから私は聞いていますんです。そういう親善のための制服の交流あるいは情報の交換とすることが行なわれているわけでござります。

○野田哲君 大臣、直接答えてください。

制服幹部の親善、交流といふのは一体どういう意味なんですか。

○政府委員(原徹君) まさに親善なのでござりますから、隣国でございますからあらゆる方面でやはり韓国とは交流がござりますが、制服幹部におきましてそういうことをむしろしちゃいけないといふこともございませんんでございまして、そういう意味で親善、交流を深めているということでございます。

ございます。

○野田哲君 専守防衛という立場に立つてある自衛隊の制服幹部が韓国の制服幹部と親善、交流あるいは情報交換をやる、これは一体どういうことなんですか、具体的には。親善とは何をやってい

るんですか。交流とは何を交流しているんですか。情報交換というのは何を情報の交換をやっているんですか。これは長官答えてくださいよ。

○国務大臣(久保田円次君) 一般的のそういう細かい問題につきましては、政府委員の方から答弁をいたします。

○野田哲君 細かいことじやないですよ、これ

○政府委員(原徹君) これは純粋な親善、交流でございますから、特に——御心配の向きは、何か自衛隊が韓国と防衛政策とか、そういうことを何かやつていてのではなくらうかということではないかと思いますが、そういうことは全くない、一般的な情報交換、そういうことに尽きるわけでござります。

○野田哲君 またの機会にこれ以上の問題を譲りたいと思うんですが、長官ね、あなたの自身で答えてください。

○野田哲君 アジアにおいて台湾は将来どうあるべきだとお考えになりますか。

○国務大臣(久保田円次君) 現在の状態が続くと思います。

○野田哲君 現在の状態が続くこと

でなしに、あなたはどうあるべきだとお考えになつていますか。防衛庁長官という立場でね、北東アジアにおいて台湾の今後はどういう方向に向いていくか、どうあるべきか。

○国務大臣(久保田円次君) わが国は、台湾が中國の領土の不可分の一部であるとの中国政府の立場を十分に理解し尊重するとの立場をとり、したが、現在におきましてはGNPがまだ決まっておりませんから、いまここでこれを申し上げるわけにはいきません。

○野田哲君 いや、その比率がこの五十四年度と五十五年度におけるGNPの比率を昭和五十五年度予算の中では防衛庁長官としては考えておられるわけですか。

○国務大臣(久保田円次君) そのGNPに対する防衛費の比率が、どのくらいの比率を昭和五十五年度予算ができ上がる段階において、私は適正なものになると確信をしております。

○野田哲君 そのGNPに対する防衛費の比率が、どのくらいの比率を昭和五十五年度予算の中では防衛庁長官としては考えておられるわけですか。

○国務大臣(久保田円次君) GNPの比率はもちろん防衛予算に非常に関係があります。しかしながら、現在におきましてはGNPがまだ決まっておりませんから、いまここでこれを申し上げるわけにはいきません。

○野田哲君 いや、その比率がこの五十四年度と五十五年度におけるGNPの比率を昭和五十五年度予算の中では防衛庁長官としては考えておられるべきだ

の安全保障という立場から、台湾地域について日本の周辺でも特に近接した地域であるので、同

地域の安定については重大な関心を持っており、この地域の平和と安定が引き続き確保されることを強く期待しているのでございます。

○野田哲君 先ほど山崎委員の質問にちよつと関連するわけですが財政再建としがことが大きな課題になつておりますが、来年度につき

NPとの関係について長官としてはどうあるべきだとお考えになつておられますか。

○国務大臣(久保田円次君) 来年度のGNPの見積もりも現在は未定でござります。来年度の防衛関係費の対GNP比についていま申し上げましたとおりでございまするので、いま申し上げる段階ではございません。この比率は、わが国の防衛努力をあらわす一つの指標でございまして、国際的に何かやつていてのではなくらうかということではないかと思いますが、そういうことは全くない、一般的な情報交換、そういうことに尽きるわけ

ではないかと思いますが、そういうことは全くないかと思いますが、そういうことは全くない、一般的な情報交換、そういうことに尽きるわけ

ではないかと思いますが、そういうことは全くないかと思いますが、そういうことは全くない、一般的な情報交換、そういうことに尽きるわけ

ではないかと思いますが、そういうことは全くないかと思いますが、そういうことは全くない、一般的な情報交換、そういうことに尽きるわけ

ではないかと思いますが、そういうことは全くないかと思いますが、そういうことは全くない、一般的な情報交換、そういうことに尽きるわけ

ではないかと思いますが、そういうことは全くないかと思いますが、そういうことは全くない、一般的な情報交換、そういうことに尽きるわけ

ではないかと思いますが、そういうことは全くないかと思いますが、そういうことは全くない、一般的な情報交換、そういうことに尽きるわけ

ではないかと思いますが、そういうことは全くないかと思いますが、そういうことは全くない、一般的な情報交換、そういうことに尽きるわけ

ではないかと思いますが、そういうことは全くないかと思いますが、そういうことは全くない、一般的な情報交換、そういうことに尽きるわけ

ではないかと思いますが、そういうことは全くないかと思いますが、そういうことは全くない、一般的な情報交換、そういうことに尽きるわけ

だ決まっておらないわけですが、先ほど長官からも申されましたように、このGNP比と

いうのは、結局その資源配分をどのくらいするかということの指標でございまして、したがつて諸外国からもそれが防衛努力の指標であるというふうに考えられております。そういう意味で私どもは大変重要だと考えておりますが、来年度につきましては、先ほど申しますようにまだ決まっておらないわけですから何とも申し上げる段階ではございませんが、私ども要求側といたしましては、やはり防衛のために予算をいっぱいいただきたいと、そういう気持ちを持っておりますのですから何とも申し上げる段階ではございませんが、私ども要請側といたしましては、やはり防衛のために予算をいっぱいいただきたいと、そういう気持ちでやつてまいりたいと思っております。しかしながら、片方において財政再建の問題があります。したがつて、要求側と査定側とではまあこれは意見が違うのも普通のことではあります。現在はGNPを基本としておりますから、予算案ができ上がる段階において、私は適正なものになると確信をしております。

○野田哲君 そのGNPに対する防衛費の比率が、どのくらいの比率を昭和五十五年度予算の中では防衛庁長官としては考えておられるわけですか。

○野田哲君 もう一点、防衛庁長官に防衛政策の問題で伺つておきたいのですが、金丸長官時代にいわゆる思いやりというようなことで、当然米軍が負担をすべき分野について、駐留費について日本側が五十四年度においてかなりの負担を行つておられるわけですが、これも今年度に考えておるわけですが、これはもう大臣

限りで終わるのか、それとも引き続いて五十五年度以降もあるようのような措置をとられようとしているのかどうか、この点いかがですか。——いやこれ

はもう大臣ですよ。こんなことはあんた防衛局長のやることじやないですか。

○野田哲君 確かめておきますが、そうすると、このいま厳しい経費の節減措置を考えている中で

も、あなたとしては、当然今まで地位協定に基づいて米軍が負担をしてきた駐留費についても、これからも引き続いて日本側で分担する部分を持ち続

けるんだと、施設費であろうと何費であろうと、

そういう方針でおられるわけですか。

○政府委員(玉木清司君)　いま米軍が負担をしてきたというお言葉でございましたが、駐留米軍の経費の分担につきまして、その趣旨等につきましては、前国会以来政府の立場をるる申し上げてきましたところでございますが、現在の地位協定の枠内におきましてできるだけの寄与をしようというこ

とで概算要求をしておるところでござります。
○野田哲君 この続きはまたかかるべき場
で.....。

給与法の問題に入ってきていたいと思うんですねが、まず、去る十一月二十二日の閣議決定について総務長官に伺いたいんですが、閣議決定の三項の(2)の意味は一体どういうことなんですか。財政状況云々などということでは再建期間中はと、こういうことでいろいろ条件がつけられているわけですがれども、この再建期間中というのは何年度から何年度までをここでは想定をされているんですか。

（国務大臣）（小沢信三君） 仰お詫び申すが、御指摘のとおりました。うな人事院勧告の取り扱いに関する閣議決定を行いましたときに、「財政再建期間中」という言葉が挿入されております。これは、この閣議決定に至る間におきまして、私としては昇給延伸問題についてはこれを取り扱うことは好ましくないといふ見解も種々議論の中でいたしましたが、結論的にはこの問題を取り入れまして、その段階でこの期間中とは一体いつからいつまでなのかということをお尋ねいたしましたところ、大蔵省としては特例公債から脱却するまでの間だと、こういうお話でございました。

ちなみに第八十八国会で大平総理は、五十九年一度に特例公債からの脱却を実現することを基本的目標として云々ということで、財政再建に関しては基本的な姿勢を申し述べられておりますので、私も私としてもそれこれ勘案いたしますと、五十五年から五十九年の間を一応財政再建期間と認識をしておるのではないかと、私も認識した次第でござります。

○野田哲君 あなたもこれを決定した閣僚の一同ですから、おるのではないかというようなよそござります。

のような答弁では、私はちょっと給与担当大臣としては困ると思うんですよ。

そこで、この「昇給期間の延伸等探るべき措置」、こういうことになっているわけですが、この「昇給期間の延伸等探るべき措置」、具体的には一体どのような延伸措置を想定をされているんですか、内容としては。

○政府委員(龜谷禮次君)　ただいま総務長官から答弁申し上げましたように、閣議決定に至る経緯の中で種々論議があつたのでございますが、財政再建期間とすることに対する認識は長官が申し上げたとおりでございまして、具体的にこの定期昇

給延伸につきまして人事院には御案内のとおり検討を依頼したばかりでございまして、その検討を依頼した結果を待つて具体的な中身を検討するところ、こういうことでございます。したがいまして、この中身を財政再建期間中どういうふうにやるかという基本的なアプローチを明らかにすることを目的としております。

かどいと身仕合ひつけて語らひた語を耳にすて人事院に申し上げていいわけではございませんが、そういった議論の中で種々御議論のあつた中の一つの議論としては、定昇の延伸の方法としてたとえば現在の法律に基づきます定期算給というのが、御案内のとおり十二ヶ月を超えた場合に勤

務成績良好の場合に行なうことができるとなつてお
りますが、一つのたとえば具体的な例としては
六ヶ月延伸、したがつて具体的には昇給を十八カ
月に延伸する等の具体的な方法もあるという議論
があつたことは事実でございます。

の第三項の(2)というものは、つまり五十五年度から五十九年度まで定期昇給の期間を六ヶ月延伸をして十八ヶ月のサイクルで昇給を行っていく、こういう形にこの制度を改めようというのがこの三項の(2)の内容となっていっている、こういふ

書簡をもつて検討を御依頼したばかりでございます。そういうことでございますので、この具体的

な中身の結果がどういうふうになりますか、依頼を申し上げました結果を待つて検討するという立場は先ほど申し上げたとおりでございます。その中の具体的な一つの方法論的な意味において、たとえば十二ヶ月、現行のいわゆる定期昇給を十八

九月にするという一つの考え方も示されたということでおざいまして、いま委員御指摘のように、政府として十二ヶ月を十八ヶ月に財政再建期間中するという決定を前提に御依頼をしたというふうには具体的には考えておりません。

○野田哲君 人事院の総裁に伺いますけれども、「厳しい財政状況等にかんがみ、」云々と、こういうことで人事院に対して検討を求められたということですが、いままで長い人事院の歴史の中で、政府の側から財政事情云々によって人事院に対して勧告り又り受けで主文をつねらうこと、ようぢ

○政府委員(藤井貞夫君) 先刻も申し上げました
ように、人事院勧告といふものが完全実施をせら
れましたのは実質的には四十五年以來でございま
す。その以前は、遺憾ながら完全実施といふもの
な事例はあるわけですか。

はいろいろな事情でなされませんでした。これは一種の人事院勧告に対する政府の態度であるうかと、結論であつたかと思ひます。それが四十五年からは完全実施と、給与勧告のたてまえからいつてそういうふうになつたわけであります。国会も大変協力をしてござつて結果こういうことで目

なつたのであります、具体的に勧告に関連いたしまして政府の方から何がしかの御注文があるということは從来ございません。

○野田哲君 人事院の總裁に伺いますけれども、國家公務員法によって公務員の合意については幾

は六十四条の二項の均衡の原則、生計費や民間における賃金、それからあわせて人事院の決定する

○政府委員（藤井眞夫君） 全くそのとおりでござ
適當な事情、こういうことによる均衡の原則、こ
れがこの公務員の給与、労働条件の取り扱いの基
本原則になつてゐると思うんですが、そういう理
解でいいということでしょうか。

○野田哲君 私の承知をしているところでは、財政状況云々というのは、これは公務員の給与を構成する要素の中には入っていない、こういうふうに思っているんですが、総務長官はこの十一月二

十二日の閣議決定の三項の(2)、これについては一
体どのような法律的な根拠でこのような注文とい
うか検討を求められたのか。法律的な根拠はどこ
にあるんですか。

皆さんの税によって賄われているという前提で、そのため現下の逼迫する財政状態にかんがみまして、真にやむを得ないこととしてこの延伸の問題を取り上げざるを得なかつたと、このように私は考えております。したがいまして、從来からも

人事院勧告の完全実施はすでに私自身も完熟した制度と理解しておりますが、その従前におきましては、財政的な見地からこの不完全実施ということもあつた事実も過去には存在しておるわけでございまして、したがいまして申し上げましたように、国民の負担によってこれが縮小しているよ

○野田哲君 公務員給与については、この国家公務員法によって幾つかの原則が定められ、その講義現状にかんがみまして、真にやむを得ないとしてこの問題が提起されたものだと、こういうふうに理解しております。

成要素といふものが定められているわけです。総務長官のいまの見解によると、政府が閣議決定を行つて人事院に検討を求めたことについては法律的な根拠はないんだと、こういうことの理解でいいわけですね、そうすると。

○政府委員(龜谷禮次君) ただいま総務長官が答弁申し上げましたとおり、今回の閣議決定に至る経緯につきましては、前回の御質問にも関連して答弁したとおりでございます。

大臣も申し上げましたように、この現下の厳しい財政状況等にかんがみまして、完全実施を行なういたしましても、こういった厳しい条件の中で公務員給与といえども現下の社会経済情勢の厳しい環境の立ち外にはあり得ないと、そういう観点。あるいはまた、民間における厳しい減量経営等の状況から考えて財政期間中においてとるべき施策としてそういう検討もあつてしかるべきではないかという等々の議論が活発に閣内において行われましたけれども、当初大臣から答弁申し上げましたとおり、給与制度にかかる事項につきましては、これは当然人事院の所管に属することでござりますので、人事院の検討にゆだねることが適当であるうと、こういう結論に達しましたので今回このような検討を依頼したのでございまして、法的にぎりぎりどうこうということについて、は、先ほど大臣が答弁申し上げましたとおりでございます。

○国務大臣(小淵恵三君) いま人事局長から申し上げたように、この閣議決定に至る間におきましては種々議論がありまして、この延伸の問題も法律によらず運用ができるんではないかという議論のありましたことも事実です。それから法律によらなければできないんだろうというお話をありました。法律だけでできるんでありますて、人事院に問い合わせる必要もないだろうという議論もあつたことも種々議論の中にはあります。しかし、最終的にはやはり本問題については政府としては人事院の御意向を承るということが人事院勧告のこの制度を守り抜く政府の姿勢をあらわすやえんである。こういうことで、最終的には人事院にこの問題につきましても考え方を承りたいということで政府として態度を示したことでございまして、その点御理解をいただきたいと存じます。

○野田哲君 これは人事院に対する、見方によつては誘導政策だと思うんですよ。

そこで、人事院の総裁としては、検討を求めるられて、これについての見解というののはいつ出されるとおつもりなんですか。

○政府委員(藤井真夫君) この問題につきましては、人事院の給与勧告の制度の根幹に触れる問題でござりますので、私としても大変重大な関心を持つて見守つておるところでございます。先刻来御説明もございましたように、閣議決定がございまして、これについては総務長官の方から私のものとまでこういう閣議決定があつたからお伝えをいたしますという書簡をいただいてることは事実でございます。ただ、先刻山崎委員の御質問にもお答えをいたしましたように、私はやはり昇給延伸の問題等は、これは給与制度の離しがたい一環であるというふうに承知をいたしておるつもりでございます。したがいまして、はつきり言わしていただきますと、人事院は一定の立場から調査をして確たる資料によつて判断をして勧告をいたします。この勧告は、内閣と国会に対して、両者に對して意見の表明をするわけでございます。したがいまして、最終的判断は、人事院としてやはり勧告をする限りはこれをそのとおりに通していただきたいということの切なる念願をいたしますが、いろいろ政治的な配慮その他もございましょう。最終的に御決定をいただくのは、内閣と国会ということとで最終的には決まるわけであります。そういう時代が過去においてはあつたわけです。それが四十五年以來は完全実施ということでありにしていままでやつてまいりました。このことが國家公務員の労働関係その他について大変ないい影響を持ってきたことも事実であるというふうに私は評価いたしておるところでございます。

そこで、この問題につきましてはいま専門的な立場からいろいろ御意見もございましたが、私といたしましては給与決定の諸条件というものはいろいろの積み重ねをしてまいりました結果、民間の給与の実態を調査をしてそれとの比較において

較差があれば較差を埋めるということが一番妥当な、しかもそれこそ完熟した制度として今日まで行われてきているのではないか、また私は今まで納得のできる制度としては現在の情勢ではこれが一番いい制度であるというふうに確信をいたしております。

で、そういうようなことから、いろいろな条件を踏まえて開議においてもあのようないかたのことは私なりにこれは勉強しておりますから、それは全く不用意なことであるとも何とも申し上げません。それなりのよくよくの事情があつたということは、それなりの考え方を持っておりますが、ただ、それと人事院勧告と制度、これはやはり労働基本権との対比、制約の代償ということで、基本的にはやはり制度問題にかかわることでございます。その点は、やはりよくよくの事情ということは頭にあつても、制度自体を、これやはり枠を外れて運用するということはできぬいというふうに私は確信を持つております。したがいまして、これにつきましては検討依頼といふ実質的なお話はあつたことは事実でござりますけれども、これに対する答えは、結局は次の勧告の時期ということで答えるが、その上でこの問題については何も触れなければ、あの問題は検討がましましたけれども、それは結論が出ませんでしめた、あるいは適当でないと考えましたということになるだらうと思ひますし、よくよくこういう問題が出てまいりましたのですから、われわれといたしましても、その点はやっぱり頭に描きながらいろいろな調査その他のことはいたすことは無論やぶさかではございませんけれども、しかし、制度は長い間積み重ねて今日まで来たわけであります。そういうものについて根本的な変改を及ぼすというようなことは適切ではないという基本的な姿勢でもつて今後も廻んでまいりたいというのが私の立場でございます。

例を挙げてこれは給与局長の見解を伺いたいと思うんですが、ことしの例をとると、労働省の調査においても人事院の調査においても、民間の賃金の上昇率は定期昇給分を含めて六%、大体こういうふうに報告をされています。そこで、公務員の場合、今回の勧告によると定期昇給分として二・二八%、これをこの六%の中から差し引いた形で結局三・七%ということで較差の解消をすべきだと、こういう勧告になっているわけです。ですから、三・七%の改定、それと定期昇給分をプラスをすると、結局公務員の場合には五・九八%、こういう数字になっていると思うんですが、そこで、もし先ほどの説明を取り入れるとして、六ヶ月の定期昇給の期間を延伸をした場合には、この年間の定期昇給率二・二八%、定期昇給という制度は職員が四つのプロックに区分されておりますから、個々には相当個人差があると思うんですね、四月昇給の場合とそれから七月、十月、一月と、大体大きっぽに考えて、六ヶ月延伸をした場合の年間トータルした定期昇給率というのはどのぐらいダウンをするものなんですか。

の上がり率といいますか、伸び率といいますか、それと必ずしもパラレルというか、こうになると、は思いませんけれども、大体の線としてはおおよそ見合った線になるだろうということでおざいます。

そこで、どの程度六ヶ月延伸しました場合に影響を及ぼすであろうかということござりますけれども、これはちょっと正確に計算してみません

○野田哲君 そこで、この数字はどの程度か、こ
としまでの用でお答えいたしかねる委員でござ
りますけれども、御了承いただきたいと思います。

の席ではちょっとわからないということですが、たとえばことしの場合、例をとれば、民間の六ヶ

に文して定期昇給分はすでに会計されているというふうに文して定期昇給分はすでに会計されているといふことで三・七分の勅告があつたわけですが、この定期昇給の期間を延伸をして、それによつて公務

員の基礎ベースというものがダウンをしてくる。ダウンをしてくるということは、先ほど総裁もちよつと触れられたわけですけれども、それだけ

結局民間との比較の中で較差がたくさん生ずる、こういうことになるわけですから、例を仮定の数字をも含めて言いまして、ことしも六ヶ月平均開口正

うような仮定をした場合には、ことしの勧告は三二

の較差解消という方式でいけば、数字は仮定として七%ではなくて四・五%の較差、こういうことの推定が出てくるんじやないか。現在のこの人事院

ても、つまり昇給率がダウンをしていけば較差がそれだけ拡大をして、勧告による引き上げ率、これがふえてくる。こういう理屈になると困

○政府委員(長橋進君) お答え申し上げます。

四月時点における公務員の給与ということになりますと、四月時点の昇給、三分の一なら三分の一の数でよろしくうござりますけれども、それ

が織り込んだ形として基礎になりますから、四月一日の昇給分がそれに入ってこないということになりますので、官民較差が拡大するということです。

それから七月以降の昇給分につきまして、つまり四月一日における給与決定後のいわゆる変動要因でござりますけれども、それも結局六ヶ月といふことになりますとそれ込みますので、その分の較差の問題も四月一日の比較の時点において影響を持つてくるであろうけれども、それでも結局六ヶ月といふことがございます。したがいまして、いま先生は仮定の数字を挙げてお尋ねになられましたけれども、大体その傾向としてはそういうかつこうにおさまるのじやないだろうか。つまり四月時点における較差が従前の比較方式をとった場合よりも拡大するであろうということをございます。

○野田哲君 私は少し勘ぐり過ぎかもわかりませんけれども、國家公務員法の六十四条の二項の中の均衡の原則の中に、「人事院の決定する適當な事情」という項目が一つありますね。この「人事院の決定する適當な事情」というのは、つまりこれは公務員の給与が生計費や民間における賃金、これと均衡を保つていくという原則、こういうことで原則が立てられているわけです。そこで、ここにある「人事院の決定する適當な事情」というのは、つまり均衡の原則ということの中でいろいろ人事院が諸種の事情を判断をして決定する事項ということであって、つまり今回閣議決定によつて求められている昇給措置の延伸等のことについては、これはこの六十四条の二項に言うところの「人事院の決定する適當な事情」とは別の問題だというとの理解でいいんでしようかね。

○政府委員(藤井眞夫君) 法律には適當と認める事情というような文言のあることは事実でござります。これも運用をどうするかというようなことで、過去においていろいろ御論議がございました。その中でおのずから落ちつくべきところに落ちついてきたというふうに了解をいたしております。したがいまして、その中には物価その他の問題もございましょう。しかし、それらは民間の給与の中に全部溶け込んでおるという大局的な判断を從来やってきているわけです。そういうことで詳細な調査を四月時点において行いまして、そ

で公務員の給与と民間の給与というものを比較して、較差があればこれを埋めるという方針で今までやってきたわけです。これは確立しておる一つの原則であろうかと私は思つております。したがいまして、これは労働基本権制約との関係から申しますと、人事院の行います勧告、またそれを受けて御措置をいたしたこと、これによつて人件費等の上昇がございますが、それは私はいわば義務費であるという認識に立つてしかるべきだというふうに思つております。それが先刻申し上げましたように、財政状況その他といふものがござりますので、その時点において内閣なり国会が判断をいただくということについてとやかく人事院は申しません。申しませんが、しかし基本的にやはり労働基本権制約の代償機能であるといふ性格から言ってやはり人事院勧告といふものは御尊重いただきたい、それがあくまでもたてまえであり、大原則であるということは從来も申し上げてきたところであり、また大方の支持も受け、また政府、国会においてもその角度に立つて今まで措置をせられてきたものであるというふうに理解をいたしております。

○野田哲君 防衛の問題あと二、三伺いたいんですが、防衛施設庁で、昭和五十四年十月二十三日に昭和五十二年度分の林業補償、これを忍草の入会組合を除く山梨の北富士の関係のところに二千八百万円払っているということですが、この支払いの根拠となる野草などの採取の事実とか、あるいはその採取の必要性が阻害されることに起因する実損の存在、こういうものについて防衛施設庁は現地での事實を確認をした上で支出負担行為を行つたのかどうか、この点はいかがですか。

○政府委員(玉木清司君) 支払いに至りますまでには所要の調査を実施して支払いをしておるわけになりますが、支払いの調査の細部につきましては施設部長から答弁いたさせます。

○政府委員(森山武君) 先生御存じのとおり、北富士演習場における林業補償というものは、入会権に対する補償という考え方を私どもは持つておいでございますが、支払いの細部につきましては施設部長から答弁いたさせます。

りません。米軍接收のときに、従来からその米軍が演習しておる、あるいは米軍、自衛隊が演習している原野に立ち入つていた事実を尊重し、立ち入つて林野雑産物を採取する農業經營上の必要性が存続していると、そしてかつ演習場の中に林野雑産物の採取が阻害されている事実があるもの、こういう二つのものを対象としてその阻害の程度に応じて補償措置を講じているところでございまして、これはいわば関係住民の民生安定と演習場の円滑な実施ということの二つの目的を持ちました行政措置として私どもは考えております。

それで、ただいま御質問の実態調査につきましては、個々の農家の農耕面積とか、あるいは現に農業經營上の必要性があるかというふうなことを詳しく各戸にわたりまして調べた結果に基づいております。ただ、個々の農家の事情から実際に個々の農家が採取をしたかどうかということについては触れないといいますか、それは構わないといふ考え方で、本来採取できない状態にある、演習場の演習により採取が阻害されていると、そういう事実の状態を認識してやつております。ですから、先生の御質問のあつた実態調査ということについては、耕地面積とか、そういうことは個々の農家について実態調査の上やつておるわけでございます。

よく存じております。しかしながら、私どもといだしましてはそのような問題は問題といたしまして、会計機関のるべき会計経理としては違法、不當なことがあってはならないと考えておりますので、その点については十分配慮して検査しているつもりでございます。

○野田哲君 それでこの林野雑産物補償といふ、二千八百万を出すという場合には、林野雑産物でどのような損害を受けたのか、こういう実態に基づいてやられるべきではないですか。それともいま、言葉は悪いが、つかみ金のような状態でやられてもいいのか、この点は検査院としての見解はどうなんですか。

○説明員(行方敬信君) ただいまの点でございますが、この問題の背後には、先ほども申し上げましたが、地元におきましては入会権という権利に対する補償である、それに対しまして施設庁側では、これは権利に基づかない、契約に基づく補償であるという考え方があると思いますが、この点非常に背離した形になつておると思ひますけれども、現在施設庁のお考えは、これは現に採取しているという事実を必要としない、演習場の存在によつて本来採取したとすれば採取できたであろうという損害、これを考えておられますので、その点につきましては現に地元の農家がどのような採取をしているか、そこまで深く入ることが必ずしも補償の方針からは必要と思われませんので、必ずしも私どもは検査はできているとは思ひますが、ただ、現状では違法、不当とは言えないだらうと考えております。

○野田哲君 忍野小学校の建築に対する補助金の問題ですが、ここに読売新聞の地方版があるんですが、忍野村の当局では忍野小学校の建設について、防音対象となる音の存否というの、これは防衛施設庁が判断をして補助金を出すことにしたのであって、村から積極的にうるさいから防音にしてくれということを要求したものではない、こいつらふうな村当局の見解があるので、一体忍野小学校の現在の状態について、防衛施設庁は

二重窓にしなければならないほどの防音施設が必需要だというふうに認識されたわけですか。村当局がこつちから言ったものではないが、防衛施設の話ということで新聞にも談話を発表しているのですが、まさに結構な金の使い方だと思うのですが、この点はいかがなんですか。

○政府委員(森山武君) ただいまの忍野村長の談話ということで新聞に出ました件につきましては、私は、実は十一月二十日まで横浜防衛施設局長をやつておりました。忍野村長さんが新聞の報道のあつた後すぐ私を訪ねてきました、そういうふうな談話を言った事実はございません、私はああいうことを言っておりませんと答えておりました。

○野田哲君 私どもは、北富士演習場の砲撃音がうるさいといふことで、何とか忍野小学校を防音工事していくという忍野村の要望に基づいて調査をし、採択し、それからいまの工事を始めているわけでございます。

○説明員(行方敬信君) それから、細部を多少御説明してよろしゅうございますか。——ただいま御説明しましたように、忍野村の方から学校防音をやってくれと、教育効果を上げるために忍野小学校の学校防音を要望されて以来、昭和五十年九月八日から十三日まで六日間、忍野小学校の隣接の忍野村コミュニティーセンターにおいて横浜防衛施設局が音響の測定の調査をやりました。この忍野小学校は砲座から約四千五百メートルくらい離れているところでございますが、最初にその結果を先に申し上ります。

○野田哲君 検査院は、この忍野村の小学校の補助金に対する申請を出たんですか、村の方からは。○政府委員(森山武君) 補助申請が出されております。

○説明員(行方敬信君) 忍野村をめぐる騒音でござりますが、北富士演習場の騒音は、御承知のように砲の発射音ということできわめて短時間に発生し、短時間に消えるという性質を持つております。これは測定上若干の困難はあると思いますが、渡辺孝基さんからは確かにそのよう

四十九年六月二十七日の防衛施設庁告示第七号に告示されている別表第一が、学校の場合の音響の強度、頻度の表でございます。それで、その防衛施設庁告示第七号を見ますと、一授業単位の中で

七十ボン以上の音響が回以上または八十ボン以上回以上、その場合には防音工事を実施してよろしい、こういう結果になるわけです。

ただ、それを受けまして防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱というのを施設庁訓令で施設庁長官が制定しております。その別表の第二に、た

だいま先生が御指摘になりました二重防音サッシが必要かというふうな御質問に関連する基準を設けております。

○野田哲君 いいです、もうそれ以上の詳しい説明。

○政府委員(森山武君) では一言だけ。

○野田哲君 その中の基準で、ただいま御説明しました一時

間の授業当たり九十ボン以上十回以上という時間が七回あったわけですが、これを一週間の授業単位三十四で割りますと二〇・六%になります。こ

れで私、説明しようとした訓令の基準に基づきま

すと、この阻害率が二〇%以上の場合には二級防音工事、いわゆる先生の御指摘になりました防音工事を採択する基準に該当するわけでございま

す。

○野田哲君 そうすると、施設部長、これは忍野

村からこの補助金をくれというデータを添えた申請が出たんですか、村の方からは。

○政府委員(森山武君) 補助申請が出されており

ます。

○野田哲君 検査院は、この忍野村の小学校の補助金に対する申請を出たんですか、村の方からは。

○政府委員(玉木清司君) 先生御指摘の文書、私も拝見しております。それのお立場で御意見はありますかと思ひます。たゞいま関係政府委員から申し上げましたとおり、本件の支出を行いましたが、かかるべく官庁としては調査を実施いたしまして根拠に基づいて支出しておりましたので、渡辺さんの御意見は御意見として拝聴いたしましたが、私どもの支出そのものについての妥当性についてはこのままでよろしいというよう

に考えております。

○野田哲君 検査院どうですか。

○説明員(行方敬信君) 忍野小学校の事業につきまして、結論的には先ほど申し上げたとおりでござりますが、渡辺孝基さんは確かにそのよう

が、忍野小学校の事業の採択に当たりましては、これは施設庁でそのような調査をされて基準に満ちているということで採択されたと考えております。

○野田哲君 そうすると、検査院としてはそういう考えに立つたことであつて、具体的にそ

ういう施設に対する補助が必要であるかどうかという、条件にあるかどうかという実態までは調査してないと、こういうことなんですね。

○説明員(行方敬信君) 北富士演習場の騒音は、ただいま申し上げましたとおり、いわゆる衝撃音に属するものでございますが、かつ日によつてある日とない日とがございます。私どもが実地検査に参りました当日そのような測定ができるかと申しますと、これはなかなか気流その他の関係上非常にむずかしく、そのような意味で私どもは調査したと申し上げております。したがいまして、私どもが測定した結果そのようになっているといふことはございません。

○野田哲君 防衛施設庁と検査院に現地の住民の渡辺さんという方が、これは不当支出ではないかと、国費の乱費ではないかということで問題を具体的に指摘をした文書がそれぞれ出ていると思うんですが、これについてはどういうふうに受け取られていますか。

○野田哲君 渡辺さんという方が、これは不当支出ではないかと思ひます。それのお立場で御意見はありますかと思ひます。たゞいま関係政府委員から申し上げましたとおり、本件の支出を行いましたが、かかるべく官庁としては調査を実施いたしまして根拠に基づいて支出しておりますので、渡辺さんの御意見は御意見として拝聴いたしましたが、私どもの支出そのものについての妥当性についてはこのままでよろしいというよう

に考えております。

○野田哲君 検査院どうですか。

○説明員(行方敬信君) 忍野小学校の事業につきまして、結論的には先ほど申し上げたとおりでござりますが、渡辺孝基さんは確かにそのよう

な趣旨の上申書をいただいております。したがいまして、これに対し私どもといたしましてその結果を御説明するのが適當かどうか、これは上司に諮りまして進めたいたいと思います。

○野田哲君 外務省見えてますか。——十一月の

六日に沖縄県の読谷村で、米軍の演習中に落下傘が民家の居住地域に落下をした。こういうことで、現地の住民には大変なまた不安を与えていた。あの個所というのはもう十数回、今まで何回もそのような状態の事故が続発をしておる。あるときは、これはもうずっと以前のことですけれども、戦車が落下傘投下で演習区域以外のところに落下をして、七歳の少女がそれによつて下敷きになつて死亡するという問題、あるいは材木が投下されるときにこれが民家の屋根に落ちて屋根をぶち抜いてしまう、こういうような問題が発生をやがておらん。今後も物資のパラシート投下演習はやらないというようなことも言つておるわけでござります。今後も物資のパラシート投下演習はやらないといふことは非常に遺憾であったということを言つておられます。

それから、いま御指摘のキリーン少将そのものは、十一月の二十八日でしたか、施設局が行いました調査結果を認めて、付近の住民に不安を与えたことは非常に遺憾であったということを言つておられます。

他方、日米安全保障条約の立場から申しまして最近、伺うところによれば、現地の防衛施設局で地元の方々といま調整を図るためにお話を続行中であるというふうに伺つておるわけでござります。いずれにせよ、現状において訓練そのものは行つていません。

それから、いま御指摘のキリーン少将そのものは、十一月の二十八日でしたか、施設局が行いました調査結果を認めて、付近の住民に不安を与えたことは非常に遺憾であったということを言つておられます。

他方、日米安全保障条約の立場から申しまして最も防衛施設局とよく連絡をとりまして、あるいはたものと認め、住民に不安を与えたことを陳謝いたしまして、その対策についても一案を提案しておるという状況でございます。

○和泉照雄君 私は、一般職の職員の給与に関する

も防衛施設局とよく連絡をとりまして、あるいは

も防衛施設局とよく連絡を

でございますが、先生も御案内のように、国家公務員法におきましては、一般職公務員に関する中央人事行政機関といたしまして人事院と内閣総理大臣が置かれているのでございますが、この両者の関係につきましては、人事院は、公務員が公共の福祉の見地から種々制約を受けていること等にかんがみまして、先ほど大臣も答弁ございましたように、中立的な第三者機関として、中立的あるいは専門的な立場から給与その他の勤務条件の改善に関する勧告を行うなど、人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等の事務を所掌しておられるところでございます。一方、内閣総理大臣におきましては、職員の使用者としての責任ある立場にございまして、この立場から適正な人事管理を行なうために、職員の能率、公正、服務等に関する事務及び各行政機関が行います人事管理に関する方針、計画等に關し、その統一を保持する上で必要な総合調整事務を所掌しておるところでございます。で、この事務につきましては、行政組織上総理府人事局が所掌しているところでございまして、人事院と内閣総理大臣におきましては、一般的な立場から適正な人事管理を行なうために、職員の能率、公正、服務等に関する事務をやるというのがその与えられた任務を行なうために、職員の能率、公正、服務等に関する事務をやるというものがその与えられた任務でございます。

○政府委員(藤井貞夫君) 御指摘がございました

大臣におきましては、一般職公務員の人事行政

に関しまして、その事務の性質に応じてそれぞれ所掌しているわけでございまして、後ほど人事院から御答弁もあるところと関連をいたしますが、両者はお互いに所掌範囲を異にしておりりますが、国家公務員法上の目的でございます公務の民主的、能率的運営の確保のための緊密な連携を図るべきことは言うまでもないところと考えております。

○政府委員(藤井貞夫君) 御指摘がございました

ように、また、いま総理府の方からも御答弁があ

りましたように、中央人事行政機関といたしまして人事院と内閣総理大臣があることはそのとおりでございます。人事院は、大変決まり文句で恐縮でございますが、一般職の国家公務員の人事行政を所掌する中立的第三者機関でございまして、国

民に対しまして公務の民主的で能率的な運営を保

でございますが、先生も御案内のように、国家公務員法におきましては、一般職公務員に関する中央人事行政機関といたしまして人事院と内閣総理大臣が置かれているのでございますが、この両者の関係につきましては、人事院は、公務員が公共の福祉の見地から種々制約を受けていること等にかんがみまして、先ほど大臣も答弁ございましたように、中立的な第三者機関として、中立的あるいは専門的な立場から給与その他の勤務条件の改善に関する勧告を行うなど、人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等の事務を所掌しておられるところでございます。一方、内閣総理大臣におきましては、職員の使用者としての責任ある立場にございまして、この立場から適正な人事管理を行なうために、職員の能率、公正、服務等に関する事務をやるというのがその与えられた任務を行なうために、職員の能率、公正、服務等に関する事務をやるというものがその与えられた任務でございます。

○和泉照雄君 されど、このように思いました。

これに対しまして、内閣総理大臣、これは実際

の事務を担当しておりますのは御承知のように

総務長官であり、また部局としては人事局でござ

りますが、当局側の人事管理に関する責任体制の確立という必要性から、服務、能率を中心とした

事務と、それから政府部内的人事管理につ

いての一般的な統一保持上の必要な総合調整に

関する事務をやるというものがその与えられた任務でございます。

いま申し上げましたとおりでございますが、具

体的に言つて服務、能率等について、たとえば人

事院と内閣総理府との関係がどうかということを

申しますと、これは、端的に申して人事院につい

ても能率、服務についてむろんこれは所掌いたし

ておりますが、その場合にやはり法律の解釈、運

用あるいは人事院規則等の制定に基づく枠の設

定、基準の設定ということがその中心的な機能に

なるわけでありまして、その枠の範囲内において

各省庁がばらばらになつても困りますから、そ

ういう意味でその運用の面に關しまして各省庁相互

間の統一保持を図る、また連絡調整を図っていく

ということにその特色があるというふうに考えて

おります。

ただ、いま総理府の方からも御説明のございま

したように、それぞれの職務権限なり機能とい

うものには相違がござりますけれども、これは両者

の延長等の措置をとるべきであるとするなどの

種々議論が行われたところでございますが、政府

いたしましては、定期昇給の延伸といいました

現下の厳しい財政状況等にかんがみまして、完全

長官御答弁をされたことにも若干重複、関連した

答弁になるかと思いますが、御案内のとおり、今

回人事院の給与勧告の取り扱いにつきましては、

現下の厳しい財政状況等にかんがみまして、種々

実施を行なうといったましても財政再建期間中昇給

の延伸等の措置をとるべきであるとするなどの

議論が行われたところでございますが、政府

いたしましては、定期昇給の延伸といいました

現下の厳しい財政状況等にかんがみまして、完全

長官御答弁をされたことにも若干重複、関連した

答弁になるかと思いますが、御案内のとおり、今

回人事院の給与勧告の取り扱いにつきましては、

現下の厳しい財政状況等にかんがみまして、完全

長官御答弁をされたことにも若干重複、関連した

答弁になるかと思いますが、御案内のとおり、今

とおり、人事院の存在の意義ということを考えましたならば、書簡という形で誘導していくよな、そういうやり方というのは私は不適当であろう、このように思つたわけでございます。

次は、退職手当の制度の見直しについてお伺いをしますが、今回の閣議決定の中で退職手当制度の見直しを言っておるようでございますが、どのような観点から、どのような事項を見直す必要があると考へておるのか、説明を願いたいと思いま

す。

かつて、共済年金と厚生年金の官民較差が問題とされたときに公務員の退職金も俎上に上げられたことがあります、今はそのような観点から見直しではないようでござりますけれども、しかし、すでに人事院に実態調査を依頼して報告を受けていることがうかがえるのでございますが、その詳細をあわせて報告をされたい。

また、この際改めて公務員の退職手当の意義、性格を伺つておきたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君) 国家公務員の退職手当につきましては、おおむね五年ごとに人事院が民間退職者退職金調査を行つてまいります。

総理府では、その調査結果に基づきまして、国家公務員の退職手当と民間企業の退職金との均衡等

について従来から検討いたしてきたところでござ

ります。四十八年の退職手当法の改正も人事院の民間退職金調査結果に基づいたものであります

が、今回の検討も前回同様の趣旨で行いたいと考えております。詳細につきましては人事局長から御答弁いただきますが、現下、官民較差論議がきわめて世情かまびしきとも事実でございま

す。そういった観点からも、官民の退職金の間に較差がありやなしかということは、ひとり政府のみならず国民全体が監視をしていることでもあ

りますので、この点につきましても、調査の結果を待つてでございますが、見直すべきでないかといふ議論が今回の閣議決定に際して強く出されたところでありまして、そのことが決定の中にも盛り込まれておるわけでございます。

したならば、書簡という形で誘導していくよな、そういうやり方というのは私は不適当であろう、このように思つたわけでございます。

○和泉照雄君 次は、昇給停止措置についてお伺

いたします。

今回、五十六歳以上の者、当面は五十八歳以上

の人について人事院勧告に基づいて昇給を停止す

る措置がとられております。その理由としては、

いわばこの層は民間と逆較差となつており、公務

員部内における配分の適正化の上からも問題があ

ること、昭和四六年以降五十八歳以上の者につ

いてとられている昇給延伸措置が必ずしも効果が

上がつてない等のことが挙げられているようで

ございますが、この際、改めて昇給停止の措置を

とられたことの理由についてお聞かせ願いたいと

思います。

○政府委員(長橋進君) お答え申し上げます。

官民給与較差の現状を年齢階層別に見てまいり

ますと、高年齢層のところはかなり公務員給与が

高くなつておるのであります、若中年層のところは逆に民間給与が公務員給与を上回つていると

いうのが現状でございます。これは昨年の報告の

際にも、逆較差の現状について資料として御報告

申し上げたところでござりますけれども、これは

やはり人事管理上もまた給与上もこのまま放置し

ておくことはいろいろ問題が起るということもございまして、この廢止化を図らうということ

でございます。もちろん公務部内には公務部内の

特殊的事情ござりますから、必ずしも機械的に合

わせるということじゃございませんけれども、やは

り官民給与の均衡という観点から申し上げます

と、水準につきまして合わせるとともに、その配

分についてもやはり民間とはなはだしく実態乖離

しないようになりますのでございま

す。そういう観点からして、公務員の実

給を勧告申し上げた次第でございます。

○和泉照雄君 今回改正案の文言を見ますと「昇

給しない」と、このように規定をされておるよう

でございますが、これでは、昇給の意義から見て

も、また今回停止措置を導入する理由から見ても

不適切ではないかと、私はこのように思います。

それから特別昇給との関係でござりますけれど

がなされる可能性もありますし、民間との逆較差が解消することもあるのではないかと、このようになります。

今回、改正案の文言として、「昇給しない」と、このように厳しい文言ではなくて「昇給を停止する」というような文言にして、あくまでも政策としてこのような方法をとることを法文上明確にさせるべきであると、このように思つてございますけれども、御所見を承りたいと思います。

○政府委員(長橋進君) 文言の点につきましては、先生おっしゃるようないろいろ御意見おありかと思いますけれども、私どもの気持ちいたしましては、いわゆる普通昇給ということを対象にすることは、いわゆる普通昇給といふことを対象にすることでもございまして、客觀的に見ますけれども、具体的にはどのような場合が該当するということもございまして、客觀的に見ますけれども、具体的にはどのような場合が該当するというふうに思つています。

○和泉照雄君 また、この改正案の中では昇給停止措置の中で、「勤務成績が特に良好であるもの」については例外を認め得るように規定されておりますけれども、具体的にはどのような場合が該当するのでしょうか、説明を願いたいと思います。

また、本法案の附則7においては、二号準上位号俸等を超えていない職員についての経過措置が規定をされておるようですが、いわゆる特別昇給との関係はどのようになるか、御説明を願いたいと思います。

○政府委員(長橋進君) 今回の措置は、あくまでもいわゆる普通昇給というものを念頭に置きました措置でございます。したがいまして、勤務成績が特に良好あるいはその生命を賭して職に当たるといったような、そういう特別な実績等に基づく昇給、これまで影響を及ぼすべきものではないという考え方立つて特別の場合はいわゆる昇給といつたような、そういう特別な実績等に基づく昇給、これが最も影響を及ぼすべきものではないという考え方立つて特別の場合はいわゆる昇給といつたようなのはこのまま存続させるべきでないだろ

うかということでやはり特別の場合を除いたところでございます。そういうことでやはり特別の場合を除いたところでございます。

大臣の据え置きといふのは、単なる国民に対する政治的なポーズではないかという意見が非常に強

いようでございますが、政府はこの点をどのように考え、理解し、説明をされようと思いますか、お答え願いたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君) 今回内閣総理大臣、国務大臣等の給与を据え置いた理由といたしました財政状態にかんがみまして据え置くことといたしました次第でございまして、先生御指摘のように単なるボーナスかと、こう言われるんですが、やはり国における最高責任者、それに従う者が率先进してこうした事態に対処してベースアップを控えるということはきわめて意義の深いことだとい

うふうに認識をいたしております。

なお、一般職のベースアップの半年振り下げの問題でございますが、これもいろいろな見方があるかと存じますけれども、やはり一般民間で申し上げれば会社の役員に匹敵をするクラスかと存じます。企業経営の中にあってきわめて苦しい運営をいたしておる過程におきましては、世にそした方々みずからやはり給与の引き上げを行わない、あるいはベースアップに対して厳しい態度でみずから臨まれるということもございますので、官にありますてもやはり同様の姿勢を示す必要があるのではないか、こう考えた次第でございます。

なお、それによつて財政的にいかほどの余裕が出るか、こういうことでございますが、これはおむね十億円程度と承知をいたしておりますが、私ども、この数字につきましては積算する根拠がございませんのでさよう心得ておる次第でございます。

○和泉照雄君 大体その積算する根拠がないと、これだけを給与の問題で削減せられる、あるいは定昇をストップしたりしたらこういうような効果があるんだということぐらいは積算するのが私は責任ある総理府であるし、そういうふうに思うんですね、全然積算をしてないんですか。

○政府委員(龜谷禪次君) ただいま大臣がお答え申し上げましたように、先生の御質問に的確に精緻にお答えできませんが、大体十億円程度ではないかと申し上げました意味は、先生も御案内のように、この特別職の給与の制度につきましては、一般職公務員のみならず裁判所、いわゆる裁判官、検察官あるいは国会等いろいろ諸般の関連もございまして、いわゆる三権分立という意味でだけ申し上げるわけではございませんが、私どもがすべてをその面まで把握をしてどうこう積算をするという立場にないものですから、そういうふうにお答えをしているわけでございます。

○和泉照雄君 十億円もそういうことで節約をしておややりになるということ、それも意識があるかと思いますけれども、やはり大きな意識は綱紀の

東正であるし、特殊法人とかそういうようなせい

内を落として出するを制するということに重点を置くのが総理府の役目ではないかと思います。そういうことに大きく目を向けるということで公務員の士気も向上していくんじゃないのかと、綱紀の東正ということを強く踏まえていくことが大事じゃないかと私は思いますが、いかがですか。

○國務大臣(小淵惠三君) お説のとおりと考えております。

○和泉照雄君 次は、週休二日制についてお尋ねをいたしますが、給与勧告と同日の去る八月十日、一般職の職員の週休二日制について人事院の勧告が行われております。公務員の週休二日制については過去二回試行が行われ、いまや実施時期が最大の問題点であると思われます。公務員に週休二日制を制度として導入するには一般職給与法の改正が必要とされているようあります。政府は、この人事院勧告について現在までどのようないかで検討を続けてきたのか、またいつごろをめどに一概職給与法改正案を国会に提出して週休二日制の導入に踏み切る方針であるのか、お伺いをしたいと存ります。

○國務大臣(小淵惠三君) 人事院の勧告当日、早速に週休二日制関係閣僚懇談会を開催いたしました。検討を始めましたのを初めとして、以来十数次にわたりまして関係省庁間で検討を重ねてきたところでありますが、定員問題等なお調整すべき問題が残されておることも事実でございます。政府

い次第でございます。したがいまして、御質疑ありましたように、いつまでと、こう申されてしまつた日にちをここで申し上げることができます。それが実情でございます。それから自衛官の俸給につきましては、これもまあ一般職の特に公安職の俸給表を準用して定められておりますが、決まりましたようにかんがみまして、超過勤務手当の算入やないかと私は思いますが、いかがですか。

○和泉照雄君 やはり人事院の勧告を軽視しておると、私はそう言わざるを得ないと思うんです。今回のいろんな給与の体系の問題であつたにしてみると、私はそう言わざるを得ないと思うんです。つまりお許し願いたいと存じます。

○和泉照雄君 やはり人事院の勧告を軽視しておると、私はそう言わざるを得ないと思うんです。

○和泉照雄君 やはり人事院の勧告を軽視しておると、私はそう言わざるを得ないと思うんです。今回いろいろな給与の体系の問題であつたにしてみると、こういうような二日制の問題にしても勧告はもう出でるわけですから、後はあなたの方の方の実行の段階ですから、早急にひとつ着手をされるよう強く要請をしておきます。

次は、防衛庁の給与の関係に移りますが、防衛庁職員の給与体系は、当委員会においてもこれまで種々の指摘をしているように、俸給月額の算出の複雑なこと、またその算出根拠の妥当性に疑義があるもの等が見られます。特に隊員等の意見が直接に表面化しない実態を考えれば、これはその責にある者が真摯に取り組まなければならぬ問題だと思いますが、この点について防衛庁の態度をお聞きすると同時に、当委員会の過去の質疑の中で給与体系の検討に積極的な姿勢を表明している経緯から言っても、今までの検討成果、または給与制度研究会といふものを防衛庁の中でつくっているとも聞いておりますが、どのような体制で行っているかも含めてお答え願いたいと思います。

○政府委員(夏目晴雄君) 防衛庁職員の給与につきましては、一般的公務員の例に準じまして定められておることは御承知のとおりかと思います。具体的に申し上げますと、防衛庁の職員の俸給には参事官等俸給というのが一つございます。それから自衛官の俸給、それから事務官の俸給といふのが、大きく分けて三本あるわけでございますが、このうちの事務官につきましては、一般職の場合は平均して約三・六%アップのようございますが、これを階級別に見ると将補だけが四・八八%と大幅にアップをしておるようあります。これ

は一般職の例に準じて定められており、超過勤務の他についての若干の加算をしているというふ

が実情でございます。それから自衛官の俸給につきましては、これもまあ一般職の特に公安職の俸給表を準用して定められておりますが、これが実情でございます。それから自衛官の俸給につきましては、これもまあ一般職の特に公安職の俸給表を準用して定められておりますが、これも自衛官の任務の特殊性、勤務態様の特殊性というふうなことにかんがみまして、超過勤務手当の算入あるいは管外居住手当、糧食費といったものの調整というふうなことが一般職と違った形で加味されているということについては御承知かと思います。

そこで、第二に御指摘の防衛庁職員給与がきわめて複雑であるということから、この委員会においても過去再三御指摘を受けたわけでござります。この問題は、防衛庁職員の給与の基本的な問題でもござりますし、沿革的にも長い歴史を持ったものでもございますので、非常にむずかしい問題が多々ございます。しかし、御指摘の一つ一つが非常に当たるところが非常に多いということです、私どもとしても慎重に検討をしておるところでございまして、具体的に言えば私どもの防衛庁の中には、この問題は、防衛庁職員の給与の基本的な問題でもござりますし、沿革的にも長い歴史を持つたものでもございますので、非常にむずかしい問題が多々ございます。

そこで、第二に御指摘の防衛庁職員給与がきわめて複雑であるということから、この委員会においても過去再三御指摘を受けたわけでござります。この問題は、防衛庁職員の給与の基本的な問題でもござりますし、沿革的にも長い歴史を持つたものでもございますので、非常にむずかしい問題が多々ございます。しかし、御指摘の一つ一つが非常に当たるところが非常に多いということです、私どもとしても慎重に検討をしておるところでございまして、具体的に言えば私どもの防衛庁の中には、この問題は、防衛庁職員の給与の基本的な問題でもござりますし、沿革的にも長い歴史を持つたものでもございますので、非常にむずかしい問題が多々ございます。

そこで、第二に御指摘の防衛庁職員給与がきわめて複雑であるということから、この委員会においても過去再三御指摘を受けたわけでござります。この問題は、防衛庁職員の給与の基本的な問題でもござりますし、沿革的にも長い歴史を持つたものでもございますので、非常にむずかしい問題が多々ございます。しかし、御指摘の一つ一つが非常に当たるところが非常に多いということです、私どもとしても慎重に検討をしておるところでございまして、具体的に言えば私どもの防衛庁の中には、この問題は、防衛庁職員の給与の基本的な問題でもござりますし、沿革的にも長い歴史を持つたものでもございますので、非常にむずかしい問題が多々ございます。

そこで、第二に御指摘の防衛庁職員給与がきわめて複雑であるということから、この委員会においても過去再三御指摘を受けたわけでござります。この問題は、防衛庁職員の給与の基本的な問題でもござりますし、沿革的にも長い歴史を持つたものでもございますので、非常にむずかしい問題が多々ございます。

あつたのが、今回からその一部を一等級に対応させた結果と思われますが、今回将補の対応等級を変更させた理由、特に将補の職務内容をどのようないどらえての措置であったのかを明らかにされたいと思います。

○政府委員(要)昭和三十一年十二月二十日付のとおり、今回將補の基準俸給を改定することは一つの大きな柱になつておりますが、御承知のようにこの將補の俸給は基準俸給というものが一般職の二等級にリンクしてゐるということは、これは昭和三十二年以來続いていることでございます。しかし、一般職の行政職

職の二等級というのではなく格上げも行われておりますし、たとえば本省庁の課長のうち、特に重要な課長については逐次一等級に格上げされている、というふうなことがございます。しかしながら、わが自衛隊におきましてはいわゆる編成組織ということが決められておりまして、一般職と同じような格上げにはおのずから制約があるわけでござります。たとえば、連隊長は現在一佐でございまが、これを将補にするというようなことはなかなか現実的にむずかしい問題があるわけでござります。そういう意味でその格上げとは別に将補のリンクを改めまして、なるべく一等級に近い形でいわゆる是正措置を講じているというふうな形で今日の考え方でございます。

なお、将補がどういう任務かということでおぎますけれども、自衛隊において将補というのだけれども、将に次ぐべきわめて高い地位でございまして、たとえば陸海空各軍種部の部長ある、ほんと大隊長の等々

○和泉照雄君 防衛厅にお聞きしますが、自衛官長もしくは副長といったところが現在の職務のまかな内容でございます。

の俸給表の改定に当たっては、一般職の指定職相当を除き、行政職(一)、公安職(一)、公安職(二)の俸給目録を基準として階級別に算出をされているようですが、一般職の俸給表の改定に当たっては人事院がその対象となるものの実態を考慮して作成し、勧告しているのは御承知のとおりでございます。このような一般職の職員の実態と必ずしも

一致しない自衛官にそのまま基準俸給月額として使用することについて、防衛庁のお考えをお伺い

○政府委員(夏目廣雄君) 確かに、自衛隊の任務あるいは自衛官の職務の内容というものは一般職のそれと全く同一のものというものは見当たりません。しかしながら、われわれとしてはなるべく類似の官職、等級の一般職といふものに見合つた形で、たとえば現場の一曹、二曹というのは警察官で言えば現場の係長であるとかあるいは巡回部長であるとかいうふうに匹敵するんではないかと、いうふうなことを考えながら現在の俸給表といふものを決めているわけでございます。そういう意味から大きくなれわれ外れているとは思いませんけれども、なお自衛官俸給表といわゆる一般職のリンクのあり方等につきましては、先ほど申し上げたいわゆる職員給与制度研究会の中において今後真剣に、慎重に検討していくたいと、こういうふうに考えております。

たしますが、参事官等俸給表の改定に当たっては、指定職を除いてそれぞれ対応する行政職(の)俸給月額に調整率を掛けて算出しているようですが、この問題をよりよくして、公務の過労を防ぐため

さいます。この調整率は、公安職の超過勤務手当支給実績を参考して算出していると聞くが、公安職と異なる勤務体制である参事官等にこのような調整率を使用していることについて、防衛庁のお考えをお述べいただきたいと思います。

○政府委員(夏目晴雄君)　自衛官の俸給に調整率を加味しているということにつきましては、先ほど来申しているような自衛官の勤務の態様というものがいわゆる二十四時間勤務体制にあるというふうなことから、いわゆる超過勤務というものにははじまないんではないかというふうに考えております。

それから、われわれ参事官の俸給表にやはり調整率が入っているのはどうかということございまますけれども、われわれ参事官というものは、自

衛隊のいわゆる基本的な計画であるとか方針であ

とかいうふうなものの作成について長官を補佐するという立場がござります。言つてみれば自衛

隊の運営に非常に密接な関連を持つていて、ふうなことから、参事官も自衛官も一つ、同じ管理下に置くというふうな面から同じ考え方を取り入れている。つまり、この二点によつ

入れでいいわけでもございまして、このことはよくて自衛官と参事官等の一体感といいますか、連帯感といいますか、そういうものの保持が図られるというふうなことからそういうふうに考えて、

るわけでございます。

○和泉照雄君 次は、法案の中にあります予備自衛官手当の性格についてお伺いをいたします。
さきの代議院の内閣委員会でござる質疑でござ
ては一般職の事務官と同様でございます。

まして、予備自衛官手当は俸給的なものというよりは訓練招集及び防衛招集に応する義務に対す

精神的拘束の対価としての性格が説明をされいるようであります。しかしながら、この精神的拘束をどのように評価して今回手当月額を三千円か

ら三千円に引き上げようとするのか。また昭和四十七年に千五百円から二千円に増額した際の説明では、手当のうち八〇%は物価指數、二〇%については合算して三九%を加算して算出する。

二つしては、結婚式場の「モネオ」昇華を鼓舞して、地
額をしたと位置づけをされておりますが、今回引
き上げをされようとする根拠は前回と異なつてい
る様子でござりますが、その点ひとつはどのよ

○政府委員(夏目晴雄君) 今回の予備自衛官手当
す。 うな差異があるのか、御説明を願いたいと思いま

の月額を二千円から三千円にお願いしているわけ
でございますけれども、この予備自衛官手当とい
うのは、いま御指摘がありましたように、私ども

としては予備自衛官というものは訓練招集あるいは防衛招集に応ずる義務を負っているということをございまして、この招集義務に応じなければな

らないというふうな義務に対するいわば精神的拘束料といいますか、そういう形で支払うものでございます。今回この二千円を三千円にします理

いる点で慎重を欠いていると私は思いますが、この点についての見解をお述べ願いたいと思いま

す。

○政府委員(倉部行雄君) F15のエンジンにつきまして、そのストール、とりわけスタグネーションストールの問題についての御質問でございますが、この問題非常にはつきりした形で出ましたのは、先生御指摘の、一九七七年二月に、スレー当時中将でござりますが、スレー中将が証言をして以来だと思うわけでござりますが、それ以来、私も防衛庁といたしましては、世界の第一線級の戦闘機の動向、あるいは当時、わが国の次期戦闘機の候補機種の動向、そういうものを十分関心を持って注目してきたわけでござります。

〔理事林道君退席、委員長着席〕

で、当時のスレー中将の証言によるエンジンのスタグネーションストールにつきましては、米空軍における改善策というものが提案されておりましたし、また同エンジンに關しまして新しい技術というものがどんどん反映していきつたつたといふようなことを踏まえまして、わが国がF15の運用を開始するといたしましても、それまでの間に十分な改善がなされると判断したものでございまして、その後の会計検査院の報告でありますとか、あるいは先般のスレー司令官の証言等から見ましても、当時の判断は妥当であったというふうに確信しております。また、防衛庁は、米空軍が採用する改善策を講じた信頼性の高いエンジンというものを取得することにいたしております。

○和泉照雄君 五十三年の決算委員会におけるわ

が党中央委員会が言われたときのあなたの答弁

といふのは、スタグネーションストールといふのは墜落のそういうふうな例はないんだと、ただア

フター・バー・ナーをいたときに過熱をするんだ

と、そしてだんだん速度が落ちてくるんだと、そ

ういうような答弁をされておるんですけども、

米軍のその後のいろいろな報告等によるとそうじ

やないということがはつきりしておるわけです

が、その認識をお変えになりますかどうか、その点をはつきりしてください。

○政府委員(番匠敦彦君) お答えいたします。

スタグネーションストールと申しますのは、要するに、エンジンに入つてまいります空気の流れの状態が乱れまして、コンプレッサーのタービンが失速をすると、いうことによって起り始めるわけでござりますけれども、特にそのときに、空戦中といいますか、空気取り入れ口から入つてしまいります空気が真っすぐではなくて横から入つてくるとか、そういうような状態、あるいはアフターバーナーを着火したというような影響によつてストールが起こることが間々あるわけでございまます。普通のストールでありますと自然に回復するわけでござりますけれども、F15のこの場合には、間々、特殊な航空機の状態におきましては、先ほど先生おっしゃいましたように、エンジンを一度ストップして再始動しないとエンジンがまた機能しないという状態が、千飛行時間に対しまして、スレー中将の発言のころは四回とか三・六回とかいうような頻度で起るということが問題になつたわけでござります。確かにこの回数は少し多いわけでございますが、その後、先ほど装備局長申しましたように、改善策が種々適用されておりまして、現在の状況では、その回数も千飛行時間あたり〇・七回ぐらいまで減少しつつあります。それで、米空軍の目標といったとしても、これらを〇・一回、〇・二回というような程度まで減らしたいということで、逐次その対策を実施しておりますので、われわれが入手するF15につきましては心配する必要のないエンジンが入手できるものと考えております。

○和泉照雄君 やはり米軍の、間々とあなたはお

つしやるけれども、このF15の装着のエンジン

は、米軍にいまF15が配置されておりますけれども、三百両機ですか、その中で多いときは百機ぐら

い非常にトラブルがあつて休まして調査をした

という、そういうような報告もあるようであつま

す。そういうことからすれば、いまおっしゃった

通り加熱して、速度が落ちて、アフターバー

ナをたいて失速の状態になつたときにエンジン

をあやつてまたかけてというときに、要するに

交戦の機会を失うということは要撃戦闘機にとつ

てはもう致命的な使いものにならない機種である

と、性能はよくてもその一瞬において使いものに

ならないということがあれば、一機七十五億もす

る国民の血税で買つておきましては、もう少し慎重に

情報収集をしておやりになつた方がいいんじやな

かったかという反省をあなた方はされるべきじゃ

ないかと私は思うんですが、いかがですか。

○政府委員(番匠敦彦君) 今回のスレー証言を見

てみると、問題はむしろ先生おっしゃいました

た、何といいますか、現在米空軍で運用している

F15に対しまして、補用エンジンといいますか、

エンジンが足りないためにエンジンなしの航空機

が若干出でているということがむしる問題になつて

いるのであろうと思います。スタグネーションス

トールにつきましては、スレー中将も運用の初期

で、スレー中将の発言のころは四回とか三・六回

とかいうような頻度で起るということが問題になつたわけでござります。確かにこの回数は少し

多いわけでございますが、その後、先ほど装備局

長申しましたように、改善策が種々適用されてお

りまして、現在の状況では、その回数も千飛行時

間あたり〇・七回ぐらいまで減少しつつあります。それで、米空軍の目標といったとしても、こ

れを〇・一回、〇・二回というような程度まで減らしたいということで、逐次その対策を実施して

おりますので、われわれが入手するF15につきま

しては心配する必要のないエンジンが入手できる

ものと考えております。

○和泉照雄君 やはり米軍の、間々とあなたはお

つしやるけれども、このF15の装着のエンジン

は、米軍にいまF15が配置されておりますけれども、三百両機ですか、その中で多いときは百機ぐ

らい非常にトラブルがあつて休まして調査をした

という、そういうような報告もあるようであつま

す。そういうことからすれば、いまおっしゃった

通り加熱して、速度が落ちて、アフターバー

ナをたいて失速の状態になつたときにエンジン

をあやつてまたかけてというときに、要するに

交戦の機会を失うということは要撃戦闘機にとつ

てはもう致命的な使いものにならない機種である

と、性能はよくてもその一瞬において使いものに

ならないということがあれば、一機七十五億もす

る国民の血税で買つておきましては、もう少し慎重に

情報収集をしておやりになつた方がいいんじやな

かったかという反省をあなた方はされるべきじゃ

ないかと私は思うんですが、いかがですか。

○政府委員(番匠敦彦君) 今回のスレー証言を見

てみると、問題はむしろ先生おっしゃいました

た、何といいますか、現在米空軍で運用している

F15に対しまして、補用エンジンといいますか、

エンジンが足りないためにエンジンなしの航空機

が若干出でているということがむしる問題になつて

いるのであろうと思います。スタグネーションス

トールにつきましては、スレー中将も運用の初期

で、スレー中将の発言のころは四回とか三・六回

とかいうような頻度で起るということが問題になつたわけでござります。確かにこの回数は少し

多いわけでございますが、その後、先ほど装備局

長申しましたように、改善策が種々適用されてお

りまして、現在の状況では、その回数も千飛行時

間あたり〇・七回ぐらいまで減少しつつあります。それで、米空軍の目標といったとしても、こ

れを〇・一回、〇・二回というような程度まで減らしたいということで、逐次その対策を実施して

おりますので、われわれが入手するF15につきま

しては心配する必要のないエンジンが入手できる

ものと考えております。

○和泉照雄君 やはり米軍の、間々とあなたはお

つしやるけれども、このF15の装着のエンジン

は、米軍にいまF15が配置されておりますけれども、三百両機ですか、その中で多いときは百機ぐ

らい非常にトラブルがあつて休まして調査をした

という、そういうような報告もあるようであつま

す。そういうことからすれば、いまおっしゃった

通り加熱して、速度が落ちて、アフターバー

ナをたいて失速の状態になつたときにエンジン

をあやつてまたかけてというときに、要するに

交戦の機会を失うということは要撃戦闘機にとつ

てはもう致命的な使いものにならない機種である

と、性能はよくてもその一瞬において使いものに

ならないということがあれば、一機七十五億もす

る国民の血税で買つておきましては、もう少し慎重に

情報収集をしておやりになつた方がいいんじやな

かったかという反省をあなた方はされるべきじゃ

ないかと私は思うんですが、いかがですか。

○政府委員(番匠敦彦君) 今回のスレー証言を見

てみると、問題はむしろ先生おっしゃいました

た、何といいますか、現在米空軍で運用している

F15に対しまして、補用エンジンといいますか、

エンジンが足りないためにエンジンなしの航空機

が若干出でているということがむしる問題になつて

いるのであろうと思います。スタグネーションス

トールにつきましては、スレー中将も運用の初期

で、スレー中将の発言のころは四回とか三・六回

とかいうような頻度で起るということが問題になつたわけでござります。確かにこの回数は少し

多いわけでございますが、その後、先ほど装備局

長申しましたように、改善策が種々適用されてお

りまして、現在の状況では、その回数も千飛行時

間あたり〇・七回ぐらいまで減少しつつあります。それで、米空軍の目標といったとしても、こ

れを〇・一回、〇・二回というような程度まで減らしたいということで、逐次その対策を実施して

おりますので、われわれが入手するF15につきま

しては心配する必要のないエンジンが入手できる

ものと考えております。

○和泉照雄君 やはり米軍の、間々とあなたはお

つしやるけれども、このF15の装着のエンジン

は、米軍にいまF15が配置されておりますけれども、三百両機ですか、その中で多いときは百機ぐ

らい非常にトラブルがあつて休まして調査をした

という、そういうような報告もあるようであつま

す。そういうことからすれば、いまおっしゃった

通り加熱して、速度が落ちて、アフターバー

ナをたいて失速の状態になつたときにエンジン

をあやつてまたかけてというときに、要するに

交戦の機会を失うということは要撃戦闘機にとつ

てはもう致命的な使いものにならない機種である

と、性能はよくてもその一瞬において使いものに

ならないということがあれば、一機七十五億もす

る国民の血税で買つておきましては、もう少し慎重に

情報収集をしておやりになつた方がいいんじやな

かったかという反省をあなた方はされるべきじゃ

ないかと私は思うんですが、いかがですか。

○政府委員(番匠敦彦君) 今回のスレー証言を見

てみると、問題はむしろ先生おっしゃいました

た、何といいますか、現在米空軍で運用している

F15に対しまして、補用エンジンといいますか、

エンジンが足りないためにエンジンなしの航空機

が若干出でているということがむしる問題になつて

いるのであろうと思います。スタグネーションス

トールにつきましては、スレー中将も運用の初期

で、スレー中将の発言のころは四回とか三・六回

とかいうような頻度で起るということが問題になつたわけでござります。確かにこの回数は少し

多いわけでございますが、その後、先ほど装備局

長申しましたように、改善策が種々適用されてお

りまして、現在の状況では、その回数も千飛行時

間あたり〇・七回ぐらいまで減少しつつあります。それで、米空軍の目標といったとしても、こ

れを〇・一回、〇・二回というような程度まで減らしたいということで、逐次その対策を実施して

おりますので、われわれが入手するF15につきま

しては心配する必要のないエンジンが入手できる

ものと考えております。

○和泉照雄君 やはり米軍の、間々とあなたはお

つしやるけれども、このF15の装着のエンジン

は、米軍にいまF15が配置されておりますけれども、三百両機ですか、その中で多いときは百機ぐ

らい非常にトラブルがあつて休まして調査をした

という、そういうような報告もあるようであつま

す。そういうことからすれば、いまおっしゃった

通り加熱して、速度が落ちて、アフターバー

ナをたいて失速の状態になつたときにエンジン

をあやつてまたかけてというときに、要するに

交戦の機会を失うということは要撃戦闘機にとつ

てはもう致命的な使いものにならない機種である

と、性能はよくてもその一瞬において使いものに

ならないということがあれば、一機七十五億もす

る国民の血税で買つておきましては、もう少し慎重に

情報収集をしておやりになつた方がいいんじやな

かったかという反省をあなた方はされるべきじゃ

ないかと私は思うんですが、いかがですか。

○政府委員(番匠敦彦君) 今回のスレー証言を見

てみると、問題はむしろ先生おっしゃいました

た、何といいますか、現在米空軍で運用している

F15に対しまして、補用エンジンといいますか、

エンジンが足りないためにエンジンなしの航空機

が若干出でているということがむしる問題になつて

いるのであろうと思います。スタグネーションス

トールにつきましては、スレー中将も運用の初期

で、スレー中将の発言のころは四回とか三・六回

とかいうような頻度で起るということが問題になつたわけでござります。確かにこの回数は少し

多いわけでございますが、その後、先ほど装備局

長申しましたように、改善策が種々適用されてお

りまして、現在の状況では、その回数も千飛行時

間あたり〇・七回ぐらいまで減少しつつあります。それで、米空軍の目標といったとしても、こ

れを〇・一回、〇・二回というような程度まで減らしたいということで、逐次その対策を実施して

おりますので、われわれが入手するF15につきま

しては心配する必要のないエンジンが入手できる

ものと考えております。

○和泉照雄君 やはり米軍の、間々とあなたはお

つしやるけれども、このF15の装着のエンジン

は、米軍にいまF15が配置されておりますけれども、三百両機ですか、その中で多いときは百機ぐ

らい非常にトラブルがあつて休まして調査をした

という、そういうような報告もあるようであつま

す。そういうことからすれば、いまおっしゃった

通り加熱して、速度が落ちて、アフターバー

ナをたいて失速の状態になつたときにエンジン

をあやつてまたかけてというときに、要するに

交戦の機会を失うということは要撃戦闘機にとつ

てはもう致命的な使いものにならない機種である

と、性能はよくてもその一瞬において使いものに

ならないということがあれば、一機七十五億もす

る国民の血税で買つておきましては、もう少し慎重に

情報収集をしておやりになつた方がいいんじやな

かったかという反省をあなた方はされるべきじゃ

ないかと私は思うんですが、いかがですか。

○政府委員(番匠敦彦君) 今回のスレー証言を見

てみると、問題はむしろ先生おっしゃいました

た、何といいますか、現在米空軍で運用している

F15に対しまして、補用エンジンといいますか、

エンジンが足りないためにエンジンなしの航空機

あい問題につきましては、先ほど申し上げましたように、從来から防衛廳としましてはそういう問題が起つた都度米側と密接な連絡を行つております。その改善状況等は私ども十分把握しております。また、同エンジンの具体的なふくあい事項及びその改善の状況につきましては、防衛廳としましては、これは米空軍でCIPと申しておりますが、構成品改良計画——コンポーネント・インブルームメント・プログラムというものでございますが、そういうもの、あるいはECP——エンジニア・エンジニア・プログラムと、技術変更と申しておりますが、こういう技術的な問題を詳細に取り寄せまして状況把握を行つておるわけでございます。これらの問題につきましては、米空軍が実施しておりますところの改善策によってさらに問題が減少し、私どもは信頼性がますます上がつていくのではないかというふうに確信しておるわけでございます。

また、先ほどのアメリカ側との関係でございますが、先ほどスレー司令官の証言を引用されまして、その関係の資料の問題を申されたわけでございますが、午前中にも御答弁いたしたわけでございますが、スレー司令官の証言の中身をよく私も分析してみたわけでございますが、從来から指摘されている問題以外の新しい問題というものは出ておらないわけでございます。強いて申せば、エンジン関係の資材の関係会社のストライキ等の問題によりますところの整備支援がおくれているというような問題がござりますけれども、エンジンに関する問題点としましては從来から指摘されておりませんが、そのことが私ども特徴ではないかと思うわけでございまして、そういう意味におきまして、私どもの今後取得するF15はまだ先のこととでございますし、十分改善されたものが入つてくるというふうに考えております。

○委員長(古賀雷四郎君) ただいまの和泉委員の

御要望、資料要求に関しましては、理事会において協議して措置いたします。さよう御了承願います。

○和泉照雄君 はい。終わります。

そこで私はまず初めに、給与担当大臣である総務長官にまつわる幾つかの疑惑の問題に関するお尋ねをいたします。

総務長官は、就任されて早々にKDDに二百万円のパートナー券を売りつけたということが問題になりました。今度は、日本税理士政治連盟から税理士法改正に絡んで五百万円の献金を受けているということがまた大きな問題になっております。

また、先ほどのスレー司令官の証言を引用されまして、その関係の資料の問題を申されたわけでございましたが、午前中にも御答弁いたしたわけでございますが、スレー司令官の証言の中身をよく私も分析してみたわけでございますが、從来から指摘されている問題以外の新しい問題というものは出ておらないわけでございます。強いて申せば、エンジン関係の資材の関係会社のストライキ等の問題によりますところの整備支援がおくれているというような問題がござりますけれども、エンジンに関する問題点としましては從来から指摘されておりませんが、そのことが私ども特徴ではないかと思うわけでございまして、そういう意味におきまして、私どもの今後取得するF15はまだ先のこととでございますし、十分改善されたものが入つてくるというふうに考えております。

そこで私はこの税理士問題についてお伺いいたしますけれども、午前中の審議の中で総務長官は選挙の中では見舞いとしてもらつたということを認めていらっしゃいましたけれども、それではこの前の選挙のときです

ね、三年前の選挙のときには税理士政治連盟から彼らの献金をおもいになつたのか、お答えをいただきたい。

で、初めにお伺いいたしますけれども、午前中の審議の中で総務長官は選挙の中では見舞いとしてもらつたということを認めていらっしゃいましたが、スレー司令官の証言の中身をよく私どもも分析してみたわけでございますが、從来から指

じます。

○國務大臣(小淵恵三君) 私がこの税理士問題に主としてかかわり合いを持つようになりましたのは、一昨年から昨年にかけて自由民主党の財政部会の中におきます税理士問題小委員会の委員長としてのときかと思います。私は十六年間の政治生活の中より充実した期間だというふうに思

い起こしておりますが、そのことは、私がこの税理士問題について心配を寄せましたのは、ひとり

位を向上せしむることがいわば中小企業の対策のためにも非常に大切なことだと、そういう趣旨のためになるという信念を持ってこの問題に取り組んできつもりでございます。

そこで、御指摘の点につきましては、実は私從来から地元におきましてそうした方々との交わりを持つてまいりましたが、前回のことにつきましては、大変申しわけありませんが、いかようになつておりますか、急な御質問でありますので、何かお答えできませんことをお許し願いたいと存じます。

○國務大臣(小淵恵三君) 税理士問題にかかるようになつてからいろいろな激励を受けてきたという趣旨も含まれているという御答弁でございますけれども、私どもが調査した限りでは、自治省への届け出税理士法改正に絡んで五百万円の献金を受けているということがまた大きな問題になっております。

そこでお話を伺つたんですが、四元さんは、金を渡すについては議員本人に直接会つて渡すか、あるいは議員の意向によって政治団体に入れるか後援会に入れるかしていると、こう言っておられました。ところで、小淵さんのところにはそうした意向の打診に来られたと思うんですが、あなたはどういう指示をされたんだですか。後援会に入れてくれ、あるいは政治団体に入ってくれ、どういう趣旨の指示をされたのか、それからまた要請をされたのか、そしてまたそれはいつだれが応対をされたのか、そのことをお尋ねいたします。

○國務大臣(小淵恵三君) 大変御質疑をいただく先生に申しわけありませんが、御質問の中では、何も自分の恣意的な考え方で言つてはいるんじゃないんですよ。それだけ申し上げておきます。

それで、お尋ねをいたしますが、先ほど、KDDの二百万円のパートナー券の問題ですが、あなたはこれは返したとおっしゃいました。二つのお尋ねいたしますが、KDDにだけ売ったわけでは

考えておりませんので、念のため御理解いただきたいと存じます。

それから、どのようにといふことでござりますが、多分解散になりました以降、私の選挙事務所に責任者の方が来られまして推薦状と同時に渡しましたが、正直を申し上げまして、私は大変選挙前に忙しい日程の中をこなしておきましたので、そのまま直ちに後援会の方にお渡しをいたしまして、しかるべき処理をしてほしいと、こういうことを申し上げたままに選挙が終了したものだと思います。で、私はこの応援のものは、私の政治活動を心から声援してくれ、かつ私の政治家としての将来に期待をしています。ただ純粋な政治資金と心得でありますので、政治資金規正法に基づく諸手続を後援会あるいは政治資金を扱うところの私の後援団体が処理をしておつたものだというふうに理解をしております。

○委員長(古賀雷四郎君) この際、山中君に御注意申し上げたいと存じます。質疑は、なるべく議題の範囲を超えないように御配慮をお願いしたいと存じます。

○國務大臣(小淵恵三君) 委員長にも私は申し上げますけれども、官房綱紀の厳正な保持というものを入れて専務理事の四元氏に会つてまいりました。そしてそこでお話を伺つたんですが、四元さんは、金を渡すについては議員本人に直接会つて渡すか、あるいは議員の意向によって政治団体に入れるか後援会に入れるかしていると、こう言っておられました。そこで、小淵さんのところにはそうした意向の打診に来られたと思うんですが、あなたはどういう指示をされたんだですか。後援会に入れてくれ、あるいは政治団体に入ってくれ、どういう趣旨の指示をされたのか、それからまた要請をされたのか、そしてまたそれはいつだれが応対をされたのか、そのことをお尋ねいたします。

それで、お尋ねをいたしますが、先ほど、KDDの二百万円のパートナー券の問題ですが、あなたはこれは返したとおっしゃいました。二つのお尋ねいたしますが、KDDにだけ売ったわけでは

ないと思いますので、ほかの会社なんかにも売つておる現状にかんがみまして、税理士としての地位を向上せしむることがいわば中小企業の対策のためになるという信念を持ってこの問題に取り組んできつもりでございます。

そこで、御指摘の点につきましては、実は私從来から地元におきましてそうした方々との交わりを持つてまいりましたが、前回のことにつきましては、大変申しわけありませんが、いかようになつておりますか、急な御質問でありますので、何かお答えできませんことをお許し願いたいと存じます。

そこで私はまず初めに、給与担当大臣である総務長官にまつわる幾つかの疑惑の問題に関するお尋ねをいたします。

総務長官は、就任されて早々にKDDに二百万円のパートナー券を売りつけたということが問題になりました。今度は、日本税理士政治連盟から税理士法改正に絡んで五百万円の献金を受けているということがまた大きな問題になっております。

また、先ほどのアメリカ側との関係でございますが、先ほどスレー司令官の証言を引用されまして、その関係の資料の問題を申されたわけでございましたが、午前中の審議の中で総務長官は選挙の中では見舞いとしてもらつたということを認めていらっしゃいましたが、スレー司令官の証言の中身をよく私も分析してみたわけでございますが、從来から指

じます。

たものについてもお返しになつたのかどうか。

それからもう一つは、今度は純粋な政治献金として受け取ったとおっしゃっておられるから、その五百円についてはお返しをするつもりはない

といふように理解してよろしいのかどうか、お尋ねいたします。

○国務大臣(小渕恵三君) KDDのパーティ券につきましては私が売つたと、こういう御指摘でございますが、私を支援していただきわゆる助

ます会を催す団体が、私のために、各界に御協力をいたぐる過程にこのパーティ券をKDDにお願いし、過分な御協力をいたいたという経緯でござりますので、この点も御理解をいただきたい

が売つたから。

○国務大臣(小渕恵三君) 私は私の金を返したわけではありません。しかし、そうは言つても、これだけKDDそのものが社会的大きな問題を惹起しておる事柄に関して、私としては、私の後援団体がそのような事柄について問題が起きておる

時点にかんがみて、まことに私を支持する多くの方が集まつていただいて協力していただく会ではあります、私の政治姿勢を示す意味からも、も

してきますれば今回のパートナーを中心して、いたしました代金の返済も行うことがあつたことである由を御理解いただいて、さようの手続をとつていただきたいものと私は考えております。

それから、第二の問題につきましては、いま申し上げましたように、私としては一切やましい点があると思っておりません。よつて、私は、私を支援していただかなければいい政治活動の協力費として考えておりますので、今日御指摘をいただきましたように、返済するとかということを考えておりませんが、私自身もいろいろ御指摘をいたしておりますが、現時点においてはさのような気持ちはありません。

なお、大変申しわけありませんが、私は公務員

の納紀貞正に關する担当の大臣であることは御指摘のとおりであります。しかし、私は、私の今日のこうした問題があるがゆえに、公務員の皆さんに對して納紀の貞正に關して一切のことを申し上げることの資格を失うものではありませんし、私

としても、みずから職務を十分遂行することに自信を持って邁進いたしていきたい。念のため申

し添えさせていただきます。

○山中郁子君 一つは、申し上げておきますけれど、小渕さんにはかわる問題としてこれが問題になつてゐることはあたりまえの話なんですよ。

そういうことをひとつ指摘しておきますけれども、あなたがどういう言い方をしようとも、あなたは先ほどの質問は、KDDにはお返しになつたとおっしゃっている。そうして助ます会も取りやめたらとおっしゃっている。だったら、ほかのことから集めたパーティ券はどうなすつたのですかということを伺つておるんです。ほかの会社にも買つてもらつたんでしょう。

○国務大臣(小渕恵三君) 私を助ます会の事務局に對しまして会が中止したこととござりますの

ごとに私の心情は申し述べておきますので、さ

れども、その返済も含めて適切に処置をしておられたとおっしゃっているものと存じております。

○山中郁子君 それと、先ほど御答弁がありまし

たけれども、日税連から五百円受け取つたとい

うのは、あなたが直接そうち受け取られたとおっしゃいます。

○国務大臣(小渕恵三君) 日税連でございませんで、日本税理士政治連盟でございますので……

○山中郁子君 政治連盟の方ですね、はい。

じませんが、私は推論状と同時に受けたものと記憶は存じませんが、私は推論状と同時に受けたものと記憶をいたしております。が、ただ、私はその場で正直申し上げて開封するとかなんとか、ということを納紀貞正に關する担当の大臣であることは御指摘のとおりであります。しかし、私は、私の今日のこうした問題があるがゆえに、公務員の皆さんに對して納紀の貞正に關して一切のことを申し上げることの資格を失うものではありませんし、私としては、みずから職務を十分遂行することに自信を持って邁進いたしていきたい。念のため申

し添えさせていただきます。

○山中郁子君 税理士法改正に關連して、あなたは日税連からの陳情などを受けられたことがありますか、いつごろ、どういう形で、どういう内容

で、お答えいただきたい、何回ぐらい。

○国務大臣(小渕恵三君) 団体は日税連のみならず、税理士法改正につきましては公認会計士会、行政書士会を始めとしてあまた各団体からの陳情

はちようだいをいたしております。

○山中郁子君 日税連からも受けたということですね。

○国務大臣(小渕恵三君) 当然です。

○山中郁子君 日税連と小渕さんとの関係について、四元さんが日税連の機関紙の「税理士界」のことの九月十日付に特別報告としていろいろ報告をされおられます。その中に「もとより、こ

こに漕ぎつけるまでには、始終、自民党国対の筆頭副委員長小渕恵三氏の尽力があつたことを看過してはならない。いまでもなく氏は、自民党政

調会財政部会の税理士問題小委員長として、税理士法改正法案の基となつた税理士制度改革要綱の生みの親である」と、こううふうに述べられておられます。

れまして大変高く評価されておられるわけですが、総務長官はこの四元さんの評価という

こと、この報告についてはそのとおりだとお思いになつていらつしやるのかどうか、ちょっとお考えを伺います。

○国務大臣(小渕恵三君) 大変ありがたい御評価をちょうだいしておるものと存じておりますが、私は税理士会の方々がいかのように考へましようとも、冒頭申し上げましたように、私はこの法律を改正することは税理士会一団体の問題でない、なればこそ、今日税理士会内部におきましても、私が小委員長として小委員会皆さんのお英知を集め

なおかつ税理士会がまとめあげた基本要綱に大き

く隔たるところありと言つて内部におきましても反対をされておる事実も先生御案内かと存じます

ので、私いたしましては、あらゆる団体、あらゆる方々のお気持ちを十分持しながら、この法改正をすることは今日税務当局に対しましても税理士が堂々と十分渡り合えるような能力と資格と、そして自信を持つことができるようなことをする

ことが望ましいという立場で、私はみずから納紀貞正に基づいて行動したわけでありまして、そのことを税理士会の幹部の皆さんがいかように御評価をいただくかは、それはその方々の御判断の問題だと思います。

○山中郁子君 あなたは、全部一般論にして、そうして献金は献金で純粋な献金だと、そんなことを言つたって通りませんよ。現実に政治連盟の献金はだれも周知のことです、今までの経過の中です。そして私が言いたいのは、公務員の納紀貞正リストは国会議員にみんなランクをつけて、あなたはその特級ランクになつてゐるわけだわ。それ

で、そのことをわざわざ書いて、そうして総理大臣がそのことを所信表明の中で強調してそれで何が納紀貞正か。しかも、その担当大臣であるあなたがいま言つたように、全部言い逃れ、そうして全部一般論だと、そんなことだれが認められます

だと思います。

○山中郁子君 あなたは、全部一般論にして、そうして献金は献金で純粋な献金だと、そんなことを言つたって通りませんよ。現実に政治連盟の献金はだれも周知のことです、今までの経過の中です。そして私が言いたいのは、公務員の納紀貞正

リストは国会議員にみんなランクをつけて、あなたはその特級ランクになつてゐるわけだわ。それ

で、そのことをわざわざ書いて、そうして総理大臣がそのことを所信表明の中で強調してそれで何が納紀貞正か。しかも、その担当大臣であるあなたがいま言つたように、全部言い逃れ、そうして全部一般論だと、そんなことだれが認められます

か。

私はこの問題についての最後に、納紀貞正、政

治倫理の確立ということを方針とする、しかもそれが大きな基本的な方針だということを再三大平原に闘つましてはいささかのじくじたるところも

私はこの問題についての最後に、納紀貞正、政

治倫理の確立ということを方針とする、しかもそれが大きな基本的な方針だということを再三大平原に闘つましてはいささかのじくじたるところもなく、みずから信念に基づいて私の職務を遂行いたしてまいりたい、かようく考えております。

○山中郁子君 他の問題も含めて、この問題につ

きましては引き続き機会を得て解説もし、追及もしてまいります。

次に、公務員給与の具体的な問題をお伺いをしますけれども、ことしの給与改定は平均三・七%アップという一九四八年勧告制度始まって以来の最低の引き上げです。そして、高齢者の昇給ストップという賃金体系の改悪も含まれております。人事院にお伺いいたしますけれども、国公法三条では、人事院は給与や勤務条件、人事行政の改善に関する勧告、そして職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。「職員の利益の保護等」となつておりますけれども、今回の三・七%の勧告でも低いけれども、これは上げるんだから改善と言えれば改善です。高齢者の昇給ストップは明らかに改悪で改善とは言えないと思いますけれども、この見解を簡潔にお伺いいたします。

公務員給与の改善につきましては、官民給与を基
本的なたてまえにしております。水準につきまし
ては、四月以前と比較いたしまして水準を合わせ
るということになつております。しかしながら、
その配分の問題といたしましては、やはり公務員
の中において不均衡感が生じないように適正な配
分をしていくということ、また一つの重大な事柄
だというふうに考えております。その官民給与を基
比較してみました場合に、やはり現状を見ますと
若中年層のところは民間と比べまして非常に低い
と、ところが高年齢層のところは官の方がやや高
くなつているということでござりますので、やは
り人事管理上問題があろうということで適正化を
図つていこうという趣旨のものでございます。

○山中郁子君 私は一つは将来的な較差の成り行
きというのももう少し慎重に見きわめる必要があ
ると思うんです。しかし、それだけではなくて、
現実にあなた方がこれだけ較差があるとおっしゃ
つてはいるそのデータに照らして考えてみまして
も、いだきました資料によりますと、五十六歳
から五十八歳九・一%、五十八歳から六十歳二・

八・六%と、こういうふうになつて較差があるからと、こうおっしゃっているんですけれどもね。これは当然のことながら六十歳以上の定年をしているところ、つまり六十歳までは定年になつて出された資料でなければ筋が通らないと思いますが、それとも、その点はいかがですか。

○政府委員(長崎進君) 人事院の民間調査におけるまでは、六十歳以上の定年制をしておるところというものは事業所別にやつておりますけれども、したがつてちょっといまのところその正確な数字ということはわかりかねますけれども、調査の中にも要するに六十歳以上の定年制をしておるとこころ、あるいはそれも全部含めて一括して対象にしておるということです。

○山中郁子君 それでは、当然その較差が広がっていくことはある意味ではあたりまえなんですよ。込みにしてたらだめなんで、いろんな調査あなた方なさるんだから、ちゃんとそれに見合った調査をすべきだということを要求しておきます。

それとあわせて、人事院は、いろいろ今までも高齢者の昇給ストップないしは高齢者の昇給問題を一定程度抑をはめないと若い方の原資が食われちゃつてなかなか大変だと、こうおっしゃつているだけれども、これも私ほんのわずかなお金にしかならないはずだと思いますので、いまちょっと試算をしていただいていると思いますが、五十六歳昇給延伸、五十八歳昇給停止した場合に、その原資を五十五歳以下全員に配分するとすれば一人当たり一体どのくらいの改善額になるのか、原資としてですね、それをちょっとお示しください。

○政府委員(長崎進君) 今回の措置は配分の適正化を図つていこうということでございますので、したがいまして浮いた原資をどのように配分するかということになりますと、五十五歳未満の人に対し一律に配分するということは考えられませんけれども、しかし御質問のように仮に一律に配分いたしました場合にどうなりますかということになりま

○山中郁子君 つまり百八十一円という、仮にそれが、配分がどういう前提で行われると仮定してみたところで、大きなその中だるみなり前だるみなりを是正する原資にはなり得ないわけですね。問題は、私はそうではなくて、いま必要なのはいわゆる賃金体系の上厚下薄の問題に抜本的なメスを入れることが必要だと。これは先ほどから、私、総務長官にも政治の倫理の問題、行政綱紀の問題としてお尋ねしてまいりましたけれども、これはけさほども山崎委員が触れておられましたけれども、公務員の綱紀肃正ということでもみんなからげにして、そして本当にまじめに一生懸命下積みで働いている公務員までが何か悪いこととしているみたいな、そんなふうなことに故意にすりかかれども、公務員の綱紀肃正ということでは抜本的ないし、それは本来の意味での政治の倫理の確立、行政綱紀の肅正と全く無縁の問題であると周います。これは理念の問題ですけれども、いま申しあげました上厚下薄という問題にやはり抜本的なメスを入れることによってしか解決をしないとし、高齢者いじめをすることによって、あなた方がおっしゃっているようなそういう賃金体系の根本問題の道が開かれるということは決してないと重ねて指摘をしておきます。

○委員長(古賀雷四郎君) 委員の異動について御報告いたします。
ただいま堀江正夫君が委員を辞任され、その補欠として降戸敬雄君が選任されました。

○政府委員(金井八郎君) ただいま御質問の航空管制官等五職種につきましての採用試験におきまして、女子の従来受験制限がございましたのを四月一日に解除いたしました。それに伴いまして、女子職員で特定の職種を除き一般的には制限されておりまする深夜勤務、一定時間以上の超過労働勤務についての規定のうち、これら航空管制官等五職種に係る官職につきましてそういう制限も加えまして検討の結果行つたわけでございますが、これにつきましては、職務の実態であるとかあるいは他に制限されておる看護婦等の職種との均衡とかその他女性の雇用拡大という観点も加えまして検討の結果行つたわけでございますけれども、御指摘の危険有害業務につきましては、一般に女子職員にはすべてこれは一律に各省庁の長は就業させることを禁止されておるところもござりますので、この点につきましては慎重に検討したいということで現在検討中でございます。それで、このうちで航空管制官等女子に受験制限を撤廃した職種につきましては、すでに採用試験も行われておりますので、来年度から採用者が公務に入つくると思われます。そういうこともござりますので、たとえば航空管制技術官につきましてはだいま検討を行つてあるところでございまして、なるべく早い時点において結論を得たいというふうに考えております。

それ以外の一般の女子職員につきましての危険有害業務の問題は、これはやはりいろいろな公務

におきましては多様な職種がございますし、さらにはいろいろの検討を加えた上でこれは対処していくべきものと考えまして、いまのところそこまでまだ検討には入っておりませんが、いずれそういう問題も処理しなければならないというふうに考えております。

○山中郁子君 人事院規則という形で公務員の場合には決められていくわけなんですけれども、いま大変問題になつております母性保護、男女平等、これらの中重要なところに差しかかっておりますから、当然母性保護の規定を変える場合には職場の働く人たら、労働組合の意見も尊重し、そしてまた合意を得ていくということではなければならぬと思います。職域拡大ということはもちろん前進的な対応であつて、私はそれは積極的に推進していくべきだと思いますが、逆にこれが母性保護を取り上げる口実にされるような、労基研の報告も危険性が多く指摘されておりますが、それの先取りを人事院規則でもつて行っていくといふ要素についての先取り的な考え方ではないならないということをお聞かせいただいたいと思います。

○政府委員(藤井眞夫君) 問題がきわめて基本的な事柄でござりますので、私からお答えをさしていただきたいと思いますが、いま御指摘になりま

しては、四十六年のリムパックにはアメリカ、カナダ、豪州、ニュージーランド等が参加をしておられます。四十七年、同様でございますが、艦艇数、乗組員数、人數等はこの段階の数字は不明でござります。四十八年には、同じくこの四ヵ国の艦艇

改正等に関しましてはきわめて慎重な態度で対処していきたい。その間において、実態も調べなければなりませんし、また関係機関の意見等も十分に把握する等のことを、手段を尽くしながら、き

らむと、その打ち合わせがまだできていない所存でございます。

○山中郁子君 私が先ほど申し上げました労働組合との合意ということも含めて、いまきわめて慎重に対処するという御趣旨で御答弁があつたと伺いますけれども、よろしいですね。

それで、この問題につきましては、私が指摘しましたように、労基研の報告の持つ危険な側面と

いうものを人事院が先取りをするというような結果になりかねない問題です。ですから、そこのところを人事院が母性保護とそれから男女平等といふものをどのように理解をするのかということが大変重要な問題で、いま総裁から母性保護というものは重大な男女平等の前提の問題として押さえられるべきことだという御答弁がありましたので、現実はいろいろ問題がありますけれども、その御答弁の趣旨を踏まえて、引き続きこれらの問題についての解説をしあるべき場所で図つていただきたいと思っております。

次に、防衛庁にお尋ねをいたします。

○政府委員(佐々淳行君) 過去の実例から見てみますと、おおむね一ヶ月間の期間、過去六回行

われております。今回何月何日から何月何日までの計画になつておりますか。

○政府委員(佐々淳行君) 過去の実例から見てみますと、おおむね一ヶ月間の期間、過去六回行

われております。今回何月何日から何月何日までの計画になつておりますか。

○政府委員(佐々淳行君) 昨日お申し入れがございましたことを承知はいたしておりますけれども、申しあげございませんけれども防衛庁には公式の資料がございませんので、そのブレークダウ

ンはちょっと承知をいたしかねております。

○山中郁子君 防衛庁としては、大体何月ごろにておりまして、これはやはり画然と一線を画しておられますが、いかなければならぬというふうに思つておられますが、もしあれば——。正確にそうなります。

○政府委員(佐々淳行君) 古いリムパックについておきましたので……。

るかどうかは別でしようけれども。

○政府委員(佐々淳行君) 今回のハワイ派遣訓練

ますが、リムパックに参加をいたしますのは今回が初めてでございますので、過去の資料につきましては防衛庁に公式の資料がございません。しか

しながら、私ども承知しております限りにおきま

しては、

46年

リムパックにはアメリカ、カ

ナダ、豪州、ニュージーランド等が参加をしてお

られるようと考えております。

○山中郁子君 その打ち合わせがまだできていませんし、また関係機関の意見等も十分に把握する等のことを、手段を尽くしながら、きらむと、その打ち合わせがまだできていない所存でございます。

○山中郁子君 私が先ほど申し上げました労働組合との合意ということも含めて、いまきわめて慎重に対処するという御趣旨で御答弁があつたと伺いますけれども、よろしいですね。

それで、この問題につきましては、私が指摘しましたように、労基研の報告の持つ危険な側面と

いうものを人事院が先取りをするというような結果になりかねない問題です。ですから、そこのところを人事院が母性保護とそれから男女平等といふものをどのように理解をするのかということが大変重要な問題で、いま総裁から母性保護というものは重大な男女平等の前提の問題として押さえられるべきことだという御答弁がありましたので、現実はいろいろ問題がありますけれども、その御答弁の趣旨を踏まえて、引き続きこれらの問題についての解説をしあるべき場所で図つていただきたいと思っております。

次に、防衛庁にお尋ねをいたします。

○政府委員(佐々淳行君) 環太平洋合同演習——リムパックに關しまして

数点お答えをいただきたいと思います。質問時間

の制限が迫つておりますので、簡潔にお答えをい

ただきたいのですが、リムパックは来年の春と言

われておりますが、何月何日から何月何日まで

計画になつておりますか。

○政府委員(佐々淳行君) 過去の実例から見てみますと、おおむね一ヶ月間の期間、過去六回行

われております。今回何月何日から何月何日まで

計画になつておりますか。

○政府委員(佐々淳行君) 昨日お申し入れがございましたことを承知はいたしておりますけれども、申しあげございませんけれども防衛庁には公式の資料がございませんので、そのブレークダウ

ンはちょっと承知をいたしかねております。

○山中郁子君 そうすると、これは今まで……。

これから調べるということもできないわけです

か。不可能だということですか。

○政府委員(佐々淳行君) 古いリムパックについ

てのデータはどうだか、ちょっと保証の限りでございませんけれども、二年前のリムパックがどうであったか、私の方は調査をしてみたいと考えております。

○山中郁子君 調査が判明されましたらそれをお示しいただきたいと思います。

それで、今まで何回かこの問題について議論がありました。それで、佐々さんもりムパックに参加はするけれども、実務的にはこれまでのハイ派遣訓練の魚雷発射による評価訓練などで参加するんだというふうにいろいろおっしゃっています。

○山中郁子君 調査が判明されましたらそれをお示しいただきたいと思います。

それで、今まで何回かこの問題について議論がありました。それで、佐々さんもりムパックに参加はするけれども、実務的にはこれまでのハイ派遣訓練の魚雷発射による評価訓練などで参加するんだというふうにいろいろおっしゃっています。

○政府委員(佐々淳行君) 防衛庁の方としては、アメリカ以外の国と合同演習するということはやっぱり問題があるという認識をされているいらっしゃる。そしてまた、日米間の訓練ならばなぜリムパックに参加する必要があるのかということについてはまた疑義が出てくるところなんですねけれども、その二点についてお考えを伺います。

○政府委員(佐々淳行君) 防衛庁といたしましては、自衛隊は防衛施設法五条の二十一号、これはいつも申し上げておりますので、申しわけございません、教育訓練に関することでございますが、所掌事務の遂行に必要な教育訓練の範囲内であれば外國の軍隊と共に訓練をやつても差し支えないのであります。しかしながら、今回リムパックに参加をいたしますことは、アメリカと共同訓練をやることをもつばら目的として参加をするものでございまして、他の国と直接訓練を行うことは参加の目的ではございません。また、なぜそれはこのリムパックに行くのか、アメリカとだけやっておればいいではないかという御質問かと存じますけれども、これも申し上げておりますように、從来は五十年以来護衛艦二隻の航空機八機をハワイに派遣をいたしまして毎年訓練をやっておるわけでござりますけれども、どうしても個艦レベルの基礎訓練、応用訓練にとまってしまうわけでございます。今回はいわば総合訓練、艦隊一フリートエキササイズと彼らは呼んでおりますけれども、フリートエキササ

イズに参加をさせていただきますことによります。

で、従来得られなかつたより高度の戦術技量の習得が可能であろうと、かように考えて参加をすることがあります。アメリカもずいぶん大国ではござりますけれども、アメリカの財政にも限度があると見えまして、日本だけのために艦隊レベルの訓練のシラバスを組んでくれるほど余裕はないようでございますので、この二年に一度程度行われておりますリムパックへの参加を向こうから勧説をしてきたと、こういう事情のようでござります。

○山中郁子君 アメリカとだけやつてりやいいなって私の方言つてないんで、お間違えないようにしていただきたいんですけど、あなたの方が、アメリカとだけならないけれども、ほかとはやるのは、アメリカが悪いみたいにおっしゃっているから、それがどうなんだということをお尋ねしたんです。

それで、あなたからそういうふうにおっしゃつたから申し上げますけれども、私どもはもう何回も申し上げているように、日米共同演習自体の重要な問題点というのは何回も繰り返し指摘してまいりました。それを今度はさらに他国とも含めて、そして海外の大合同演習をする、これがまさに憲法をじゅうりんする海外派遣に道を切り開くものであるということは、私が申し上げるまでもなく、繰り返し指摘してきたところです。したがって、そういう観点から、このリムパックに日本が参加するということは当然やめるべきだということを私はこの委員会で重ねて主張をし、要求をいたしました。

そして最後に、その問題についての若干の具体的な点をお尋ねしておきます。

一つは、いまのお話によりますと、そうすると日本の海上自衛隊は、この訓練ではアメリカ以外の国とは組まないのかどうか、組んで行動しないのかどうか。それから、アメリカ以外の国の潜水艦や飛行機を敵に見立てた訓練ですね、こういうものは一切行わないということなのか。それから、通信や信号などを含めてこうした連絡をとり

合うということは、アメリカ以外の船や飛行機とはしないのかどうか。それから、十二月六日の中路議員の衆議院における質問に際しまして、あなたは遠洋航海の際、今までモリヤア

ルゼンチン、カナダとの訓練は行つたということおっしゃっていますので、それはそれでいつ行つたのか、以上の四点になりますか、まとめてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(佐々淳行君) まず、アメリカ以外と組まないのかどうかということでございますけれども、現在その具体的な調整を行つておるところでございまして、海上自衛隊といたしましては、先ほど申し上げますように、ハイウェイ派遣訓練の充実強化でございますので、アメリカの海軍と組んで訓練をやることが目的でございます。ただし、同一海面ではかの艦艇も訓練をやっておりますので、そういう意味ではターゲットサービスのような形でお互いにターゲットをサービスし合うというようなことはあるんだろうと思います。ただし、これは従来申し上げておりますように、戦術技量の向上のための所掌事務遂行の必要な範囲内の教育訓練であるならば、他の国の艦艇とこれをやつても違法ではないだろう、憲法違反の問題はないだろうと私どもは考えておりますが、現在私どもが考えておりますのは、アメリカ海軍の最新のすぐれた戦術技量を学び取ることが目的でござりますので、もつばらアメリカと組んで訓練をやることを考えております。

それから、これまで練習艦隊その他がどこでどういう訓練をほかの国とやつたか、アメリカ以外の記録によりますと、四十年の八月二十九日、アルゼンチンに練習艦隊護衛艦四隻が参りました際に、ブエノスアイレス出港後、アルゼンチン側の艦艇と対潜搜索訓練を実施をした。四十三年の八月二日、チリにおきましてトンゴイという港を出港した後、その沖でチリ側の艦艇と対潜搜索訓練を実施した。三番目は、今度はカナダが四十五年の五月二十日、向こうから参りましたときでござ

いますけれども、房総沖におきまして日本側護衛艦と通信連絡訓練及び戦術運動訓練、これは海上における陣形運動でございますけれども、これを実施をしたということでございます。この訓練は、いずれも戦術技量の向上ということなんでおきますけれども、どちらかというと、参加国間の友好親善を図るといったプロトコル的な意味合いでございますので、この二年に一度程度行われておりますリムパックへの参加を向こうから勧説をしてきたと、こういう事情のようでございま

す。

○三治重信君 まず、今度の昇給延伸の問題をひとつ質問しますが、今度の人事院勧告の完全実施に当たって、昇給延伸の措置をとるという閣議決定をやつた。これは財政難といふこととやらなければいけれども、本当に財政難といふことが悪いみたいにおっしゃっているから、それがどうなんだということをお尋ねしたんです。

それで、あなたからそういうふうにおっしゃつたから申し上げますけれども、私どもはもう何回も申し上げているように、日米共同演習自体の重要な問題点というのは何回も繰り返し指摘してまいりました。それを今度はさらに他国とも含めて、そして海外の大合同演習をする、これがまさに憲法をじゅうりんする海外派遣に道を切り開くものであるということは、私が申し上げるまでもなく、繰り返し指摘してきたところです。したがって、そういう観点から、このリムパックに日本が参加するということは当然やめるべきだということを私はこの委員会で重ねて主張をし、要求をいたしました。

そして最後に、その問題についての若干の具体的な点をお尋ねしておきます。

一つは、いまのお話によりますと、そうすると日本の海上自衛隊は、この訓練ではアメリカ以外の国とは組まないのかどうか、組んで行動しないのかどうか。それから、アメリカ以外の国の潜水艦や飛行機を敵に見立てた訓練ですね、こういうものは一切行わないということなのか。それから、通信や信号などを含めてこうした連絡をとり

いますけれども、房総沖におきまして日本側護衛艦と通信連絡訓練及び戦術運動訓練、これは海上における陣形運動でございますけれども、これを実施をしたということでございます。この訓練は、いずれも戦術技量の向上ということなんでおきますけれども、どちらかというと、参加国間の友好親善を図るといったプロトコル的な意味合いでございますので、この二年に一度程度行われておりますリムパックへの参加を向こうから勧説をしてきたと、こういう事情のようでございま

す。

○国務大臣(小淵恵三君) もつともな御質問かと存じますが、今回の閣議決定を最終的にいたしました過程におきましては、官房長官、大蔵大臣、そして私、三者協議を数次にわたり行い、かつその後に閣議決定の中に一項目特に重点の一つとして入れているのはどういう理由か、ひとつ御説明願いたい。

まず、官房長官、大蔵大臣、そして私、三者協議を数次にわたり行い、かつその後に閣議決定をもこれまで練習艦隊その他がどこでどういう訓練をほかの国とやつたか、アメリカ以外の記録によりますと、四十年の八月二十九日、アルゼンチンに練習艦隊護衛艦四隻が参りました際に、ブエノスアイレス出港後、アルゼンチン側の艦艇と対潜搜索訓練を実施をした。四十三年の八月二日、チリにおきましてトンゴイという港を出港した後、その沖でチリ側の艦艇と対潜搜索訓練を実施した。三番目は、今度はカナダが四十五年の五月二十日、向こうから参りましたときでございましたが、現在私どもが考えておりますのは、アメリカ海軍の最新のすぐれた戦術技量を学び取ることが目的でござりますので、もつばらアメリカと組んで訓練をやることを考えております。

それから、これまで練習艦隊その他がどこでどういう訓練をほかの国とやつたか、アメリカ以外の記録によりますと、四十年の八月二十九日、アルゼンチンに練習艦隊護衛艦四隻が参りました際に、ブエノスアイレス出港後、アルゼンチン側の艦艇と対潜搜索訓練を実施をした。四十三年の八月二日、チリにおきましてトンゴイという港を出港した後、その沖でチリ側の艦艇と対潜搜索訓練を実施した。三番目は、今度はカナダが四十五年の五月二十日、向こうから参りましたときでございましたが、現在私どもが考えておりますのは、アメリカ海軍の最新のすぐれた戦術技量を学び取ることが目的でござりますので、もつばらアメリカと組んで訓練をやることを考えております。

まず、官房長官、大蔵大臣、そして私、三者協議を数次にわたり行い、かつその後に閣議決定をもこれまで練習艦隊その他がどこでどういう訓練をほかの国とやつたか、アメリカ以外の記録によりますと、四十年の八月二十九日、アルゼンチンに練習艦隊護衛艦四隻が参りました際に、ブエノスアイレス出港後、アルゼンチン側の艦艇と対潜搜索訓練を実施をした。四十三年の八月二日、チリにおきましてトンゴイという港を出港した後、その沖でチリ側の艦艇と対潜搜索訓練を実施した。三番目は、今度はカナダが四十五年の五月二十日、向こうから参りましたときでございましたが、現在私どもが考えておりますのは、アメリカ海軍の最新のすぐれた戦術技量を学び取ることが目的でござりますので、もつばらアメリカと組んで訓練をやることを考えております。

まず、官房長官、大蔵大臣、そして私、三者協議を数次にわたり行い、かつその後に閣議決定をもこれまで練習艦隊その他がどこでどういう訓練をほかの国とやつたか、アメリカ以外の記録によりますと、四十年の八月二十九日、アルゼンチンに練習艦隊護衛艦四隻が参りました際に、ブエノスアイレス出港後、アルゼンチン側の艦艇と対潜搜索訓練を実施をした。四十三年の八月二日、チリにおきましてトンゴイという港を出港した後、その沖でチリ側の艦艇と対潜搜索訓練を実施した。三番目は、今度はカナダが四十五年の五月二十日、向こうから参りましたときでございましたが、現在私どもが考えておりますのは、アメリカ海軍の最新のすぐれた戦術技量を学び取ることが目的でござりますので、もつばらアメリカと組んで訓練をやることを考えております。

てなかなか合意が得られなかつたわけでございまして、政府としては基本的に人勧の完全実施という基本線は貫き通すという姿勢では一致しておりますが、その中にあって、国民がみずから税負担者として公務員に対して願つておることの期待をいかに織り込むことができるかというところに実は苦心をしたわけでございまして、私も給与担当大臣としては従来の慣行を一切一指たりとも触れさせぬということで努力をいたしましたが、反面財政当局の厳しい御主張もありまして、結果、種々議論した暁におきまして、一般職も含めてベースアップの繰り延べがいいか、あるいは定昇の延伸がいいか、あるいはその他退職手当の見直しをどう考えるか、もちろんのことと付記をいたしまして、今時点では第一項目にありますように自主的な完全実施をいたしたわけございまして、いろいろの過程を踏んで国全体、国民全体の意向も踏まえながら、政府としてはかくあるべしというのがお手元にござりますようやく開議決定になつたと、こういう経過でございます。

○三治重信君 何といいますか、いまのお話だと、人事院の勧告を完全実施をということを大蔵にのますために付属的なこととしてこういう昇給延伸とか退職金の検討というようなことでお茶を濁して納得させたというようにとれるわけですねども、それは非常に一つの苦肉の策であつたかもわかりませんけれども、昇給制度そのものは、ベースアップの前に日本の労務管理からいろいろの関係からいってきちんと制度的にできていることなんですね。だからそれを、もとをうやむやにして後から来たベースアップの方を先にやるというのは主客転倒の考え方だとと思うのです。

民社党を支持しております官公労の方からも要請書を総務長官にも出してあるからおわかりになつているんですけれども、もちろん職員組合の方は、人事院勧告を完全実施するのは当然だけれども、昇給延伸によって実質上何といいますか、給与が削られるということについての反対を特に主

張しているわけなんですが、昇給延伸をベースアップを実施することに引っかけてそういう理由でやるというのは、いわゆる人事管理の基本をひん曲げることになるとぼくは思うのですよ。その点はどうなんですか。

○政府委員(亀谷禮次君) ただいま大臣からもお答え申し上げましたことの若干繰り返しの答弁になりますが、朝来御質問に申し上げておりますように、今回の給与改定に伴う政府の方針決定に当たりましては、現下の厳しい経済社会情勢にかんがみ、この厳しい環境の中に、先ほど大臣も答弁申し上げましたように、国民の負担によつて賄われる公務員の給与自身もこの厳しい環境のうち外には置き得ないのではないかと、こういふ強い意見が関係会議の中でもあつたのでございましたが、あわせて、朝来申し上げておりますように、この厳しい社会経済の中で民間の企業においても相当厳しい減量経営を行つておる、こういうこと等々を踏まえまして、先ほど申し上げましたような人事院の勧告をこの十年近く完熟した制度として政府は堅持をしてきている現況の原則は踏まえながらも、なおそういった点についても国民の厳しいあるいは国民の公務員に対する意見、世論等踏まえて、財政再建期間中についてはなお相当の検討を加えてしかるべきではないかという議論があつたということは大臣がるる申し上げたところなりであります。しかしながら、先生も御指摘のように、給与の問題は定期昇給を含めまして公務員の制度の基本にわたることでござりますので、結論としては、やはりこの問題を所管をしておられる人事院にそういう議論の経緯のあつたことを踏まえて御検討を依頼することが適當だとうと、こうことで御指摘にあるような開議決定の意向を人事院にお伝え申し上げたということでございまして、基本的に先生が御指摘になりますような原則論あるいは制度のたてまえについて

○三治重信君 何といいますか、大蔵省に人事院の勧告を完全実施さす一つの免罪符のためにこうなつていかにもまずいと私は思います。以下その点について展開しますが、その点を言つて、こういうやり方は羊頭狗肉の策だと、こういうふうに思ふわけなんです。

それで人事院の方にお伺いしますが、この昇給の延伸とかいう問題、いわゆるこの昇給制度については、われわれは前からも昇給制度というようでも相当厳しい減量経営を行つておる、こういうこと等々を踏まえまして、先ほど申し上げました

○三治重信君 何といいますか、大蔵省に人事院の勧告を完全実施さす一つの免罪符のためにこうなつていかにもまずいと私は思います。以下その点について展開しますが、その点を言つて、こういうやり方は羊頭狗肉の策だと、こういうふうに思ふわけなんです。

それで人事院の方にお伺いしますが、この昇給の延伸とかいう問題、いわゆるこの昇給制度については、われわれは前からも昇給制度というようでも相当厳しい減量経営を行つておる、

るところでございますが、そこで具体的に総理の指示を関係省庁がどういうふうにこれを具体化していくかということについて関係者で数次にわたり会合を持たたところでございますが、最終的に官房長会議の結論いたしまして、十三項目にわたりますところの、総理指示の内容を関係省庁が具現化していく申し合わせと申しますか、合意を見たところでございます。

この趣旨は、しばしばいろいろの委員会等でも大臣、官房長官からも御答弁しているところでございますが、私ども人事局は、先生が御指摘になりましたように、四十年以降人事局の所管といつしましては、将来人事院との所管の話も出ておるところでございますが、国家公務員の服務規律等の面につきまして人事院の所管をしない面、関係職員のいわゆる福利厚生、あるいは服務規律の面における実施の面における関係部局の総合的な調整を図つておると、こういう立場でございますので、いま私が申し上げましたような各省官房長官集まりましてそういう具体的な取り決めをしました一環も、私ども人事局が当然担うべき職務の一端であるというふうに明瞭に考えておるところでございます。

○治重信君 これは鉄建公團だけえらい華々しくヤミ給与、カラ出張と言つてやられたけれども、これは鉄建公團でもずっと、やはり労働三法による労働組合とのいわゆる団体交渉の結果払わなくちやならぬ。そうすると、どこからやるかといふとカラ出張をやり、ヤミ超勤をやって、組合との妥結によつてそれを実施して、それが結果となると、経理の関係ではえらい法令違反になる、やみになると、こういうことになつてくる。これはだんだん調べていくと、一般の政府の非現業の方も若干ずつあるじゃないかと、こういうようなことでいま問題になつておるわけなんですが、こうしたことについて、結局そういうことがいわゆる違法な經理をやって払わなければならぬようないふな問題なんだと思いますが、現に行われているといふことが問題なんだと思うんですがね。そうする

と、それを破棄すれば今度は職員団体と当局とのいわゆる労働管理が混乱を來してくるわけなんです。こういうものに対する対処の方策は職員団体とのいわゆるヤミ給与の問題、それからヤミ超勤の問題、それからカラ休暇の問題、これがいわゆる一省庁だけではどうにも解決しない問題がある。そこで人事局というものをつくつて、そして各省庁やはり経営者としての一つの見解を持って職員団体と接觸して、そして法令の違反や慣行が犯されないように、正常な労働管理が行われるようにといふことが人事局をつくつた趣旨だと恩うんですが、そういうことが現実にどの程度今まで行われていたかということ、いま過去は問わぬにしても、現在のいわゆるヤミ休暇、いわゆる正規の給与のほかに職員団体と当局との交渉による上積みのやつの処理の問題、これは金銭上の問題だから完全にはつきり出てくるわけの問題です。

○政府委員(亀谷禮次君) 人事局ができまして以来相当の年数が経過しているところでございますが、今回の総理指示に基づきます政府各省庁の官房長会議における申し合わせもただいまの先生の御質問に触れる面があるわけでございますが、私ども人事局はたてまえとして、設置法に

持つていますか。

○政府委員(亀谷禮次君) 人事局ができまして以来相当の年数が経過しているところでございますが、今回の総理指示に基づきます政府各省庁の官房長会議における申し合わせもただいまの先生の御質問に触れる面があるわけでございますが、私ども人事局はたてまえとして、設置法に

ますならば、それぞれその特殊法人に与えられるあるいはその特殊法人との関係における主管省庁の大臣との法的な意味における関係があるうと思います。したがつて、一義的に人事局がプロパーな立場で特殊法人に直接あつしろ、こうしろある立場で特殊法人に直接あつしろ、こうしろあるのは官房長会議における申し合わせもすでに発表にありますとおり、私どもは総理指示に基づきまして関係省庁、これはまあ現業、非現業の問題もございますが、いわゆる国家公務員等というのの中に厳密な意味における政府関係機関、これにつきましては当然関係省庁含めまして申し合せの対象として効率をしていかなきゃならぬわけですが、これに対しても、その他各省大臣が所管をいたしておりますところの特殊法人につきまして、それらの申し合わせの精神にのつとつて関係主管省においてそれに準じてこの精神を生かすようになりますが、その他の問題が出てくると思うのですが、これに対してもどういうふうな考え方を

ますならば、それぞれその特殊法人に与えられるあるいはその特殊法人との関係における主管省庁の大蔵はこういう問題は何が原因かといふことに一つも出ていない。これはもう非常にぼくは当局の責任逃れだと思う。それで、三公社五現業はあるふうにきちんととした法律があって、そういうふうに問題がそのものとあるわけなんだ、もとに。これが全然一般の国民には報道されていないし、当局からはこういう問題は何が原因かといふことに一つも出ていない。これはもう非常にぼくは当局の責任逃れだと思う。それで、三公社五現業はあるふうにきちんととした法律があって、そういうふうに問題がそのものとあるわけなんだ、もとに。

○政府委員(亀谷禮次君) 人事局ができまして以来相当の年数が経過しているところでございますが、今回の総理指示に基づきます政府各省庁の官房長会議における申し合わせもただいまの先生の御質問に触れる面があるわけでございますが、私ども人事局はたてまえとして、設置法に

ますならば、それぞれその特殊法人に与えられるあるいはその特殊法人との関係における主管省庁の大蔵はこういう問題は何が原因かといふことに一つも出ていない。これはもう非常にぼくは当局の責任逃れだと思う。それで、三公社五現業はあるふうにきちんととした法律があって、そういうふうに問題がそのものとあるわけなんだ、もとに。これが全然一般の国民には報道されていないし、当局からはこういう問題は何が原因かといふことに一つも出ていない。これはもう非常にぼくは当局の責任逃れだと思う。それで、三公社五現業はあるふうにきちんととした法律があって、そういうふうに問題がそのものとあるわけなんだ、もとに。

○政府委員(亀谷禮次君) 人事局ができまして以来相当の年数が経過しているところでございますが、今回の総理指示に基づきます政府各省庁の官房長会議における申し合わせもただいまの先生の御質問に触れる面があるわけでございますが、私ども人事局はたてまえとして、設置法に

ますならば、それぞれその特殊法人に与えられるあるいはその特殊法人との関係における主管省庁の大蔵はこういう問題は何が原因かといふことに一つも出ていない。これはもう非常にぼくは当局の責任逃れだと思う。それで、三公社五現業はあるふうにきちんととした法律があって、そういうふうに問題がそのものとあるわけなんだ、もとに。

○政府委員(亀谷禮次君) 人事局ができまして以来相当の年数が経過しているところでございますが、今回の総理指示に基づきます政府各省庁の官房長会議における申し合わせもただいまの先生の御質問に触れる面があるわけでございますが、私ども人事局はたてまえとして、設置法に

ますならば、それぞれその特殊法人に与えられるあるいはその特殊法人との関係における主管省庁の大蔵はこういう問題は何が原因かといふことに一つも出ていない。これはもう非常にぼくは当局の責任逃れだと思う。それで、三公社五現業はあるふうにきちんととした法律があって、そういうふうに問題がそのものとあるわけなんだ、もとに。

やならぬ問題です。常に受け身であるところに問題がある。当局が積極的に職員団体なり労働組合と話すために人事局もつくったということを覚えておいていたたいて、本当に基本を今度は政府が解決していくかなど、この問題はただ一遍表面を直しだけになつて問題がすぐまた復活する、こういうことになると思うんですが、どうですか。

○國務大臣(小淵恵三君) どうも専門家の専門家の先生に昨今勉強を始めた私が御答弁申し上げるのはいささかじくじたるものがありますが、先生から御指摘いただきましたように、特殊法人の労使問においては労働三法の適用を受けている、しかし、一方では予算という形で大蔵省のきちきちとした制約の中にある。この辺の中にいま申し上げられたような矛盾撞着に近いものが起きてきているのじゃないかという御指摘のように承るのですが、御指摘のように、もとを正さなければいけない、綱紀糾正の問題も御指摘いただいたように、飲み食いして使った、それは悪い、しかし、一方で先生おっしゃっているようなことについて基本的に改めることをいたさなければ、二度ないといふ御指摘のことは私もよく理解できるわけです。したがって、まだ十分な勉強をいたしておりませんけれども、根っこになる問題が那辺にあります。それをいかに解決し、二度とこうしたこと起こさないために法改正も含めて一体どうするかといふ問題につきましては、謙虚に承つて勉強を積み重ねてみたい、このように考えております。

○三治重信君 そこで、行管長官にも私の意見を申し上げておきますが、だから行政改革の問題でも何でも、労働三法が適用になつている民間のいわゆる減量経営のやり方は、工場をつぶすして人員を削減するにしても、生首を切るのであって、みんな労働組合との話をつけてやつてゐるわけです。だから、そこに政府は国会で議論され、あるいはマスコミでやられるからということ

で一方的にどんどんどこやっていくと、ここで、さあいざ実施になつたときに、やはりその対象になる職員団体、労働組合の抵抗が物すごく覚えておいていたたいて、本当に基本を今度は政府が解決していくかなど、この問題はただ一遍表面を直しだけになつて問題がすぐまた復活する、こういうことになると思うんですが、どうですか。

○國務大臣(小淵恵三君) どうも専門家の専門家の先生に昨今勉強を始めた私が御答弁申し上げるのはいささかじくじたものがありますが、先生から御指摘いただきましたように、特殊法人の労使問においては労働三法の適用を受けている、しかし、一方では予算という形で大蔵省のきちきちとした制約の中にある。この辺の中にいま申し上げられたような矛盾撞着に近いものが起きてきているのじゃないかという御指摘のよう

これはもう管理職はノイローゼになつてしまつ

行政改革をやつしていくために管理職がみんなノイローゼになつては、何のための能率、効率の向上かと。それについても民間の企業といふものはない

わゆる無手勝流で、そこには官のよくな権限もな

かと。それについても民間の企業といふものはない

よね。そういうことについて私はやはり公務員、

その責任ある管理者もそれから政治家の方も、こ

の行政改革というのはやはり相手に対する納得の

問題が非常にあるわけなんで、その手順について

ひとつ十分御配慮を願いたい。

それから人員削減なんかでも、減量経営なんか

やつても、私は失業対策をいぶんやつたのです

けれども、最近はさらに進んで、昔は親企業が自

分のところの企業のやつを下請に頭を下げて使つ

てもららうなんということは考えられないとだつ

た。いまは出向制度といいまして、会社に仕事が

なくなると、そのうちの二割でも、百人でも二百

人でも、ほかの仕事のあるところへ使ってくれ、

あるいは給与の差があればそこはあと補充します

と言つぐらいまで、いろいろ雇用の確保と生産性

の向上のためにいろいろ配置転換なんかでいぶ

ん苦労してやつてゐるわけです。そういうこと

で、行政改革というのは非常に幅広い配慮をして

いかぬと最終的目的が達せられない。その過程の

中には必ずしもきめ細かいことをやつていかなければいけない。非常にきれいな見取り図だけ書い

ておつては絶対摩擦だけが大きくなるということ

を特に私の意見として申し上げて、そういうこと

について十分な何といいますか、やはり職員対策

ですね、これを私はしっかりとお願いしたいと思ひます。

○森田重郎君 私は、この給与三法——一般職、

特別職、また防衛庁職員の給与改正問題につきましてはほんどの諸先生から御質問がありまして、たまたま質問を用意してまいつたのでございましたけれども、あえて行管問題だけにしほつて幾つかの質疑をさせていただきたいと思いますので、どうぞ給与関係の大臣、管理者の方々、御一服なさつて結構でございます。

きょうは宇野行政管理庁長官からホットなニュースが伺えるかと思いまして、実は楽しみにいたしておりますましたが、恐らくは、ただいまこの席に参るまで何かと各省庁等との詰めもなさつておられたのではないかと思います。十年一昔と申しまずけれども、あえてそういう表現を借りられるとするならば、行政改革の問題というのは二昔ぐらゐ前から、今日話題になつておるようなことがずうつと継続して歴代内閣、そしてまた行管長官等から大変進軍ラッパは勇ましくわれわれ耳にいたしておつたわけです。昭和三十六年に臨時行政調査会が設置をされましたことはもう皆さんでご存じのとおりでございます。そして、その調査会が三十九年の九月に十六項目の行事に対する意見書というのを時の政府に提出した。この十六項目につきまして、いま私ここでえて一つ一つ申し上げるつもりはございませんけれども、言つうなれば各種の付属機関あるいはまた審議会、特殊法人、そういうた要するに整理統合の問題というようなことが、先ほど冒頭申し上げましたように、二昔も前から言つておつたわけですから、ななかに向つてその実効が上がつていけれども、なかなか私自身感得するわけでございますが、長官、ひとつ長官の大変かたい決意のほどはよくわかりました。

去る十一月の八日夜半でございましようか、第二次大平内閣が誕生された、そして翌日の初閣議で大平總理がただいま長官がおつしやつたような意味のことをおつしやつておる。第一には、特殊法人あるいは政府の付属機関、出先機関の統廃合、縮小問題、これを年内に立てるといふような御発言があつたように私ども伺つておるわけでございますが、実はきょうがちょうどその十日ということで、行革本部長として各省庁との詰めを多分に具体的に私はなさつておられるのではないかと思うのです。その辺につきまして、多少具体的に今後実施し得るまた実施可能なその辺の問題につきまして若干お聞かせ願える範囲のことをあえてひとつお伺い申し上げたい、こう思います。

○國務大臣(宇野宗佑君) 仰せのとおり、先月の二十七日に閣議におきました各大臣に一つの基準を示して、御協力方を私からも要請いたしました。

あえてお伺いしたい、かように思ひます。

○國務大臣(宇野宗佑君) 今回の行革は、私は過日も当委員会で申し上げたかもしませんが、天

の声である、かように受けとめまして、これをやさらには一九八〇年代の厳しい情勢に機敏に対応し得る基である、かように存じて、就任以来鋭意努力を重ねてまいつた次第でございます。したがいまして、從来までは総論賛成各論反対といふことで半ばにして挫折したかもしれません、今回

私は、このことは第二次大平内閣の最重要課題でございますから、途中で志半ばで挫折するわけにございません。総理大臣もそれほど強い態勢で臨んでおられますし、特に各閣僚に対しても半ばにして挫折したかもしませんが、午前中も申し上げました四つの柱を立てまして、そ

の一つ一つを着実に実施していく、こういう決意で今日臨んでおる次第でございます。

○森田重郎君 長官の大変かたい決意のほどはよくわかりました。

た。余り日数はなかつた次第でございますが、十日余りでその締め切り日の本日を迎えたわけでございます。率直に申し上げまして、各大臣非常に熱意を込めてこの問題に鋭意当たつていただいております。

私といたしましては、実は今晩大体の模様を總理大臣に御報告を申し上げて、そしてあすの閣議で正式に十日締め切り現在の状況並びに年末に至る間の見通し、そうしたものを持めましてひとつ報告をいたしたい、かように存じまして、いま事務局にいろいろと整理をさしておる次第でござります。で、本当に各大臣ががんばってやつていたいたいということに対しまして、私は、今日ただいまはその協力を謝しておるという段階でござりますので、まだ具体的にあれがこうだこうだといふのはちょっとしばらくお待ち願えないでありますかと思う次第でございます。

○森田重郎君 あす、あさつてあたりを楽しみにいたしております。

ところで、歴代の内閣はいずれもこの行革問題につきましては大変に勇ましい進軍ラッパを吹きならして今日まで至つておる。先ほども申し上げたとおりでございますが、これまでの行革と申しましようか、行政改革の中でも私どもがあえて若干なりとも成果があったとするならば、それは吉田内閣時代の人員整理——整理という言葉が悪ければ削減とでも申しましようか、それから佐藤内閣時代の総定員法の制定でどうか、一省一局の削減、この二つぐらいが言うなれば行政改革らしい行政改革ではなかつたかと思ひますが、今回、長官がたゞいまも御説明なさいましたような意味でわれわれがある程度納得し得るようなものが明日あたり出されるかどうか、その辺を重ねてお伺い申し上げたいと思います。

○国務大臣(宇野宗佑君) まだ集計を急いでおる

最中でございますが、私といたしましては、ある

いは皆さん方には不満な点があるかも知れません

が、しかし当初意図いたしております線に近い線

かよう存じております。

○森田重郎君 各種の新聞報道等によりますと、たとえば農林水産省あるいはまた運輸省等が数合せであるとか、あるいは外務省は中南米局等の問題を踏まえて特別扱い、別枠であるとか、そういう調子で新聞論調いろいろ書いておるようでございますが、まあ一部皮肉った表現かもしませんが、条件闘争型であるとか、数合わせ型であるとか、例外型というようなことを時折耳にするわけでございますけれども、冒頭長官もおっしゃいましたように、総論賛成各論反対というような声の中で、たとえば特殊法人だけに限つて当初いろいろ話題になりました要するに一割カット、これがいかがでしようか、可詮でございましょうか。あえて再度また御所見を賜りたい、こう思ひます。

○国務大臣(宇野宗佑君) 過般も本会議あるいは予算委員会等々でお答え申し上げておりますが、私といたしましては、現在百十一特殊法人があるわけでございますので、かなり大幅な削減を企図して仕事を進めておるということでござりますので、それで御了解賜りたいと思います。

○森田重郎君 前瀧谷自治大臣が地方分権の推進と行政改革とも申しましようか、そういう意昧での行政合理化方針というものを決めたといふふうに私たちは理解をしておるわけでござりますが、これからは、言うなれば地方の時代にふさわしい地域社会実現のために地方自治体が主となつたと申しましようか、言うなれば出過ぎた行政権限といふものがある程度民間企業に移譲するというようなことについての何かお考えがあるかどうか。まあ言うなれば民間の活力を大いに利用していくと。アメリカ経済が非常に活力が低下したと、これらも何か官の方が民に対しても非常に何と申しましようか、言うなれば出過ぎたと。フランスの経済あたりを見ても、官民混合のやうな意味で國の行政というものがある程度民間のいいところはわれわれといたしましても伸ばしていかなくちゃならぬ、あくまでそれを妨害する過剰介入するというようなことがあってはならない、こういう気持ちで乗り出していきたいと存じておるものであります。

○森田重郎君 お話を大体わかりましたが、実は、たまたま民間企業のお話を出ましたけれども、私も非常に民間企業といいましょうか、言うならば会社生活が長かつたわけでござりますけれども、会社の経営の実態というのは非常に厳しい状況でござりますが、いかがでしょうか。前回のこの委員会でも私ちょっと申上げたんですけれども、一つの企業といふものが命運をかけて新しい一つのプロジェクトにいどむというような折には、これは大変な苦労があると思うんですね。前回のこの委員会でも私ちょっと申上げたんですけれども、一つの企業といふものが命運をかけて新しい一つのプロジェクトに

ざいますから、そのいわば特殊法人の面において、あるいはこれが天下りの場所になつて民間の人材が登用されない、また民間の力が培養されないと、いうことに対する不満が今日あるのだろうかと思います。また許可、認可等々に関しましては、やはり余り過剰介入し過ぎるものでございま

すから、かえつて民間の手間暇かかっちゃって、その結果、政府はなくなくしておるが民間は大変なんだと、そういうことも私はいっぱいあるんじやなからうかと、そういうふうに考えておりますから、したがいまして今回の行革におきましては、それらを全部含めまして、やはりどこかにおいて私たちは民間の力、それを培養する方向へ政治の方向を持つていかなくちやならないし、特に特殊法人におきましては天下りをチェックする、こういうことは、この間三閣僚が寄りまして、小渕総務長官も人事問題でござりますから入つていただきまして、官房長官を中心にはしつかりやつて、こういうふうなことで、その具体策も練りたいと思つておりますが、そうした形においてやはりこれから伸びゆく國力のために大いに民間のいいところはわれわれといたしましても伸ばしていかなくちゃならぬ、あくまでそれを妨害する過剰介入するというようなことがあってはならない、こういう気持ちで乗り出していきたいと存じておるものであります。

○森田重郎君 お話を大体わかりましたが、実

くまで國の行政だと存じますが、従来の関係から申しますと、政府があつて民間があつて、政府の

なすべき仕事を、ひとつ第三セクターとして特殊法人をつくつて、そこで民間のよいところも十二分に吸収してやつていいこうと、こういうことでご

金カットがある、さては指名解雇というようなことで毎日毎日が繰り返されておる。それが民間企業のあり方じゃないか。そういう意味で、やっぱり國の行財政というものは、その民間企業とのうらはらにあるというふうに私は思います。

したがいまして、冒頭何回か同じようなことを繰り返しましたけれども、私は、ここで最後に特に、あえて今回の行革だけについては、われわれの声といいますよりも國民の声としてこれを率直に受けとめていただきたい、反対をする声よりもやはり行革に対する手を挙げて賛成する声の方が多いんだと、その辺を特にひとつ行管長官にお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○秦豊君 幸い、この委員会に間に合うことができましたので、質問時間十分を活用したいと思いますが、防衛庁に集中をしたいと思います。

例の環太平洋演習——リムパック問題だけを取り上げたいと思いますが、とてもこの十分に妥当する質問対象ではありません。したがって、きょうは一つ、二つだけあえて聞いておきたい。

というのは、先般来野党側の要求に対し、防衛庁側は頭をひねつてきよう新たな政府見解を恐らく発表しただろうと思う。その内容をちよつとだけ見てきたんだけれども、依然として野党側が追及をしたポイントには正面から答えない。防衛

前回より非常にたっぷりしているけれども、内容は質的には全く同じで、木で鼻くくったような答弁しかしていない。このことは同工異曲であつて、たとえばすでにリムパック問題のこれまでの内容について、去る十月下旬に、私どもの植崎弥之助と私が二人で、かなり充満した資料要求をしたこれだけの（資料を示す）もう字数にしてこれ百十字ぐらいだらうか、膨大な過去何回かのリムパックのすべてについて、明年の想定について、自衛隊の役割について、たったこれだけの資料をよこした。驚くべき不誠意というか、また

微慢というかわからないが、そしてしかもよく見ると、腹に据えかねるのは、来年のリムパック80の想定やいかにという質問に対し、想定、自衛隊の役割り分担等、すべて未定と。想定は未定である、役割り分担も未定である。では、あれほど日ごろ防衛計画などを緻密に練っていると呼号に、想定もわかつていません、役割り分担も決まっている自衛隊が、役割り分担も想定も決まっていないような大規模な、しかもさまざま法的な疑念に包まれた演習に参加をいち早く決定したのに、想定もわかつていません、役割り分担も決まります。

官は、もちろんあなたの前任者の時代であるけれども、なぜ許したのか、まず基本的にわからない、私は、本当に想定も役割り分担も決まっていませんですか、防衛局長。

○政府委員（原徹君） いろいろ調べまして、要するにこれは教育訓練であると。対潜訓練、対水上訓練、あるいは対空訓練、そういう訓練をまとめよう。いつ、二つだけあえて聞いておきたい。

このように質問対象ではありません。したがつて、いわゆる新聞等で拝見いたしますと、太平洋

攻撃のパターンから洋上補給、それから砲撃支援、通信、あるいは電子戦における欺瞞行動、つまり海軍戦闘の全分野にわたる訓練を繰り返しながらオーストラリア海域に、つまりANZUS海域に近づく、こういう演習なんであつて、あなたが言つたように、日本は戦技向上だからそれだけやればいいんですと、魚雷発射訓練とか対空ミサイルとかターマーの訓練とか、それだけやればいいんで、野党がやかましく言うように大したことないんですけど、どうかならないでください。

○秦豊君 では、防衛局長に伺うけれども、去年のリムパック78はどんな内容だったですか。植崎と私に対する答弁は一行しかないから、もう繰り返しませんよ。どんな内容だったのかぐらいい御存じでしょうか、来年の想定を仮に把握していく

くら、想定というものをつくりますのにも、そういう訓練が連続してどうせやることになりますわ

ですから、そういう種類の想定になるようになります。

○秦豊君 あなたは防衛局長になつてもうかなり長いから、もっとシャープな、もっと的確な答

弁をしてくれるだらうと思つたら、そうではない。少なくとも、野党がちょっと調べましてもこれはそんなに単純なものじゃないんです。

○秦豊君 参加艦艇は、まずハワイのパールハーバーに集結をする、空母を中心にして輪形陣を組む、そして中部太平洋を横断する、目標地はオーストラリア周辺である。いろんな海域で戦術運動、対潜攻撃のパターンから洋上補給、それから砲撃支援、通信、あるいは電子戦における欺瞞行動、つまり海軍戦闘の全分野にわたる訓練を繰り返しながらオーストラリア海域に、つまりANZUS海域に近づく、こういう演習なんであつて、あなたが言つたように、日本は戦技向上だからそれだけやればいいんですと、魚雷発射訓練とか対空ミサイルとかターマーの訓練とか、それだけやればいいんで、野党がやかましく言うように大したことないんですけど、どうかならないでください。

○政府委員（原徹君） いろいろ調べまして、要するに教育訓練に合うような想定をつくるように聞いておりますが、それはまだできておらない、そういうことでございます。

○秦豊君 では、防衛局長に伺うけれども、去年のリムパック78はどんな内容だったんですか。植崎と私に対する答弁は一行しかないから、もう繰り返しませんよ。どんな内容だったのかぐらいい御存じでしょうか、来年の想定を仮に把握していく

ら、想定というものをつくりますのにも、そういう訓練が連続してどうせやることになりますわ

ですから、そういう種類の想定になるようになります。

○秦豊君 あなたは防衛局長になつてもうかなり長いから、もっとシャープな、もっと的確な答弁をしてくれるだらうと思つたら、そうではない。少なくとも、野党がちょっと調べましてもこれはそんなに単純なものじゃないんです。

○秦豊君 参加艦艇は、まずハワイのパールハーバーに集結をする、空母を中心にして輪形陣を組む、そして中部太平洋を横断する、目標地はオーストラリア

周辺である。いろんな海域で戦術運動、対潜攻撃のパターンから洋上補給、それから砲撃支援、通信、あるいは電子戦における欺瞞行動、つまり海軍戦闘の全分野にわたる訓練を繰り返しながらオーストラリア海域に、つまりANZUS海域に近づく、こういう演習なんであつて、あなたが言つたように、日本は戦技向上だからそれだけやればいいんですと、魚雷発射訓練とか対空ミサイルとかターマーの訓練とか、それだけやればいいんで、野党がやかましく言うように大したことないんですけど、どうかならないでください。

○政府委員（原徹君） いろいろ調べまして、要するに教育訓練に合うような想定をつくるように聞いておりますが、それはまだできておらない、そういうことでございます。

○秦豊君 では、防衛局長に伺うけれども、去年のリムパック78はどんな内容だったんですか。植崎と私に対する答弁は一行しかないから、もう繰り返しませんよ。どんな内容だったのかぐらいい御存じでしょうか、来年の想定を仮に把握していく

くら、想定というものをつくりますのにも、そういう訓練が連続してどうせやることになりますわ

ですから、そういう種類の想定になるようになります。

○秦豊君 あなたは防衛局長になつてもうかなり長いから、もっとシャープな、もっと的確な答

弁をしてくれるだらうと思つたら、そうではない。少なくとも、野党がちょっと調べましてもこれはそんなに単純なものじゃないんです。

○政府委員（原徹君） いろいろ調べまして、要するに教育訓練に合うような想定をつくるように聞いておりますが、それはまだてきておらない、そういうことでございます。

○秦豊君 いろいろじやない。一つしかない。NATOですが、日本も安保条約ということで同盟国でございますので、同盟国がハワイ周辺に集まつてやる訓練でございますが、それをたとえばアライドという言葉で言われたこともあるかなとうふうに承知しております。

○秦豊君 あなたは理解はあるまい、不正確。これはちゃんと合同演習ということになつている、NATOですが、日本も安保条約ということで同盟国でございます。ニュージーランドはANZUS、オーストラリアもANZUS、それからカナダは

NAFTAですが、日本も安保条約ということで同盟国でございますので、同盟国がハワイ周辺に集まつてやる訓練でございますが、それをたとえばアライドという言葉で言われたこともあるかなとうふうに承知しております。

○秦豊君 あなたは理解はあるまい、不正確。これはリムパックから。それはリムパック73でもまさにそう。いわんやリムパック78、去年もそう。あなた、米軍に問い合わせ下さいよ、ジントエクササイズという公文書になつていてから。ならば合同演習、あなたの方の言う共同演習、これはなるほど、二杯の軍艦持つていて、ヨントエクササイズといふてはいけない。あなた方は護衛艦と言つてはいるが、それでハワイ沖でちょっとやる戦技訓練、これは共同演習。今度のは、リムパックはすべて合同演習。公文書を調べてみなさい。

この場合、私がなぜやかましく言うかといいましたら——防衛局長、よく聞いてくださいよ。つまり、合同演習の場合には指揮権が旗艦に集中するんです。輪形陣を組んで行動する場合には、基本パターンは旗艦に指揮権が集中する。日本の海上自衛隊も指揮権、アメリカなりANZUSの艦隊も指揮権、こんなばかなことはあり得ない。これはイロハのイ。だから、その場合には防衛庁

本パターンは旗艦に指揮権が集中する。日本の海上自衛隊も指揮権、アメリカなりANZUSの艦隊も指揮権、こんなばかなことはあり得ない。これが、あなた方に付けてある、リムパックはすべて合同演習。公文書を調べてみなさい。

この場合、私がなぜやかましく言うかといいましたら——防衛局長、よく聞いてくださいよ。つまり、合同演習の場合には指揮権が集中する

んです。輪形陣を組んで行動する場合には、基本

パターンは旗艦に指揮権が集中する。日本の海

上自衛隊も指揮権、こんなばかなことはあり得ない。これはイロハのイ。だから、その場合には防衛庁

が、相互が同格に指揮権を分かち合います。したがつて今までの訓練と同じであつて、法的には何ら問題がありませんと言つてはいるのは、まさしく事実に反する言い分であると私は主張しているんですよ。だからまず、あなたは共同演習という大前提で私に答弁をしてはいるから、共同演習ならばなるほど今までの延長。ところがそうじやない。合同演習なんだから、指揮権は單一に旗艦に

集中する。これは非常に大事な点だから、もう一通答弁を求めるたい。

○政府委員(原徹君) 指揮権の問題でございますけれども、私どもは、指揮権は対等の立場でちゃんとやるということで理解をいたしておりまして、その点は仮に実戦になりましたとしても、たとえばガイドラインもございますが、これは指揮権が別だということいろいろ調整機関をつくるうといふことになつております。現実の問題として、たとえば砲兵の支援射撃を求めるというような場合、これはリクエストはできるわけです。リクエストはできますけど、指揮権ではないんです。指揮権といふのは要するに部下に対する関係で、その意に反してもやつてもらわなきゃならないのが指揮権でございまして、砲兵の支援射撃は、相手から要請があれば、その要請を指揮官が判断をして適当だと思えばそれでやるものでございまして、別の国から指揮権を受けるということは、これは実戦でもございませんし、今回の演習でもそういうことはございませんわげでございます。

○秦豊君 いまの点は非常に大事な点だし、せっかく原さんが幾らるるお述べになつても私は納得できません。両者の見解非常に隔たつておりますからね。しかも、リムパック問題を議論するならば指揮権の問題を議論しなきゃいけない。だからこれは私納得ができないから、この部分の質問は納得しないんだから留保しますよ。別な機会にやりましよう。

あと二、三分しかないそだから、ちょっと話の角度を変えますけど、あなた方は、これは日米間の問題だというふうに限局化されて答弁をされておるが、これは実際にアメリカ軍部からリクエストがあつたことは事実だ。それは私も調べた。ところが最終的にアメリカの軍部がどういう手続を関係国にとつたか御存じですか。

○政府委員(原徹君) 私どもは、第三艦隊の訓練、アメリカからそういうことの申し入れがありまして、それを受けましたわけで、したがいましてほかの国とどういうふうに——ほかの国とは直

接コンタクトいたしておりませんので、どういうふうにやつたかということも私どもは承知をいたしております。

○秦豊君 これで終わりますけれども、原さん、あなた御存じなことはそのようにはつきり言つていただきたいし、御存じないとすれば、防衛局長としては失礼ながら怠慢じやありませんか。

アメリカはそうしたけれども、アメリカは最終的にはANZUSの閣僚理事会にこれを提出したんです。いいですか。これ調べてください。ANZUSの理事会が承認をしたから、日本海上自衛隊の八〇年リムパックへの参加がオーソライズされたんです。いいですか。これは向こうの受けぎらの問題です。あなた方はもう單に日米間、去年こうだった、来年もこう、何ほどの不思議なしとうふうなとえ方なんだけれども、向こうのところ方は全く違う。かちっとしているし、厳密だし、寸分のすきを許さない。あなた方はこの部分だけちょっとインサートして、入つていて、この部分の平時訓練、戦時訓練やつたら、後はさつと帰ってきます、何にも意味がありませんと言つた。これは大変な間違いであるということを重ねて申し上げておきたいが、あなたのきょうの答弁ぶりではとても明確な答弁にならぬと思うから、すべて留保したい。

それでやはり、恐らくあした公表される、あるいは今夜公表されるか知らぬけど、政府側の新たな見解というか、解釈というか、そういうものを踏まえてこれから一生懸命われわれはあなた方に向かつて追及を続けたい、こう思います。

ります。

○政府委員(原徹君) ただいまのどういう手続をとつたかということは私は承知をいたしておりませんので、その点はさらに調べてみたいと思いま

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認めます。

山中君から、許可、認可等の整理に関する法律案について、委員長の手元に修正案が提出されています。修正案はお手元に配付のとおりでござります。

山中君から修正案の趣旨説明をお願いします。

この際、本修正案を議題といたします。

山中君から修正案の趣旨説明をお願いします。

○山中郁子君 私は、日本共産党を代表して、許可、認可等の整理に関する法律案に対する修正案の内容の概要と提案理由を説明いたします。

修正案の内容の第一は、へい歎処理場等に関する法律の一部改正の部分を全文削除すること、第二は、航空法の一部改正の部分を同じく全文削除することの二点であります。

次に、提案理由を申し上げます。
第一に、へい歎処理場等に関する法律の一部改正は、へい歎取扱場等の施設及び区域の変更の許可を届け出に変えようとするものであります。これは、へい歎取扱場等は悪臭公害などで住民に大きな影響を与えるおそれのあるものであり、これらの設備の拡大等については慎重に行われることが望ましいのは言うまでもありません。

ところが、改正案のようく届け出にするとなれば、設備の拡大を容易にし、業界の過当競争状態を促進するとともに、悪臭公害等で住民へも迷惑をかけるおそれがあるとの問題点を指摘する声が業界関係者からも出されております。

このようない点から、現行どおり許可制により、行政機関がきちんと規制を行うべきであり、改正の必要は全くないと考えますので、この部分の全

文削除を提案いたしました。

第二の航空法の一部改正は、操縦士等が技能証

明等を得る場合の年齢、飛行経験などの受験資格

を緩和するものでありますが、操縦士、航空士、航空機関士等については安全性の点から現行どお

り申請時までに決められた年齢、飛行経験等を有して受験するのが望ましく、たとえば規定の飛行時間を確保することによって練度を一定の段階に高めてから受験に臨むという現行制度の方が安全性を考慮する上でも合理的であると考えるものであります。

また、これらの改正についての要求は関係者及び関係団体からは全く出されておらず、機長養成問題を抱えている日本航空当局が労務管理政策上、このような改正を政府に求めていたことが日本当局の文書からも明らかであり、このような背景を持つ今回の改正には単純に同意することはできないのであります。

したがいまして、この部分の改正についても改正を行なう必要はないと考え、全文の削除を提案いたします。

以上が修正案の内容の概要と提案理由であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(古賀雷四郎君) それでは、ただいまの修正案に対し、質疑のある方は順次御発言願います。——別に御発言もないようですから、これより四案並びに修正案について一括して討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○山崎昇君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に賛成し、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に反対の討論を行なうものであります。

今回のこれらの給与法改正案の内容は、去る八月十日の人事院勧告を実施しようとするものであります。が、同時に勧告されました週休二日制に含まれる内容は含まれておらず、加えて、五十六歳以上の職員の昇給延伸並びに五十八歳以上の職員の昇給停止措置が含まれており、きわめて不満ではあります。が、公務員諸君の生活をいささかでも改

善するためにも、一日も早く成立させるべきだと思うのあります。

高齢者の昇給停止もしくは延伸措置は、該当する高齢職員の現在及び将来にわたる生活にかかる勤務条件の変更であり、重大な問題だと思うのあります。特に、いま高齢者と言われる年齢に達している人々は、戦中戦後の激動の中で数々の辛酸をなめ、悪条件の中で公務に精励してきたにもかかわらず、中途採用による格づけの悪さや人事院勧告の不完全実施等により幾多のたび重なる損失をこうむり、近年の給与改善によってもなお回復されていない状態にあると思うのであります。このため、普通昇給による給与の増額は全くことのできない予定収入であり、この停止あるいは延伸は家計に深刻な打撃となることは申し上げるまでもありません。加えて、現行の年金制度及び退職手当制度は、俸給月額を基礎に算定される結果、普通昇給の増減がそのまま現在及び将来の所得にはね返る仕組みとなっており、それだけに昇給制度の役割りは大きく、軽々しく変更させていいものではないと思うのであります。

このように、給与制度の基本にかかる昇給制度について、政府は単に財政上だけの見地からとはいへ、全職員の昇給期間について人事院に検討を依頼しているのでありますが、このことは、労働基本権制約の代償として存置され、中立機関として位置づけられている人事院の勧告制度への関与であって、許さるべきものではないと思うのであります。

この法律が実施されると、俸給の調整額の一部定額化の措置が人事院規則だけで実施されることになると思うのですが、実施に当たりましては、公務員諸君の要望等も十分に勘案し、遺憾のないよう処置すべきであると思うのであります。なお、防衛厅職員の処遇改善につきましては、私どもは人後に落ちないものであります。その存在について問題があるため、賛成できないことを表明して、私の討論を終わります。

○山中郁子君 私は、日本共産党を代表して、たゞいま議題となりました一般職職員給与改正案に賛成、特別職職員給与改正案並びに防衛厅職員給与改正案に反対の討論を行ふものです。

初めに、一般職職員給与改正案についてあります。今回の一般職職員の給与引上げ率は、一九四八年勧告制度発足以来最低の引き上げ率であります。しかも高齢者の昇給停止措置を行ふなど問題点がありますが、公務員労働者の要求にこたえ一定の改善を行つておらず、給与改定を早急に実施するという立場から、わが党は本改正案に賛成するものです。

本改正案で、どうしても指摘しておかなければならぬ問題に、高齢者職員の昇給停止措置があります。これは人事院の偏見による官民較差を口実に一方的に高齢者職員に犠牲を強いるものであり、賃金体系の改悪であります。政府がいま行うべきは、こうしたことではなく、高級官僚優遇の上厚下薄の賃金体系にこそ抜本的にメスを入れることであることを強く指摘するものです。

次に、特別職給与改正案です。本改正案は、国務大臣等の給与据え置きや一般職の指定職相当の特別職職員の実施時期を六ヶ月繰り下げるなどして、山中君提出の修正案は否決されました。それでは、次に原案全部を問題に供します。

〔賛成者挙手〕
○委員長(古賀雷四郎君) 少数と認めます。よつて、山中君提出の修正案は否決されました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(古賀雷四郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(古賀雷四郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(古賀雷四郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕
○委員長(古賀雷四郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おります。したがつて、今回わが党は、予備自衛官問題が抱き合われている本案に対し、反対の態度を表明するものであります。

〔賛成者挙手〕

○委員長(古賀雷四郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

許可、認可等の整理に関する法律案の採決を行います。

まず、山中君提出の修正案を問題に供します。

山中君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(古賀雷四郎君) 少数と認めます。よつて、山中君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部を問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(古賀雷四郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(古賀雷四郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案を問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(古賀雷四郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

ころであります、遺憾ながら成立を見るに至りませんでした。

共済年金制度の実情等を考慮すると、今後、年金財政を健全かつ適正に運営していくためには、以上申し上げました諸点につきまして速やかに改正を行なう必要があります。このため、ここに昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきましてその大要を申します。

第一は、国家公務員共済組合等からの年金の額を改定することであります。すなわち、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、旧国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法に基づく年金のうち、昭和五十三年三月三十一日以前に給付事由が生じたものにつきまして、別途、第八十八回国会で成立いたしました恩給法等の一部を改正する法律による恩給の額の改定措置にない、昭和五十三年度の国家公務員の給与の改善内容に準じ、年金額の算定の基礎となつている俸給を増額することにより、本年四月分以後、年金額を引き上げることといたしております。

この結果、平均で約三・六%程度年金額が改善されることとなります。

第二に、公務関係年金及び長期在職者の受ける退職年金等の最低保障額、恩給公務員期間等を有する八十歳以上の老齢者に対する年金額の割り増し措置について改善を図ることといたしております。

第三に、遺族年金に加算される寡婦加算及び遺族加算の額を、遺族の置かれている特別な事情にかんがみ、それぞれ年額一万二千円引き上げることといたしております。

第四に、退職年金の支給開始年齢につきまして、年金受給者の高齢化等に対応して、共済組合の将来にわたる年金財政の健全性の確保を図ることといたしてあります。

と等の見地から、現行の五十五歳を六十歳に引き上げることといたしております。

なお、この支給開始年齢の引き上げにつきましては、組合員の老後の生活設計等も考慮し、段階的に引き上げていくという経過措置を講ずることといたしております。

第五に、高額所得を有する退職年金受給者につきまして、年金の一部の支給を停止することとしております。

第六に、減額退職年金の受給を選択できる場合を原則として五十五歳からに限定するとともに、減額率についても保険数理に適合するものに改めることといたしております。

第七に、現行の退職一時金制度につきまして、すでに通算年金制度が樹立されております関係上、この際これを廃止することとし、別途、厚生年金の脱退手当金と同様の制度を設けることといたしております。

第八に、公庫等に出向する職員につきまして、現在の厚生年金と共済年金の二重加入の状態を解消するため、五年を限り、公庫等に出向している期間につきましては共済組合の組合員とすることといたしております。

第九に、長期給付における国庫負担につきまして、当分の間の措置として、給財源の一%相当を特別に負担することといたしております。

以上のほか、特別の事情により公務上死亡した者の遺族の範囲の緩和、自衛官等に対する特例年金制度の廃止、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引き上げ等所要の改正を行うことといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

○委員長(古賀雷四郎君) 地崎運輸大臣。

○國務大臣(地崎宇三郎君) ただいま議題となり

ました昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給しております退職年金等につきまして、別途、第八十八回国会で成立いたしました恩給法等の一部を改正する法律による恩給の額の改定措置に準じ、年金額を引き上げることとします。

とするとほか、公共企業体の共済組合の年金制度の現状にかんがみ、退職年金等の支給開始年齢の引き上げ、高額所得者に対する退職年金の支給制限、退職一時金制度の廃止、国等に出向する職員に関する継続長期組合員制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、公共企業体の共済組合が支給しております退職年金等のうち、昭和五十三年三月三十一日以前に給付事由が生じたものにつきまして、恩給等の改善措置にならない、その年金額の算定の基礎となつている俸給を和五十三年度の国家公務員の給与の改善内容に準じて引き上げることといたしております。

この結果、本年四月分以後、平均で約三・六%程度年金額が増額されることとなります。

第二に、長期在職した者に係る退職年金等及び旧国家公務員共済組合法に基づく殉職年金等の最低保障額を引き上げるとともに、恩給公務員期間等を有する八十歳以上の者に対する年金額の割り増し措置を図ることといたしております。

第三に、遺族年金に加算される寡婦加算及び遺族加算につきまして、遺族の置かれている特別な事情にかんがみ、それぞれ年額一万二千円引き上げることといたしてあります。

第四に、退職年金等の支給開始年齢につきまして、年金受給者の高齢化等に対応して、共済組合の将来にわたる年金財政の健全性の確保を図ることといたしてあります。

て、年金受給者の高齢化等に対応して、共済組合の将来にわたる年金財政の健全性の確保を図ることと等の見地から、現行の五十五歳を六十歳に引き上げることといたしてあります。

なお、この支給開始年齢の引き上げにつきましては、組合員の老後の生活設計等も考慮し、段階的に引き上げていくという経過措置を講ずることといたしてあります。

第五に、高額所得を有する退職年金受給者につきまして、年金の一部の支給を停止することといたしてあります。

第六に、減額退職年金の受給を選択できる場合を原則として五十五歳からに限定するとともに、減額率についても保険数理に適合するものに改めることといたしております。

第七に、現行の退職一時金制度につきまして、すでに通算年金制度が樹立されております関係上、この際これを廃止することとし、別途、厚生年金の脱退手当金と同様の制度を設けることといたしております。

第八に、公庫等に出向する職員につきまして、現在の厚生年金と共済年金の二重加入の状態を解消するため、五年を限り、公庫等に出向している期間につきましては共済組合の組合員とすることといたしております。

第九に、長期給付における国庫負担につきまして、当分の間の措置として、給財源の一%相当を特別に負担することといたしております。

以上のほか、特別の事情により公務上死亡した者の遺族の範囲の緩和、自衛官等に対する特例年金制度の廃止、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引き上げ等所要の改正を行うことといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

○委員長(古賀雷四郎君) 地崎運輸大臣。

○國務大臣(地崎宇三郎君) ただいま議題となり

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(古賀雷四郎君) 以上で説明の聽取は終りました。

両案につきましては、衆議院において修正が加えられておりますので、この際、衆議院における修正部分について衆議院大蔵委員長代理理事高鳥修君から説明を聽取いたします。衆議院大蔵委員長代理理事高鳥修君。

○衆議院議員(高鳥修君) ただいま議題となりました昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する趣旨を御説明申し上げます。

両政府原案においては、国家公務員及び公共企業体職員等の共済組合の年金制度の現状に顧み、退職年金等の支給開始年齢の引き上げ及び減額退職年金制度改正の措置を講ずることといたしております。この措置につきましては、高齢化社会の到来を迎え、また、年金財政の将来を展望いたしますと、制度改正もやむを得ないと思われるのであります。しかしながら、諸般の情勢により法律の成立がおくれております關係から、諸準備を行つた次第であります。

次に、両修正の内容を申し上げますと、退職年金等の支給開始年齢の引き上げ及び減額退職年金制度改正の実施期日を、両政府原案において昭和五十五年一月一日と定められておりますが、両修正は、それぞれ昭和五十五年七月一日に改めるとともに、これに伴いまして所要の規定の整理を行つたものであります。

以上が両法律案に対する衆議院における修正部 分の趣旨及び内容であります。

両案につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(古賀雷四郎君) ありがとうございます。

両案につきましては、閉会中もなお審査を継続す

る公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合員法の一部を改正する法律につきましては、閉会中もなお審査を継続することとし、両案の継続審査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認め、さ

なお、要求書の作成につきましては委員長に御

一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古賀雷四郎君) 継続調査要求に関する件についてお諮りします。

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調

査並びに国の防衛に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、両件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古賀雷四郎君) 継続審査要求に関する件についてお諮りいたします。

許可、認可等の整理に関する法律案に対す

る許可、認可等の整理に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項第一号中「第四条まで及び次項から附則第四項まで」を「第三条まで及び次項」に改め、同項第二号中「第五条、第十一条並びに附則第五項及び第八項」を「第四条、第十条並びに附則第三項及び第六項」に改める。

附則第二項中「第四条」を「第三条」に改める。

附則第三項及び第四項を削る。

附則第五項中「第五条の規定」を「第四条の規定」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第六項を附則第四項とする。

附則第七項中「第九条」を「第八条」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第八項中「第十二条」を「第十条」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第九項中「附則第六項又は第七項」を「附則第四項又は第五項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第六項を附則第五項とする。

附則第八項中「第十二条」を「第十条」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第九項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第十項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第十一項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第十二項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第十三項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第十四項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第十五項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第十六項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第十七項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第十八項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第十九項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第二十項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第二十一項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第二十二項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第二十三項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第二十四項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第二十五項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第二十六項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第二十七項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第二十八項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第二十九項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第三十項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第三十一項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第三十二項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第三十三項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第三十四項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第三十五項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第三十六項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第三十七項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第三十八項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第三十九項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第四十項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第四十一項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第四十二項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第四十三項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第四十四項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第四十五項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第四十六項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第四十七項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第四十八項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第四十九項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第五十項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第五十一項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第五十二項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第五十三項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第五十四項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第五十五項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第五十六項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第五十七項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第五十八項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第五十九項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第六十項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第七項とする。

一、旧滿州棉花協會等を恩給法による外國特殊機関指定に関する請願(第九七号)(第九八号)

(第九九号)

一、元陸海軍從軍看護婦の処遇に関する請願

(第一〇一号)

第一号 昭和五十四年十一月二十六日受理

元陸海軍從軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 静岡県天竜市二俣町一、五九五ノ二 南條しま外五十二名

紹介議員 山中 郁子君

元陸海軍從軍看護婦も元日赤從軍看護婦と全く同様に國家に奉仕してきたので、速やかに次の事項の実現を図られたい。

一、元陸海軍從軍看護婦に対しても、元日赤從軍看護婦同様の措置を講すること。

二、在職期間を各種公的年金に通算する措置を講ずること。

理由

政府が「元日赤從軍看護婦への慰労金給付」を決定したことは、從軍看護婦への理解とその労苦に報いようとすることであり、その措置には深く敬意を表するものである。特に戰況の悪化に従つて行動した從軍看護婦は前線の兵と同じ多くの危険が伴い筆舌につくせぬ苦闘を経験し、多くの犠牲者が生じたのである。私たちは、元日赤從軍看護婦とともに世論の支持を得て、救済を訴えてきた。しかるに、元日赤從軍看護婦に対しては慰労金の給付の道が開かれたのであるが、元陸海軍從軍看護婦に対してはなんら救済の措置がなされないまま取り残されようとしている。

第三六号 昭和五十四年十一月二十七日受理

國家公務員高齢者の「昇給停止」反対に関する請願

請願者 島根県松江市八幡町一六九 与倉 成美外五百三十二名

紹介議員 野田 哲君

國家公務員の高齢者の昇給停止等の措置は、公務員給与制度の根幹にふれる改定であり、從来の経

人事院は、八月十日の給与勧告において「高齢者の普通昇給の停止措置等」を講ずる必要があると述べている。具体的には、「給与法第八条第六項」を改正し、一律に五十六歳で昇給延伸、五十八歳で昇給停止とするものであるが、(一)国家公務員の昇給制度は、公務員給与の根幹をなす重要な制度であり、かかる問題を職員と職員団体との協議不十分のまま、人事院が一方的に強行するのは「國公法」の主旨をふみにじるものである。(二)現在の高齢者は、第二次大戦をはさむ修苦に耐え、日本の再建と發展のため公務に励んできた「功勞者」でもあり、また、高齢化社会のなかで引き継ぎ業務の効率的執行の先頭にたつてもらるべき職員である。そうした年配者の勤労意欲を根底から阻害するような不正暴虐な措置を一方的に講ずべきではない。(三)公務員の給与体系は、明治以来民間と比べ「若い者は低く、年配者は高い」とされ、これは習熟度を重視する公務にあつては必然ともいえる特徴の一つである。この給与体系を一変させるような業務上の事情の変化は存在しない。四)現在の中高年公務員のなかには第二次大戦の影響により行(職員など中途採用のため給与が低いとか、子弟が独立していないとか、住宅等の生活基盤の弱い職員が少なからず存在し、昇給は不可欠の勤務条件となつてゐる。これらの理由により、我々は、高齢者の昇給停止等の措置に強く反対するものである。

第六八号 昭和五十四年十一月二十九日受理
国際障害者年(一九八一年)に当たり障害児・者に対する推進に関する請願

請願者 和歌山県新宮市野田町七、〇九五ノ五 麻上正弘外九十九名

紹介議員 山中 郁子君

国際児童年に続く国際障害者年が、障害児・者の人権を守る年となるよう次の事項の実現を図られたい。

一、障害児・者対策を統一的に進める機関を総理府内に設置するとともに、国内委員会を設立すること。
二、障害児・者の人権を保障するための行政的保障を明らかにし、予算化すること。

第七一号 昭和五十四年十一月二十九日受理

旧滿州棉花協會等を恩給法による外國特殊機関指定期間に関する請願

請願者 東京都日野市西平山一ノ二二ノ五 華満棉友会内 湯川賀雄外一名

紹介議員 向井 長年君

旧滿州棉花協會、旧華北棉產改進會及び旧華中棉產改進會に在職した期間を恩給法による外國特殊機関の職員に指定されたい。

理由

旧滿州棉花協會、旧華北棉產改進會及び旧華中棉產改進會(以下「本会」という)は、日華満政府によつて、滿州・華北及び華中における綿花栽培の改良増産を図り、綿作農民の福利の増進と國の經濟の繁榮を期すとともに、戰時下にあつて我が國の必需物資である綿花を確保するため、整備の十分でない華満政府の行政機關に代わるものとして設立された政府の代行機關であり、役員の構成も政府の要人が就任し、また、予算についても主として華満政府と棉花協會(日本政府補助によるもの)がほぼ折半出資して運営された。本会は、綿作農民に対する棉花栽培技術指導・採種園の經營により生産された優良種子の配付・農耕用必需物資の輸送及び棉花に関する調査研究等の事業を行

う純公益団体であり、我々は、日華満の提携による綿花資源の開発という国家的大事業の重要性について致し、政府の代行機關である本会事業に参画するため、公職を辞し、あるいは、学卒後直ちに、進んで本会に着任し、日華満親善友好に基づき、農業開発の平和部隊として、農村の第一線で身の危険にもかかわらず任務を遂行した。これにより、戰時中における我が國の綿花資源の確保に多大の貢献をするとともに、その成果は、今日なお中國で高く評価されているところである。しかし、終戦後公職復帰に当たつては、なんの保障もないばかりか、大部分の者は引揚者という不利な条件のもとに、再出発してから三十余年経つている。その間、かなりの者は死亡し、生存者及び遺族もほとんど六十歳以上の高齢に達している。我々は、昭和三十五年以降、当局に陳情を続けていますが、二十年経つた今日なお未解決のままとなつてゐる。そのため、国民皆年金時代の今日を迎えて、在外中の勤務年数について、戰時加算の優遇措置がないばかりか、恩給にも全く通算されず、不利益を被つてゐる。更に、人によつては高齢のため、あるいは、在外勤務年数が長いため、恩給年数が少ない等不利益が多く、なかには恩給年数に達しない者もある。(資料添付)

元陸海軍從軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 東京都墨田区本所二ノ八ノ一一 油利花枝外五百二十名

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七二号 昭和五十四年十一月二十九日受理
元陸海軍從軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 東京都墨田区本所二ノ八ノ一一

紹介議員 柄谷 道一君

元陸海軍從軍看護婦の処遇に関する請願

請願者 東京都江東区住吉二ノ八ノ三 金子はる外四百六十二名

紹介議員 大谷藤之助君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七五号 昭和五十四年十一月二十九日受理
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定期に關する請願
請願者 東京都日野市西平山一ノ二二ノ五
紹介議員 塚田十一郎君
華滿棉友会内 高橋松二
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第九〇号 昭和五十四年十一月三十日受理
元陸海軍從軍看護婦の待遇に關する請願
請願者 東京都品川区旗の台二ノ一三ノ一
紹介議員 安恒 良一君
一 安達つね外五百二十名
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九七号 昭和五十四年十一月三十日受理
旧満州棉花協会等を恩給法による外國特殊機関指定期に關する請願
請願者 東京都日野市西平山一ノ二二ノ二
華滿棉友会内 西尾毅
紹介議員 堀江 正夫君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第九八号 昭和五十四年十一月三十日受理
旧満州棉花協会等を恩給法による外國特殊機関指定期に關する請願
請願者 東京都日野市西平山一ノ二二ノ五
華滿棉友会内 木田昌孝
紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第九九号 昭和五十四年十一月三十日受理
旧満州棉花協会等を恩給法による外國特殊機関指定期に關する請願
請願者 東京都日野市西平山一ノ二二ノ五
華滿棉友会内 田中勇
紹介議員 林 寛子君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一〇一号 昭和五十四年十一月三十日受理
元陸海軍從軍看護婦の待遇に關する請願
請願者 東京都品川区旗の台二ノ一三ノ一
紹介議員 堀江 正夫君
三 日野出浪子外五百二十名
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

十二月七日本委員会に左の案件が付託された。
一、許可、認可等の整理に關する法律案（予備審査のための付託は十一月二十八日）
一、一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は十一月五日）
二、特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は十一月五日）
（予備審査のための付託は十二月五日）
（予備審査のための付託は十二月五日）
（予備審査のための付託は十二月四日）
十二月十日本委員会に左の案件が付託された。
一、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に關する法律案
等の一部を改正する法律案
一、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案
（衆議院修正に係る条文のみを括弧で示す）
（衆議院修正に係る条文のみを括弧で示す）

目次中「第八十条の三」を「第八十条」に「第九十三条の二」を「第九十三条」に改める。
第二十一條第一項第三号中「第九十八条第一項各号」を「第九十八条各号」に改める。
第三十八条第三項中「もとの」を「元の」に改め、同項ただし書きを次のように改める。
ただし、前後の組合員期間を合算した期間が二十年に達しないときは、通算退職年金又は脱退時金の基礎となるべき組合員期間の計算については、この限りでない。
第四十一条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「第七十九条の二第六項」を「第七十九条の二第五項、第八十条第四項」に、「第一百六条第一項」を「第一百六条」に改める。
第七十二条第一項第四号を次のように改める。
四 脱退一時金
第七十二条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を削る。
第七十四条第一項中「又は減額退職年金」を「、減額退職年金又は通算退職年金」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項を同条第三項とする。
第七十五条第一項中「身分關係の移動」の下に「、支給の停止」を加える。
第七十六条の三を削る。
第七十七条第二項及び第三項中「五十五歳」を「六十歳」に改め、同項に次の三項を加える。
4 退職年金で百二十万円を超える金額のものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金の額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

5 前項に規定する所得金額とは、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第二項に規定する給与所得の金額（退職年金に係る所得の金額を除く。）から同法第二編第二章第四節の規定による所得控除の金額を控除した金額をいう。
6 前項に定めるもののほか、第四項に規定する所得金額の計算方法その他同項の規定による退職年金の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。
第七十八条第三項中「又は同条及び第七十六条の三の規定及び又は同項本文及び第七十六条の三の規定」を削り、「第七十六条の二第二項」に改め、同条第三項ただし書きを「同項ただし書き」に改め、同条第三項中「又は同項及び第七十六条の三の規定」を削り、「第七十六条の二第三項を「同条第二項」に改め、同条第四項中「（退職一時金又は魔疾一時金の支給を受けた者にあつては、改定前の退職年金の額の算定上控除することとされた第七十六条の三第一号又は第二号の額に相当する額を控除した額）」を削る。
第七十九条第一項中「五十五歳」を「五十五歳に達した後六十歳」に改め、同条第二項中「その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳」を「その額に、六十歳」に改め、「年数」の下に「に応じ保険數理を基礎として政令で定める率」を加え、同条第三項中「第七十七条第一項及び第七十七条第二項から第六項まで並びに」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合において、第七十七条第四項中「退職年金」とあるのは「減額退職年金」と、「で百二十万円」とあるのは「で当該減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金の額が百二十万円」と、「の額のうち」とあるのは「の額の算定の基礎となつた退職年金の額のうち」と、「金額の百分の五十」とあるのは「金額に当該減額退職年金の額に対する割合を乗じて得た金額

5 前項に規定する所得金額とは、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第二項に規定する給与所得の金額（退職年金に係る所得の金額を除く。）から同法第二編第二章第四節の規定による所得控除の金額を控除した金額をいう。
6 前項に定めるもののほか、第四項に規定する所得金額の計算方法その他同項の規定による退職年金の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。
第七十八条第三項中「又は同条及び第七十六条の三の規定及び又は同項本文及び第七十六条の三の規定」を削り、「第七十六条の二第三項を「同条第二項」に改め、同条第四項中「（退職一時金又は魔疾一時金の支給を受けた者にあつては、改定前の退職年金の額の算定上控除することとされた第七十六条の三第一号又は第二号の額に相当する額を控除した額）」を削る。
第七十九条第一項中「五十五歳」を「五十五歳に達した後六十歳」に改め、同条第二項中「その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳」を「その額に、六十歳」に改め、「年数」の下に「に応じ保険數理を基礎として政令で定める率」を加え、同条第三項中「第七十七条第一項及び第七十七条第二項から第六項まで並びに」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合において、第七十七条第四項中「退職年金」とあるのは「減額退職年金」と、「で百二十万円」とあるのは「で当該減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金の額が百二十万円」と、「の額のうち」とあるのは「の額の算定の基礎となつた退職年金の額のうち」と、「金額の百分の五十」とあるのは「金額に当該減額退職年金の額に対する割合を乗じて得た金額

として在職し、引き続き他の公社職員又は公庫等職員となつた場合(その者が更に引き続いた他の公社職員又は公庫等職員となつた場合を含む)における前二項の規定の適用については、その者は、これらの他の公社職員又は公庫等職員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。

4 第一項の規定は、継続長期組合員が公社職員又は公庫等職員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が大蔵省令で定める期間内に引き続き再び同一の公社又は公庫等に転出をした場合については、適用しない。

5 公社職員である継続長期組合員は、公共企業体職員等共済組合法第十二条の規定にかかるわらず、同法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

6 前各項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に關必要な事項は、政令で定める。

第一百二十四条の三を削る。

附則第三条の二中「以下「昭和四十九年法律第九十四条」という。」を削り、同条を附則第三条の三とし、附則第三条の次に次の一条を加える。
(組合の連合会加入に伴う経過措置)

第三条の二 連合会加入組合以外の組合が連合会に加入することとなつたときにおける当該組合に係る権利義務の承継その他この法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第十二条の次に次の六条を加える。
(遺族の範囲の特例)

第十二条の二 組合員(海上保安官その他職務内容の特殊な職員で大蔵省令で定める者に限る)が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助その他これらに類する職務で大蔵省令で定めるものに従事し、そのため公

務傷病により死亡した場合において、その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、子又は父母(第二条第一項第三号イ又はロに掲げる者に該当するものを除く。)があるときは、当分の間、これらの者を同号の遺族に該当する者とみなして、長期給付に関する規定を適用する。

(退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者の特例)

第十二条の三 退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十二年度以後における國家公務員共済組合等から年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和五十四年法律第十四年改正法)による改正前の国家公務員共済組合法(以下この条において「改正前の法」という。)第八十条の規定による退職一時金(当該退職一時金とみなされる給付を含む。)又は第八十七条の規定による廃疾一時金(当該廃疾一時金とみなされる給付を含むものとし、当該給付以外のものにあつては、昭和五十五年一月一日前に給付事由が生じたものに限る。)の支給を受けた者

(改正前の法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)に係るものに對する次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に掲げる規定の金額は、当該各号に掲げる規定により算定した金額からそれぞれ当該各号に掲げる金額を控除した金額とする。

(昭和五十四年法律第十四年改正法)による退職年金、減額退職年金を受ける権利を有する者がその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した

の三各号に掲げる金額

三 第八十八条第一号又は第八十八条の二第一号の規定 前号に掲げる金額

四 第八十八条第二号、第三号若しくは第四号、第八十八条の二第二号、第三号若しくは第四号又は第九十二条の二第一項、第二

項若しくは第三項の規定 第二号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額

五 公務による廃疾年金と公務によらない廃疾年金とが併給される場合における前項第二号

の規定の適用については、同号において控除すべきこととされている金額の控除は、公務によらない廃疾年金から行い、なお残額があるときは、公務による廃疾年金から行うものとする。

(退職年金の支給開始年齢等の特例)

第十二条の五 退職年金を受ける権利を有する者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第

七十七条第二項及び第三項並びに第七十九条第一項、第二項及び第六項の規定の適用につ

いては、次項の規定がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、こ

れらの規定中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、同条第一項中「十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和三年七月一日以前に生まれた者	五十五歳	五十歳
昭和三年一月一日から昭和六年一月一日までの間に生まれた者	五十六歳	五十一歳
昭和六年一月二日から昭和九年一月一日までの間に生まれた者	五十七歳	五十二歳
昭和九年一月二日から昭和十二年一月一日までの間に生まれた者	五十八歳	五十三歳
昭和十二年一月二日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五十四歳

2 退職年金を受ける権利を有することとなつた者のうち次の表の上欄に掲げる者が、その事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらに對する第十七条第二項及び第三項並びに第七十九条第一項、第二項及び第六項の

者で政令で定めるものに該当するときは、第七十九条第一項及び第二項の規定の適用について、当分の間、第七十九条第一項中「五十五歳」とあるのは「五十歳」と、同条第二項中「保険數理を基礎として」とあるのは「保険數理を基礎とするほか附則第十二条の四に定める理由を勘案して」とする。

(退職年金の支給開始年齢等の特例)

第十二条の五 退職年金を受ける権利を有する者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第

七十七条第二項及び第三項並びに第七十九条第一項、第二項及び第六項の規定の適用につ

いては、次項の規定がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、こ

れらの規定中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、同条第一項中「十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、同条第一項中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和五十五年七月一日から昭和五十八年三月三十日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和三年一月一日以前に生まれた者	五十五歳
昭和五十八年四月一日から昭和六十一年三月三十日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和三年一月二日から昭和六年一月一日までの間に生まれた者	五十六歳
昭和六十一年四月一日から昭和六十四年三月三十日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和三年一月二日から昭和九年一月一日までの間に生まれた者	五十七歳
昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和九年一月二日から昭和十二年一月一日までの間に生まれた者	五十八歳
昭和六十七年四月一日から昭和七十年三月三十日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和十二年一月二日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた者	五十九歳
昭和六十七年四月一日から昭和七十年三月三十日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十九歳

3 前二項の規定の適用を受ける者について
は、これらの規定により読み替えた第七十九条第二項中「その類に」とあるのは「その額の百分の四に相当する金額に」と、「に応じ保険数理を基礎として政令で定める率を乗じて」とあるのは「を乗じて」として、同項の規定を適用する。

第十二条の六 遺族年金を受ける権利を有することとなつた者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第八十九条の規定の適用について
は、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和五十五年七月一日から昭和五十八年三月三十日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十五歳
昭和五十八年四月一日から昭和六十一年三月三十日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十六歳
昭和六十一年四月一日から昭和六十四年三月三十日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十七歳
昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十八歳
昭和六十七年四月一日から昭和七十年三月三十日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十九歳

(死亡に関する給付の特例)

第十二条の七 組合員期間（第八十三条第三項）の規定により廃疾年金を受ける権利が消滅した者の当該廃疾年金の額の算定の基礎となつた組合員期間を除く）が一年以上二十年未満である者（昭和五十四年十二月三十一日において現に組合員である者に限る。）が、退職した後に六十歳未満で死亡したときは、その者の遺族に一時金（以下この条において「特例死亡一時金」という。）を支給する。ただし、その死亡した者の遺族がその死亡した者に係る遺族年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、この限りでない。

5 特例死亡一時金は、脱退一時金とみなして、長期給付に関する規定（第八十条の規定を除く。）を適用する。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、特例死亡一時金に関する必要な事項は、政令で定める。

附則第十三条中「とうう。」の下に「で昭和十五年一月一日（次条において「基準日」といいう。）前に衛視等であつた期間を有するもの」を、「当分の間」の下に「別段の定めがあるものを除き」を加える。

7 附則第十三条の二第一項を次のように改める。

8 次の各号のいずれかに該当する者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

9 一 基準日前の衛視等であつた期間が十五年以上である者

4 前二項の場合において、第一項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、特例死亡一時金の額は、その退職に係る組合ごとに、前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

5 前二項の場合は、第一項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、特例死亡一時金の額は、その退職に係る組合ごとに、

れぞれイからホまでに掲げる年数以上であるもの

イ 基準日前の衛視等であつた期間が十二年以上十五年末満である者 十五年

ハ 基準日前の衛視等であつた期間が九年以上十二年末満である者 十六年

カ 基準日前の衛視等であつた期間が六年以上九年未満である者 十七年

二 基準日前の衛視等であつた期間が三年以上六年未満である者 十八年

ホ 基準日前の衛視等であつた期間が三年未満である者 十九年

附則第十三条の二第二項中「こえる」を「超える」に、「百分の一・五(二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一)に相当する金額」を「百分の一・五に相当する金額(基準日前の衛視等であつた期間が附則別表第一の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる割合を乗じて得た金額)」に改め、同項第三項中「前項」の下に「又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第四十五条(この条第一項の規定による退職年金に係る部分に限るものとし、同法第四十八条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同項第一号中「から第四号まで」を削り、同項第二号中「二十五年」を「三十五年」に改め、「相当する額」の下に「(基準日前の衛視等であつた期間が附則別表第一の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間について、衛視等の退職年金基礎額に同表の下欄(イ)に掲げる割合を乗じて得た額)」を加え、同項第三号を削り、同項第四号中「期間が三十年」を「期間が三十五年」に改め、「三十一年を超える三十年に達するまでの年数一年につき衛視等の退職年金基礎額の百分の五に相当する額を」を削り、同号を同項第三号とし、同条第四項を次のように改める。

4 第七十六条第二項ただし書の規定は、第一

項の退職年金について準用する。この場合ににおいて、同条第二項ただし書中「俸給年額」とあるのは、「附則第十三条の二第二項に規定する衛視等の特例」に改め、同条中「基づく」を「基づく」に、「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。
附則第十三条の六第一項を次のように改め

る。

附則第十三条の二第一項第二号イからホま

でに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数

一項」と、「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年

「附則第十三条の六第一項の規定により読み替えた前項」と、第八十六条の二第一項中「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」として、これらの規定を適用する。

附則第十三条の六第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十三条の六第七項を次のように改め

る。

附則第十三条の六第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十三条の六第七項を次のように改め

る。

附則第十三条の六第一項の規定により読み替えた前項」と、「附則第十三条の二第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数」以上である者が死

亡した場合における遺族年金については、第八十八条第一号中「俸給年額の百分の四十」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定す

る衛視等の俸給年額(以下第八十八条の四までにおいて「俸給年額」という。)の百分の四十」と、「組合員期間が二十年」とあるのは「衛

視等であつた期間が十五年(附則第十三条の二第一項第二号イからホまでに掲げる者につ

いては、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)と、「百分の一・五に相当する金額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定す

			の期間を超えて二十三年に達するまで			百分の一・二五			百分の三・七五		
満九年以上十二年末			十五年を超えて十六年に達するまでの期間			百分の一			百分の二・五		
十二年以上十六年			十五年を超えて二十五年に達するまでの期間			百分の一・二五			百分の三・七五		
十六年以上十七年			十六年を超えて二十六年に達するまでの期間			百分の一・二五			百分の三・七五		
未満七年以上十八年			十七年を超えて二十七年に達するまでの期間			百分の一・二五			百分の三・七五		
未満八年以上十九年			十八年を超えて二十八年に達するまでの期間			百分の一・二五			百分の三・七五		
未満九年以上二十年			十九年を超えて二十九年に達するまでの期間			百分の一・二五			百分の三・七五		
未満十年以上二十一			二十年を超えて三十年に達するまでの期間			百分の三・七五			百分の三・七五		
未満二十一年以上二十二			二十一年を超えて二十九年に達するまでの期間			百分の三・七五			百分の三・七五		
未満二十二年以上二十三			二十二年を超えて二十八年に達するまでの期間			百分の三・七五			百分の三・七五		
未満二十三年以上二十四			二十三年を超えて二十七年に達するまでの期間			百分の三・七五			百分の三・七五		
未満二十四年以上二十五			二十四年を超えて二十六年に達するまでの期間			百分の三・七五			百分の三・七五		
未満二十五年以上			二十五年を超えて三十年に達するまでの期間			百分の三・七五			百分の三・七五		
未満二十六年以上			二十六年を超えて三十六年に達するまでの期間			百分の三・七五			百分の三・七五		
未満二十七年以上			二十七年を超えて三十七年に達するまでの期間			百分の三・七五			百分の三・七五		
未満二十八年以上			二十八年を超えて三三十年に達するまでの期間			百分の三・七五			百分の三・七五		
未満二十九年以上			二十九年を超えて三三十年に達するまでの期間			百分の三・七五			百分の三・七五		
未満三十一年以上			三十一年を超えて三三十年に達するまでの期間			百分の三・七五			百分の三・七五		

附則別表第二

昭和五十年一月一日までの期間で前年の昭和五十九年一月一日までの期間であつた割合											
期間				割合				合計			
年未満六	六年以上九	六年未満	年未満六	二年未満九	二年未満六	二年未満	二年未満六	二年未満九	二年未満六	二年未満	二年未満六
○百分の二・五	○百分の二・五	○百分の二・五	○百分の二・五	○百分の二・五	○百分の二・五	○百分の二・五	○百分の二・五	○百分の二・五	○百分の二・五	○百分の二・五	○百分の二・五
(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五
(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五
(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)
百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五
(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)
百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五	百分の二・五

未満 二十四 五年以 上	未満 二十三 四年以 上	未満 二十 二年以 上	未満 二十 一年以 上	未満 十九 八年以 上	十九八年未満		二十一年以上		二十一年以上		二十一年以上		二十年以上		十九八年未満		十八九年未満		十九八年未満	
					十五年を超え十八年に達するま での期間	二十年を超え二十年に達するま での期間	十五年を超え十九年に達するま での期間	二十年を超え二十年に達するま での期間	十五年を超え三十年に達するま での期間	二十年を超え三十年に達するま での期間	十五年を超え三十年に達するま での期間									
百分 五十	百分 五十	百分 七十五	百分 五十	百分 五十五	百分 五十五	百分 五十	百分 五十	百分 五十五												
百分 〇・五	百分 〇・五	百分 〇・七五	百分 〇・五	百分 〇・五	百分 〇・五	百分 〇・五	百分 〇・五	百分 〇・五	百分 〇・五	百分 〇・五	百分 〇・五	百分 〇・五	百分 〇・五	百分 〇・五	百分 〇・五	百分 〇・五	百分 〇・五	百分 〇・五		
百分 二・五	百分 二・五	百分 三・七五	百分 二・五	百分 二・五	百分 二・五	百分 二・五	百分 二・五	百分 三・七五	百分 二・五											

別表第二中「別表第二(第八十条、第八十三条
関係)」を「別表第二(第八十条関係)」に改める。
別表第二の二を削る。

別表第三中「別表第三(第二条、第七十七条、
第八十一条ー第八十二条の二、第八十三条ー第
八十六条、第八十七条、第八十九条、第九十一
条関係)」を「別表第三(第二条、第七十七条、第
八十二条ー第八十六条、第八十七条、第八十九
条、第九十一条関係)」に、「なおらない」を「治
らない」に、「あわせ」を「合わせ」に改め、同表
の備考中「あつては」を「あつては、」に、「基い
て」を「基づいて」に改める。

(附 則)

第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から
施行する。ただし、第一条の規定は、当該各号
に走る日から施行する。

次に各号に掲げる規定は、当該各号
(同条中昭和四十二年度以後における國家公
務員共済組合等からの年金の額の改定給付に
關する法律第十一条の規定並びに同法別表の
規定並びに次項、附則第八条、第九条、第十六
条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十
二条、第二十四条及び第二十五条の規定は、公
布の日から施行する。

第一項の規定(同条中昭和四十二年度以後における國家公
務員共済組合等からの年金の額の改定給付に關する法律第十一条
第三項、第十一条の第二項及び第十一の三四項の改正
規定並びに同法別表の規定並びに附則第三条の二
から八条の五第一項の改正規定、同法第九十八条
三項、第十一條の二第三項及び第十一條の三第
四項の改正規定を除く)、第二条中國家公務員
共済組合法第二十一条第一項第三号及び第八十
八条の五第一項の改正規定、同法第九十八条
二項を削る改正規定、同法第一百条第三項、第一百
二条第三項、第一百十一条第四項及び第九項並び
に附則第三条の二の改正規定、同法第一百零九条
三条の三とし、附則第三条の次に一条を加える改
正規定並びに同法附則第十四条の二とする改正規
定並びに同法別表の改正規定(同表の備考四の改正規定を除
く)、第四条の規定並びに次項、附則第八条、第九条、第十
六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二
十四条及び第二十五条の規定 公布の日

二 第二条中國家公務員共済組合法第七十七条第二項及び第三
項並びに第七十九条第一項、第二項及び第六項の改正規定、
同法第七十九条の二第三項から第七項までの改正規定(同条

上 二十五年以 までの期間	二十五年を超え二十六年に達するま での期間	二十四年を超え二十六年に達するま での期間		二十六年を超え二十七年に達するま での期間		二十六年を超え二十八年に達するま での期間		二十六年を超え二十九年に達するま での期間		二十六年を超え三十年に達するま での期間		二十六年を超え三十年に達するま での期間		二十六年を超え三十二年に達するま での期間		二十六年を超え三十三年に達するま での期間		二十六年を超え三十四年に達するま での期間	
		百分 五十五	百分 五十	百分 五十五	百分 五十五	百分 五十五	百分 五十五	百分 五十五	百分 五十五	百分 五十五	百分 五十五	百分 五十五	百分 五十五	百分 五十五	百分 五十五	百分 五十五	百分 五十五	百分 五十五	百分 五十五
百分 二・五	百分 二・五	百分 三・七五	百分 二・五	百分 二・五	百分 二・五	百分 二・五	百分 二・五	百分 三・七五	百分 二・五	百分 二・五	百分 二・五	百分 二・五	百分 二・五	百分 二・五	百分 二・五	百分 二・五	百分 二・五	百分 二・五	百分 二・五

第一項の規定(同条中昭和四十二年度以後における國家公
務員共済組合等からの年金の額の改定給付に關する法律第十一条
第三項、第十一条の第二項及び第十一の三四項の改正
規定並びに同法別表の規定並びに附則第三条の二
から八条の五第一項の改正規定、同法第一百零九条
三条の三とし、附則第三条の次に一条を加える改
正規定並びに同法別表の改正規定(同表の備考四の改正規定を除
く)、第四条の規定並びに次項、附則第八条、第九条、第十
六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二
十四条及び第二十五条の規定 公布の日

二 第二条中國家公務員共済組合法第七十七条第二項及び第三
項並びに第七十九条第一項、第二項及び第六項の改正規定、
同法第七十九条の二第三項から第七項までの改正規定(同条

第七項後段を削り、同項を同条第六項とする部分に限る。」
同法第八十九条の改正規定、同法附則第十二条の次に六条を
加える改正規定(同法附則第十二条の四から第十三条の六ま
でに係る部分に限る)並びに同法附則第十三条の九の次に一
条を加える改正規定(第三条中国公務員共済組合法の長期
給付に関する施行法別表備考四の改正規定並びに附則第三条
の規定 昭和五十五年七月一日)

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める
日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の昭和四十二年
度以後における国家公務員共済組合等からの
年金の額の改定に関する法律(以下この項に
おいて「改正後の年金額改定法」という)。第
一条の七第二項、第一条の十二、第二条第五
項、第二条の二第三項、第二条の十二、第三
条の十二、第四条第一項及び第五项、第十条
の二第一項、第十条の三、第十五条の三から
第十七条まで、別表第一の十五、別表第三の
十五、別表第四の十七並びに別表第九の規
定、第二条の規定による改正後の国家公務員
共済組合法(以下「改正後の法」という)。第一百
条第三項の規定、第三条の規定による改正後
の国家公務員共済組合法の長期給付に関する
施行法(以下「改正後の施行法」という)。第三
十三条及び別表第一の規定、第四条の規定に
よる改正後の旧令による共済組合等からの年
金受給者のための特別措置法第七条第一項の
規定並びに附則第九条、第十八条及び第十九
条の規定 昭和五十四年四月一日

二 改正後の年金額改定法第一条の十二の二第一
項から第六項まで及び第九项、第二条の十
二の二、第三条の十二の二並びに別表第四の
十八の規定、改正後の法第八十八条の五第一
項の規定、改正後の施行法第十一条第二項及
び第六项、第二十二条第二項及び第五项、第
三十一条第二項及び第四项並びに第四十五条
第二項及び第六项の規定並びに附則第八条及
び第十六条第一項の規定 昭和五十四年六月
一日

改正後の年金額改定法第一条の十二の二第一
項

七項及び第八項の規定、改正後の施行法第十
一条第四項及び第七项、第二十二条第三項、
第三十一条第三項及び第五项並びに第四十五
条第七項の規定並びに附則第十六条第二項及
び第二十一条の規定 昭和五十四年十月一日

(退職年金等の支給開始年齢等に関する経過措
置)

第三条 改正後の法第七十七条第二項及び第三
項、第七十九条第一項、第二項及び第六项、第
八十九条並びに附則第十二条の四から第十二条
の六まで及び附則第十三条の十並びに改正後の
施行法別表第一備考四の規定は、^{昭和五十五年七月一日}以降に
有することとなつた者について適用し、^{同日}施行
前に退職年金、遺族年金又は廃疾年金を受け
る権利を有することとなつた者については、な
お従前の例による。

(衆議院修正に係る条文のみを修正)

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等
共済組合法に規定する共済組合が支給する年金
の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等
の一部を改正する法律案
(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)
第一条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十
一年法律第百三十四号)の一部を次のように改
正する。

第八条中「、退職一時金」を削り、「返還一時
金」を「脱退一時金」に改める。
第十五条第二項中「もとの」を「元の」に、「通算
期間」に改め、「退職一時金」を「返還一時
金」に改める。

第十六条の見出し中「組合員」を「組合」に改め
る。

第十六条の二中「国家公務員災害補償法(昭和
二十六年法律第百九十一号)第一条の二に規定

する通勤」を「通勤(国家公務員災害補償法(昭和
二十六年法律第百九十一号)第一条の二に規定
する通勤)を」に改める。

第十七条第一項中「発生した当時」を「発生し
た日」に、「退職当時」を「退職した日」の属する
月に改める。

第十七条第一項中「発生した当時」を「発生し
た日」に、「退職当時」を「退職した日」に、「行なわない」
を行わないに改める。

第十八条第二項中「、通算遺族年金又は死亡
一時金」を「又は通算遺族年金」に改める。

第十二条中「、通算遺族年金又は死亡一時
金」を「又は通算遺族年金」に、「、通算遺族年金
若しくは死亡一時金」を「若しくは通算遺族年
金」に、「、遺族年金又は死亡一時金」を「、遺族
年金」に改める。

第十九条中「基く」を「基づく」に、「差し押
える」を「差し押さえる」に改め、「、退職一時金
を削り、「返還一時金」を「脱退一時金」に改め
る。

第二十九条中「基づく」に、「差し押
さえる」を「差し押さえる」に改め、「、退職一時金
を削り、「返還一時金」を「脱退一時金」に改め
る。

第二十九条中「基づく」に、「差し押
さえる」を「差し押さえる」に改め、「、退職一時金
を削り、「返還一時金」を「脱退一時金」に改め
る。

第四十八条中「通り」を「おり」に改め、第三
号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四
号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号
とし、同号の次に次の一号を加える。

第七条 脱退一時金
第四十八条中第八号を削り、第九号を第八号
とし、第十号を削る。

第四十九条の見出しを「(年金の支給期間及び
支給期月)」に改め、同条第一項中「発生した月」
を「発生した日の属する月」に、「事由のなくな
つた月まで」を「事由がなくなつた日の属する月
までの分」に改め、同条第二項ただし書中「そ
の時」を「その月」に改め、同項を同条第四項と
し、同条第一項の次に次の二項を加える。

第五十条の二第三項中「又は同項及び同条第
四項の規定」を削り、「同条第二項ただし書」を「同項
の規定」に改め、同条第四項中「又は同項及び
同条第四項の規定」及び「(退職一時金の支給を
受けるべき者にあつては、改定前の退職年金の
年額の算定上前条第四項の規定により控除され
ることとされた額を控除した額)」を削る。

第五十一条第二項中「五十五歳」を「六十歳」に
改める。

第五十二条第一項中「五十五歳」を「六十歳」
に、「五十歳」を「五十五歳」に改め、同条第二項
中「五十五歳」を「六十歳」に改め、同条の次に次
の一条を加える。

第五十二条の二 退職年金で百二十万円を超
える年金のものについては、当該退職年金を受
ける権利を有する者の各年(その者が退職し
た日の属する年を除く)における所得金額が
六百万円を超えるときは、その者が七十歳に
達するまで、その超える年の翌年六月から

したときは、その事由が発生した日の属する
月の翌月分からその改定した金額を支給す
る。

第四十九条の次に次の二条を加える。

第四十九条の二 組合は、運営規則で定めると
ころにより、年金である給付の支給に關し必
要な範囲内において、その支給を受ける者に
對して、身分關係の移動、支給の停止及び廢
疾の状態に関する書類その他の物件の提出を
求めることができる。

第五十条第一項ただし書中「五十五歳」を「六
十歳」に改め、同条第四項を削る。

第五十条の二第三項中「又は同項及び同条第
四項の規定」を削り、「同条第二項ただし書」を「同項
の規定」に改め、同条第四項中「又は同項及び
同条第四項の規定」及び「(退職一時金の支給を
受けるべき者にあつては、改定前の退職年金の
年額の算定上前条第四項の規定により控除され
ることとされた額を控除した額)」を削る。

第五十一条第二項中「五十五歳」を「六十歳」に
改める。

第五十二条第一項中「五十五歳」を「六十歳」
に、「五十歳」を「五十五歳」に改め、同条第二項
中「五十五歳」を「六十歳」に改め、同条の次に次
の一条を加える。

第五十二条の二 退職年金で百二十万円を超
える年金のものについては、当該退職年金を受
ける権利を有する者の各年(その者が退職し
た日の属する年を除く)における所得金額が
六百万円を超えるときは、その者が七十歳に
達するまで、その超える年の翌年六月から

るべき退職年金の年額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

2 前項に規定する所得金額とは、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第二項に規定する給与所得の金額(退職年金に係る所得の金額を除く)から同法第二編第二章第四節の規定による所得控除の金額を控除した金額をいう。

3 前項に定めるもののはか、第一項に規定する所得金額の計算方法その他同項の規定による退職年金の支給の停止に関する必要な事項は、政令で定める。

第五十三条第一項中「五十五歳」の下に「に達した後六十歳」を加え、同条第二項中「その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳をその額に、六十歳」に改め、「差年数」の下に「に応じ保険数理を基礎として政令で定める率」を加える。

第五十四条 第五十二条の二の規定は、減額退職年金について準用する。この場合において、同条第一項中「退職年金で百二十万円」とあるのは、「減額退職年金で当該減額退職年金の年額の算定の基礎となつた退職年金が百二十万円」と、「退職年金の年額のうち」とあるのは、「減額退職年金の年額の算定の基礎となつた退職年金の年額のうち」と、「金額の百分の五十」とあるのは、「金額に当該減額退職年金の年額のその算定の基礎となつた退職年金の年額に対する割合を乗じて得た金額の百分の五十」と読み替えるものとする。

第五十五条 第四項中「又は減額退職年金」を

「、減額退職年金又は通算退職年金」に改め、同

条第五項中「若しくは減額退職年金を、減額

退職年金若しくは通算退職年金に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「又は減額退職年金」を

「、減額退職年金又は通算退職年金」に改め、

「第五十条第一項ただし書」の下に「又は第六十一条の二第二項ただし書」を加え、同条第六項を削り、同条第七項中「もとの」を「元の」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第五十六条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第五十七条の二を削り、第五十七条の三中「第五十五条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第五十七条の二ととする。

第五十八条第一項を次のように改める。

次に掲げる者が死亡したときは、その者の遺族に遺族年金を支給する。ただし、第三号に掲げる者の遺族が同一の事由により一の公的年金制度から遺族年金(政令で定めるもの)に限る。又はその遺族年金に相当する年金として政令で定める年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

一 組合員期間二十年以上の者
二 組合員又は廃疾年金を受ける権利を有する者(組合員を除く。以下この条において同じ)であつて、組合員期間が一年以上二十年未満のもの
三 組合員又は廃疾年金を受ける権利を有する者であつて、組合員期間が一年未満である者であつて、組合員期間が二十年未満であるが、かつ、公的年金合算期間が一年以上のもの

第五十九条 第一項中「前条第二項又は第三項の規定において、」を削り、「これらの規定」を「前条第二項又は第三項の規定」に改める。
第五十九条の二中「第五十八条第二項又は第三項」を「前二条」に改め、「(退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、四十万円から当該退職一時金の支給を受けたものが死亡した場合は、四十三万二千円から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額)」を削る。

第五十九条の三第一項中「前三条の場合において、」を削り、「これらの規定」を「前三条の規定」に改め、同項第一号中「四万八千円」を「六万円」に改め、同項第二号中「七万二千円」を「八万四千円」に改め、同項第三号中「三万六千円」を「四万八千円」に改める。

第五十九条の四第一項中「十年未満の組合員

の下に「(廃疾年金を受ける権利を有する者を除く。)」を加え、「(退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合には、その金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき、俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額。次項において同じ。)」を削り、同条第二項中「組合員期間一年以上十年未満の組合員」を組合員又は廃疾年金を受ける権利を有する者であつて、組合員期間一年以上十年未満のものに改め、同条第三項中「(退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合において、その者の請求があつたときは、退職一時金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額とする。

2 脱退一時金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額とする。
一 退職した後に六十歳に達した場合 次の

合にあつては、その加算した金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額)」を削る。

第六十一条第一項中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第六十二条の二第二項中「退職一時金の支給を受けるべき者が」を「組合員期間一年以上二十年未満の者が退職した場合において」に改め、同条第三項ただし書を削り、同条第五項中「退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合員期間一年以上二十年未満の者が退職した後再び元の」に、「新たに退職一時金の支給を受けるべき者となつた場合」を「再び退職した場合(第十五条第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。)」に改める。

第六十二条 第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。

第六十三条 第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。

第六十四条 第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。

第六十五条 第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。

第六十六条 第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。

第六十七条 第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。

第六十八条 第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。

第六十九条 第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。

第七十条 第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。

第七十一条 第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。

第七十二条 第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。

第七十三条 第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。

第七十四条 第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。

第七十五条 第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。

第七十六条 第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。

第七十七条 第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。

第七十八条 第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。

第七十九条 第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。

第八十条 第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。

第八十一条 第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。

第八十二条 第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。

第八十三条 第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。

第八十四条 第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。

第八十五条 第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。

イ 権給日額に、前項の組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額

ロ 退職した日の属する月の翌月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期間に応する利子に相当する金額

二 六十歳に達した後に退職した場合 前号イに掲げる金額

3 前項第一号ロに規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 前二項の場合において、第一項の規定に該当する退職（当該退職につき脱退一時金が支給されているものを除く。）が二回以上あるときは、脱退一時金の額は、その退職のそれぞれについて前二項の規定により算定した額の合算額とする。

5 第一項に規定する者が同項の規定による請求を行なうことなく死亡した場合には、当該請求は、その者の遺族（その死亡した者に係る遺族年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者を除く。）が行なうことができる。

6 脱退一時金の額の算定の基礎となつた組合員期間は、長期給付に関する規定の適用については、組合員期間でなかつたものとみなす。

第六十一条の四第一項中「通算退職年金を受ける権利を有する者を除く。」を加える。

第六十一条の五を削り、第六十一条の六中「、通算遺族年金又は死亡一時金」を「又は通算遺族年金」に改め、「、第六十一条の四」を削り、同条を第六十一条の五とする。

第七十八条中「適用については」の下に「、第十五條第二項ただし書」を加え、「、第五十四条第一項、第五十六条第三項」を削り、「並びに第五十八条」を、「第五十八条第一項及び第二項、第六十一条の二第二項及び第五項並びに第六十条の三第一項」に、「これ」を「超え」に改める。

第八十二条の二を次のように改める。

（継続長期組合員についての特例）

第八十二条の二 組合員（長期給付に関する規

定の適用を受けない者を除く。）が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続

いて国家公務員（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二条第一項第一号第一号に規定する職員である国家公務員をい

う。以下この条において同じ。）、地方公務員（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二条第一項第一号に規定する職員である地方公務員をいう。以下この条において同じ。）又は特別の法律により設立さ

れた法人でその業務が公共企業体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政

令で定めるもの（以下「公団等」という。）に使

用される者（役員及び常時勤務に服すること

を要しない者を除く。以下「公団等職員」とい

う。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定の適用については、別段の定めがあるものを除く。

4 第一項の規定は、継続長期組合員が国家公務員又は公団等職員として引き続き在職する場合（その者が更に引き続き国家公務員、地方公務員又は公団等職員として在職し、引き続き国家公務員、地方公務員又は公団等職員となつた場合を含む。）における前二項の規定の適用について

は、その者は、これらの国家公務員、地方公務員又は公団等職員として引き続き在職する場合（その者が更に引き続き国家公務員、地方公務員又は公団等職員として在職し、引き続き国家公務員、地方公務員又は公団等職員となつた場合を含む。）における前二項の規定の適用について

は、その者は、これらは、この規定による

三 死亡したとき。

4 第一項の規定は、継続長期組合員が国家公

務員、地方公務員又は公団等職員として在職し、引き続き再び元の組合の組合員の資格を

取得した後主務省令で定める期間内に引き続

き再び国家公務員、地方公務員又は同一の公

團等の公団等職員となるため退職した場合に

ついては、適用しない。

5 国家公務員又は地方公務員である継続長期

組合員は、国家公務員共済組合法第三十七条第一項又は地方公務員等共済組合法第三十九条第一項の規定にかかるらず、これらの法律

の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員とする。

この場合においては、第六十六条

第一条第一項中「公共企業体は、次に掲げる金額を」とあるのは「国、地方公共団体又は公団等は第二号に掲げる金額を、公共企業体は第四号に掲げる金額をそれぞれ」と、同条第四項中「公共企業体」とあるのは「国、地方公共団体、公団等若しくは公共企業体」とする。

2 前項前段の規定により引き続き組合員であ

るとされる者（以下「継続長期組合員」とい

う。）が次の各号の一に該当するに至つたとき

は、その翌日から、継続長期組合員の資格を

喪失する。

一 國家公務員、地方公務員又は公団等職員

となるため退職した日から起算して五年を経過したとき。

「超える」に改め、同条第四項中「当該組合員が組合員期間二十年未満の更新組合員を」の死

亡した者が更新組合員又は更新組合員があつた「當該更新組合員が二十年未満のもの」に、「当該更新組合員の遺族」を「その者の遺族」に、「当該更新組合員に係る」を「その死亡した者に係る」に改め、

同条第五項中「第五十八条第二項第三号又は前項、附則第六条の三第二項若しくは第六条の四第二項を「第五十八条第二項、第五十九条（附

則第六条の七において準用する場合を含む。）」に、「當該更新組合員が二十年未満のもの」に、「当該更新組合員の遺族」を「その者の遺族」に、「当該更新組合員に係る」を「その死亡した者に係る」に改め、

同条第五項中「第五十九条の二（附則第六条の七において準用する場合を含む。）」に、「當該更新組合員が二十年未満のもの」に、「当該更新組合員の遺族」を「その者の遺族」に、「当該更新組合員に係る」を「その死亡した者に係る」に改め、

間」を「(当該遺族年金を受ける者が八十歳未満の者であるときは、その超える期間)に改め、同条第六項中(妻、子及び孫を除く。)が七十歳に達したとき」を「が七十歳に達したとき(妻、子及び孫が七十歳に達したときを除く。)又は八十歳に達したとき」に改め、同条第七項及び第八項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

附則第六条の三第一項中「附則第六条第一項」の下に「前条第一項若しくは第二項」を加え、「控除した額」を「控除した金額」(その金額が俸給年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、その金額)に、「その額」を「その金額に改め、同項第一号中「第五十条第三項の規定により算定した金額」を算定した第五十条第三項各号に掲げる金額の合算額に、「乗じて得た額」を「乗じて得た金額」に改め、同項第二号中「第五十条第三項の規定により算定した額」を算定した退職年金の年額(第五十三条第二項の規定による減額退職年金の年額の算定の基礎となるものを含む)は、第五十条第二項又は第三項の規定にかかわらず、これらの規定により

算定した退職年金の年額(その年額が同項の規定により俸給年額の百分の七十に相当する金額とされたものであるときは、同項各号に掲げる金額の合算額)から当該昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・九に相当する額を控除した金額とする。ただし、当該年金の年額が同項の規定により算定したものである場合において、その金額が俸給年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

退職一時金の支給を受けた者が死亡した場合において、その者の遺族に支給する遺族年金の年額は、第五十八条第二項又は第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した遺族年金の年額から当該昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の〇・四五に相当する額を控除した金額とする。

3 通算退職年金を受ける権利を有する者で昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二号)第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法(以

下「昭和五十四年改正前の法」という)第五十四条の規定による退職一時金(当該退職一時金とみなされる給付を含む。以下単に「昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金」という。)の支給を受けた者(同条第一項に定める金額)の支給を受ける者が死亡した場合において、その者の遺族に支給する遺族年金の年額は、第六百五十円と俸給の千分の十に相当する額を乗じて得た金額とする。

4 前項の規定の適用を受ける者に対する第六十一条の第二第五項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「前二項及び附則第六条の四第三項」とする。

5 第三項の規定の適用を受ける者が死亡した場合における通算退職年金の年額については、第六十一条の四第二項中「第六十一条の二第二項から第五項まで」とあるのは、「第六十一条の二第二項から第五項まで並びに附則第六条の四第三項及び第四項」とする。

第六条の五 退職一時金の支給を受けた者が更新組合員であった者である場合における前条第一項又は第二項の規定についてとは、同条第一項中「第五十条第二項又は第三項」とあるのは「附則第十七条の二において準用する附則第六条第一項、第六条の三第一項又は第十四条第一項」と、同条第二項中「第五十八条第二項又は第三項」とあるのは「第五十八条第二項若しくは第三項又は附則第十七条の二において準用する附則第六条第四項若しくは第五項若しくは第六条第一項、第六条の三第二項」とする。

第六条の四 第二項若しくは第六条第一項第一号の期間で施行日の前日まで引き続いている当該退職に係る通算退職年金の年額は、第六十二条の二第三項又は前条第三項の規定にかかわらず、千六百五十円と俸給の千分の十に相当する額の合算額に附則第五条第一項第一号の期間で施行日の前日まで引き続いている当該退職に係る通算退職年金の年額は、第六十二条の二第三項又は前条第三項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に、第一号に掲げる金額を第二号に

のを除く。同項第三号の期間(控除期間を除く。)及び施行日以後の組合員期間を合算し、一俸給日額に、組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額

二 千六百五十円と俸給の千分の十に相当する額の合算額に、組合員期間の月数及び退職時の年齢に応じ別表第三の二に定める率を乗じて得た金額

3 一 奉給日額に、更新組合員の通算退職年金基礎期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額

二 千六百五十円と俸給の千分の十に相当する額の合算額に、更新組合員の通算退職年金基礎期間の月数及び当該退職時の年齢に応じ別表第三の二に定める率を乗じて得た金額

3 前項の場合において、同項第一号に掲げる金額が、次の各号に掲げる更新組合員であつた者の区分に応じ当該各号に定める金額に満たないときは、その金額を同項第一号に掲げる金額とみなして、同項の規定を適用する。

一 施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員(俸給に、附則第五条第一項第一号の期間で同日まで引き続いているもの(同日前に給与事由の生じた一時恩給の基礎となつた在職年に係るもの)を除く。)と施行日以後の組合員期間とを合算した期間の年数を乗じて得た金額

二 施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員(同日に恩給公務員であつた更新組合員を除く。)俸給日額に、附則第五条第一項第三号の期間(旧法又は旧法の施行前の政府職員の共済組合に係る法律の規定による一時恩給の以下「一時恩

による退職一時金の基礎となつた期間を除く。)と施行日以後の組合員期間とを合算した期間に応じ別表第六に定める日数を乗じて得た金額(同号の期間のうちに控除期間(旧法第九十五条に規定する控除期間に根る。)を有する者については、その金額から

奉給日額にその期間に応じ同表に定める日数を乗じて得た金額の百分の四十五に相当する金額を控除した金額)

4 更新組合員であつた者に対する第六十一条の二第五項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「前二項並びに附則第六条の四第三項並びに第六条の五第二項及び第三項」とする。

5 更新組合員であつた者が死亡した場合における通算退職年金の年額については、第六十一条の四第二項中「第六十一条の二第三項から第五項まで」とあるのは、「第六十一条の二第三項から第四項まで又は附則第六十一条の二第二項から第四項まで又は附則第六十一条の二第一項若しくは第六項、第六条の二第二項若しくは第六項、第六条の三第一項、第六条の四第一項若しくは第六条の六の規定により算定した額が、六十四万七千円に満たないときは、当分の間、その金額を当該退職年金の年額とする。

2 磨疾年金を受ける者が次の各号の一に該当する場合における当該磨疾年金の年額については、第五十五条第二項、第三項、第七項若しくは第八項、第五十六条第一項又は附則第六条第二項若しくは第三項の規定により算定した額が、当該各号に掲げる金額に満たないときは、当分の間、それぞれその金額を当該磨疾年金の年額とする。

一 当該磨疾年金を受ける者が六十五歳以上である場合 六十四万七千円
二 当該磨疾年金を受ける者が六十五歳以上の者であり、かつ、その者の組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限以上である場合 六十四万七千円

第六条の七 第五十九条及び第五十九条の二の規定は、附則第六条第四項、第六条の二第五項若しくは第六項、第六条の三第三項又は第六条の四第二項の規定により算定した退職年金の年額について、第五十九条の三の規定は、附則第六条第四項、第六条の二第五項若しくは第六項若しくは第五項、第六条の三第三項若しくは第六項、第六条の三第三項又は第六条の四第二項又は第十四条の五の規定により算定した退職年金の年額について、第六条の八 退職年金又は減額退職年金を受ける者が六十五歳以上の者であり、かつ、その者

の組合員期間のうち実在職した期間(船員では、九年以上)である場合において、その者が六十五歳に達したときは、前二項の規定による退職一時金(同号の期間のうちに控除期間(旧法第九十五条に規定する控除期間に根る。)を有する者については、その金額から奉給日額にその期間に応じ同表に定める日数を乗じて得た金額の百分の四十五に相当する金額を控除した金額)

3 退職年金の年額(当該磨疾年金の年額の算定の基礎となるものを含む。)について

は、第五十条第二項若しくは第三項若しくは第五十条の二第二項から第四項まで又は附則第六十条第一項若しくは第三項若しくは第三項

第六条第一項若しくは第六項、第六条の二第二項若しくは第六項、第六条の三第一項、第六条の四第一項若しくは第六条の六の規定により算定した額が、六十四万七千円に満たないときは、当分の間、その金額を当該退職年金の年額とする。

2 磨疾年金を受ける者が次の各号の一に該当する場合における当該磨疾年金の年額については、第五十五条第二項、第三項、第七項若しくは第八項、第五十六条第一項又は附則第六条第二項若しくは第三項の規定により算定した額が、当該各号に掲げる金額に満たないときは、当分の間、それぞれその金額を当該磨疾年金の年額とする。

一 当該磨疾年金を受ける者が六十五歳以上である場合 六十四万七千円
二 当該磨疾年金を受ける者が六十五歳以上の者であり、かつ、その者の組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限以上である場合 六十四万七千円

第六条の七 第五十九条及び第五十九条の二の規定は、附則第六条第四項、第六条の二第五項若しくは第六項、第六条の三第三項又は第六条の四第二項の規定により算定した退職年金の年額について、第五十九条の三の規定は、附則第六条第四項、第六条の二第五項若しくは第六項若しくは第五項、第六条の三第三項若しくは第六項、第六条の三第三項又は第六条の四第二項又は第十四条の五の規定により算定した退職年金の年額について、第六条の八 退職年金又は減額退職年金を受ける者が六十五歳未満の者であり、かつ、その者

の組合員期間のうち実在職した期間(船員では、九年以上)である場合において、その者が六十五歳に達したときは、前二項の規定により算定する権利を失つた者の当該磨疾年金の年額の算定の基礎となつた組合員期間(当該磨疾年金の年額が第五十五条第二項の規定により算定されたものである場合においては、その年額を同条第三項の規定により算定するものとした場合においてその年額の算定の基礎となるべき組合員期間)を除く。)年以上二十年未満の者(昭和五十四年十二月三十一日において組合員の資格を有していた者に限る)が、退職した後六十歳に達するまでの間に死亡したときは、その者の遺族に一時金(以下「特例死亡一時金」という。)を支給する。ただし、その死亡した者の遺族がその死亡した者に係る退族年金又は通算退族年金を受ける権利を有する者であるときは、この限りでない。

2 特例死亡一時金の額は、俸給日額に前項の組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額に、退職した日の属する月の翌月から死亡した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加算した金額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 前二項の場合において、第一項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、特例死亡一時金の額は、その退職のそれぞれについて前二項の規定により算定した額の合算額とする。

5 特例死亡一時金は、脱退一時金とみなし

て、長期給付に関する規定(第六十一条の三の規定を除く。)を適用する。

6 前各項に定めるもののほか、特例死亡一時金に関する必要な事項は、政令で定める。

附則第九条、第十条及び第十一条第一項中「第五十四条第一項又は」を削り、「第二項」の下に「又は第六十一条の二第二項」を加え、「退職

退職年金」に改める。

附則第十四条の二第一項中「附則第六条の三第一項、附則第六条の四第一項」を「第六条の二第一項若しくは第二項、第六条の三第一項、第六条の六、第六条の八第一項若しくは第三項」に改める。

附則第十四条の三中「附則第六条第四項、附則第六条の三第二項及び附則第六条の四第二項」を「及び第五十九条から第五十九条の三まで(附則第六条の七において準用する場合を含む。)並びに附則第六条第四項、第六条の二第五項及び第六項並びに第六条の三第二項」に改め、同条を附則第十四条の五とし、附則第十四条の二の次に次の二条を加える。

附則第十四条の三中「附則第六条第四項、附則第六条の三第二項及び附則第六条の四第二項」を「及び第五十九条から第五十九条の三まで(附則第六条の七において準用する場合を含む。)並びに附則第六条第四項、第六条の二第五項及び第六項並びに第六条の三第二項」に改め、同条を附則第十四条の五とし、附則第十四条の二の次に次の二条を加える。

附則第十四条の三 次の各号に掲げる退職年金で当該各号に定める金額が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く。)における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳に達するまでの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に定める金額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

附則第六条第一項又は第十四条第一項の規定によりその額が算定された退職年金当該退職年金の年額の算定の基礎となつた組合員期間のうち次のイ又はロに掲げる施

間を合算した期間をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じそれぞれイ又はロに定める金額

イ 施行日前の期間が二十年以上であるも

の 当該退職年金の年額から施行日前の期間を組合員期間とみなして附則第六条の規定により算定した額を控除し

た金額

ロ 施行日前の期間が二十年未満であるもの 当該退職年金の年額から施行日前の期間を組合員期間とみなして附則第十四条第一項の規定により算定した額を控除した金額

3 第五十二条の二第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による退職年金又は減額退職年金の支給の停止について準用する。

4 更新組合員については、第五十二条の二第二項(第五十四条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

第十四条の四 附則第五条第一項第一号の期間を有する更新組合員に対する退職年金で次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に定める金額を普通恩給の年額とみなし、これを受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く。)における当該退職年金以外の課税総所得金額(所得税法その他の所得税に関する法令の規定により計算した課税総所得金額をいう。)を恩給外の所得の年額とみなしたならば恩給法第五十八条ノ四第一項の規定により支給を停止すべきこととなる金額に相当する金額の支給を停止する。

一 附則第六条第一項、第六条の二第一項若しくは第二項又は第十四条第一項の規定によりその額が算定された退職年金 当該退職年金の年額が算定された退職年金の年額から同項に規定する普通恩給の年額に相当する額を控除した金額

2 前項各号に掲げる退職年金に基づく減額退職年金でその年額の算定の基礎となつた退職年金の年額のうち同項各号に定める金額が百二十万円を超えるものについては、当該減額退職年金を受けける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く。)における所得金額が六百万円を超えるときは、その所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳に達するまで、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき減額退職年金の年額の算定の基礎となつた退職年金に係る同項各号に定める金額のうち百二十万円を超える部分の金額に当該減額退職年金の年額のその算定の基礎となつた退職年金の年額に対する割合を乗じて得た金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

ロ 附則第五条第一項第一号の期間が二十年未満であるもの 同号の期間の年数に

2 前項に規定する課税総所得金額は、政令で定めるところにより、毎年、税務署長の調査したところによるものとし、同項の規定による支給の停止は、その年の翌年六月から翌々年五月までの分として支給されるものにて行う。

附則第十五条第二項中「若しくは廢疾年金」を「、廢疾年金若しくは通算退職年金」に、「退職一時金・通算退職年金若しくは返還一時金及び廢疾一時金」を「廢疾一時金及び昭和五十四年改正前の法第六十一条の三の規定による返還一時金をいう。附則第二十四条第十項において同じ。」に改め、「死亡一時金」の下に「(昭和五十四年改正前の法第六十一条の五の規定による死亡一時金をいう。附則第二十四条第十項において同じ。)」を加え、同項ただし書きを削る。

附則第十六条第三項中「若しくは廢疾年金又は退職一時金若しくは廢疾一時金」を「、廢疾年金若しくは通算退職年金又は廢疾一時金若しくは昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金及び昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金」に、「こえる」を「超える」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(減額退職年金の支給開始年齢等の特例)

第六条第一項第一号に規定する金額を控除した金額

二 附則第六条の三第一項の規定によりその額が算定された退職年金 当該退職年金の年額に附則第五条第一項第一号の期間の年数を組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額

三 附則第十四条の二第一項の規定によりその額が算定された退職年金 同項に規定する普通恩給の年額に相当する金額

2 前項に規定する課税総所得金額は、政令で定めるところにより、毎年、税務署長の調査したところによるものとし、同項の規定によれば、当分の間、第五十三条第一項中「五十五歳」とあるのは「五十歳」と、同条第二項中「保険数理を基礎として」とあるのは「保険数理を基礎とするほか附則第十六条の二に定める理由を勘案して」とする。

(退職年金の支給開始年齢等の特例)

第十六条の三 退職年金を受ける権利を有する者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第五十条第一項ただし書、第五十一条第二項、第五十二条、第五十三条及び第五十三条の二第四項の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者との区分に応じ、これらの規定中「六十歳」中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

は昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金に改め、同条第三項中「退職一時金又は廢疾一時金」を「廢疾一時金又は昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金」に、「当該退職一時金及び廢疾一時金」を「当該廢疾一時金及び昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金」に、「こえる」を「超える」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(減額退職年金の支給開始年齢等の特例)

第六条第一項第一号に規定する金額を控除した金額

二 附則第六条の三第一項の規定によりその額が算定された退職年金 当該退職年金の年額に附則第五条第一項第一号の期間の年数を組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額から同号の期間一年につき附則第一項第一号に規定する金額を同条第一項第一号に規定する金額に同条第一項第一号に規定する金額を控除した金額

三 附則第十四条の二第一項の規定によりその額が算定された退職年金 同項に規定する普通恩給の年額に相当する金額

2 前項に規定する課税総所得金額は、政令で定めるところにより、毎年、税務署長の調査したところによるものとし、同項の規定によれば、当分の間、第五十三条第一項中「五十五歳」とあるのは「五十歳」と、同条第二項中「保険数理を基礎として」とあるのは「保険数理を基礎とするほか附則第十六条の二に定める理由を勘案して」とする。

(退職年金の支給開始年齢等の特例)

第十六条の三 退職年金を受ける権利を有する者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第五十条第一項ただし書、第五十一条第二項、第五十二条、第五十三条及び第五十三条の二第四項の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者との区分に応じ、これらの規定中「六十歳」中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和六年一月二日から昭和九年一月一日までの間に生まれた者	五十七歳	五十二歳
昭和九年一月二日から昭和十二年一月一日までの間に生まれた者	五十八歳	五十三歳
昭和十二年一月二日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五十四歳

2 退職年金を受ける権利を有することとなつた者のうち次の表の第一欄に掲げる者が、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する第五十条第一項ただし書、第五十一条第二項、第五十二条、第五十三条及び第五十三条の二第四項の規定について

ては、同欄に掲げる者の区分に応じ、これらは規定中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の第二欄に掲げる字句に、第五十二条第一項中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の第三欄に掲げる字句に、第五十三条第一項中「五十歳」とあるのはそれぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
昭和五十五年一月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和三年一月一日以前に生まれた者	五十五歳	五十歳	四十五歳
昭和五十八年四月一日から昭和六一年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和三年一月二日から昭和六年一月一日までの間に生まれた者	五十六歳	五十一歳	四十六歳
昭和六一年四月一日から昭和六四年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和六年一月二日から昭和九年一月一日までの間に生まれた者	五十七歳	五十二歳	四十七歳
昭和六十四年四月一日から昭和六七年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和六年一月二日から昭和九年一月一日までの間に生まれた者	五十八歳	五十三歳	四十八歳

又は昭和九年一月二日から昭和十二年一月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五十四歳	四十九歳
昭和六十七年四月一日から昭和七十年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和十二年一月二日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた者			

3 前二項の規定の適用を受ける者については、これらの規定により読み替えた第五十三条第二項中「その額に」とあるのは「その額の四分の一に相当する金額に」と、「に応じ保険數理を基礎として政令で定める率を乗じて」とあるのは「を乗じて」として、同項の規定を適用する。
(遺族年金の支給開始年齢の特例)

第十六条の四 遺族年金を受ける権利を有することとなつた者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第六十一条第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす

昭和五十五年一月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者	五十五歳	五十六歳	五十七歳
昭和五十八年四月一日から昭和六一年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者	五十六歳	五十七歳	五十八歳
昭和六一年四月一日から昭和六四年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者	五十七歳	五十八歳	五十九歳
昭和六十四年四月一日から昭和六七年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者			

「五十五才に達するまでは」を「六十歳に達するまでは」に、「五十五才に達するまでは」を「五十歳に達するまでは」に、「五十才」を「五十歳」に改める。

附則第十七条の二中「第六条の四」を「第六条の三」に、「第九条」を「第六条の六から第六条の八まで、第九条」に、「及び第十三条から前条まで」を「、第十三条から第十六条まで及び前条」に「もとの」を「元の」に改め、同条後段を削る。

附則第十七条の三中「もとの」を「元の」に改め、「第五十九条、第五十九条の三並びに」を削り、「第六条の三第二項、第六条の四第二項並びに第十四条の三」を「附則第六条の三第二項、附則第六条の七において準用する第五十九条から第五十九条の三まで並びに附則第十四条の五」に改める。

附則第二十三条第一項に後段として次のように加える。

この場合においては、第八十二条の二及び附則第二十六条の十の規定は、適用しない。

附則第二十四条第一項中「同法の組合員であつたものとみなされる」を削り、「規定する公庫等職員」の下に「(同条第二項に規定する継続長期組合員であるものに限る。以下この条及び次条において「公庫等職員」という。)」を加え、「引き続いて同項を「引き続いて前条第一項」に、「以下同じ」を「以下この条から附則第二十六条まで及び附則第二十七条において同じ」に、「もとの」を「元の」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 復帰組合員が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき一時恩給又は旧法若しくは昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合会からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二号)第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下「昭和五十四年改正前後の國の共済法」という。)の規定による退職一時金(以

下「一時恩給等」という。)を受けた者(昭和五十四年改正前の國の共済法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。以下この条及び次条において同じ。)であるときは、

金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金に

ついては、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額は、その者又はその遺族に支給すべき退職年

金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金に

(第十一条第一項及び第十六条を除く。)に改め、「するものとし、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、第一項の規定により組合員であつたものとみなされる國家公務員又は公庫等職員であつた期間は、組合員期間から除算」を削り、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「退職一時金及び」を削り、同項ただし書を削り、同項を同条第五項とし、同条第八項から第十三項までを削る。

附則第二十六条第一項中「第六条の四」を「第六条の八」に改め、「第八条」を削り、「第十七条まで」を「第十六条まで、第十七条」に改める。

附則第二十六条第三項中「第七項」を「第六項」に改める。

附則第二十六条第九の次に次の二条を加える。

(特例廃疾年金等の支給)

第二十六条の十次の各号に掲げる者が、継続長期組合員であつた間に、國、地方公共団体若しくは公團等の業務又は通勤により病氣にかかり、又は負傷し、その傷病のため、それぞれ當該各号に定める時に別表第四に掲げる程度の廢疾の状態にあるとき、又はその時から五年以内に同表に掲げる程度の廢疾の状態になつた場合においてその期間内にその者の請求があつたときは、当分の間、政令で定めるところにより、その者の死亡に至るまで特例廢疾年金を支給する。

一 繙続長期組合員であつた者で医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下この項において「初診日」という)から起算して一年六ヶ月を経過した後に退職した場合、退職の時

ロ 初診日から起算して一年六ヶ月を経過するまでの間に退職した場合、その期間を経過するまでの間に治つた時又は治らぬ

いがその期間を経過した時

二 繙続長期組合員であつた者で第八十二条の二第二項第一号又は第二号に該当するに至つたもの(引き続き再び元の組合の組合員の資格を取得した者を除く)次のイ又はロに掲げる場合に応じそれぞれイ又はロに定める時

イ 初診日から起算して一年六ヶ月を経過した後にこれら規定に該当するに至つた場合

ロ 初診日から起算して一年六ヶ月を経過するまでの間にこれらの規定に該当するに至つた場合

口 初診日から起算して一年六ヶ月を経過するまでの間に治つた時又は治らないがその期間を経過した時

2 前項の規定にかかわらず、継続長期組合員であつた者に係る傷病が次に掲げるものであるときは、特例廢疾年金は支給しない。

一 国家公務員又は地方公務員である継続長期組合員であつた間の通勤によるものであ

り、かつ、公的年金合算期間が一年となる前とのものであるとき。

二 公團等職員である継続長期組合員であつた間のものであり、かつ、公的年金合算期

間が六月となる前のものであるとき。

一 国家公務員又は地方公務員である継続長期組合員であつた間の通勤によるものであ

り、かつ、特例廢疾年金は特例廃族年金は、それぞれ廢疾年金又は廃族年金とみなして、長期給付に關する規定(第十六条の二、第五十五条第一項から第三項まで及び第五十八条から第五十九条の四までの規定並びに附則第六条第二項から第五項まで、第六条の二第五項及び第六項並びに第六条の三第二項から第四項までの規定(これらの規定を附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合第一項各号に定める時から五年を経過した後であつても、組合が審査会の議付するることを通じて組合員の資格を取得した後退職したもの次のイ又はロに掲げる場合に応じそれぞれイ又はロに定める時

4 特例廢疾年金の年額は、継続長期組合法若し

くは地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定又は厚生年金保険法の規定を適用す

るとしたならばその者が受けができるこれらの法律の規定による廃族年金又は障害年金の額の算定方法を參照して政令で定める額とする。

5 繙続長期組合員(国家公務員又は地方公務員である継続長期組合員に限る。以下この項目において同じ。)又は継続長期組合員及び次項において同じ。又は継続長期組合員であつた者が、継続長期組合員である間に、国又は地方公共団体の業務により病氣にかかり、又は負傷し、その傷病により死亡したときは、第五十八条第一項又は附則第十三条の規定にかかわらず、当分の間、政令で定めるところにより、その者の廃族年金を支給し、廃族年金は支給しない。

6 特例廃族年金の年額は、継続長期組合員又は継続長期組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付に適用する規定を適用するとしたならばその者の廃族が受けることができるこれらの法律の規定による廃族年金の額の算定方法を参照して政令で定める額とする。

7 特例廃疾年金又は特例廃族年金は、それぞれ廢疾年金又は廃族年金とみなして、長期給付に關する規定(第十六条の二、第五十五条第一項から第三項まで及び第五十八条から第五十九条の四までの規定並びに附則第六条第二項から第五項まで、第六条の二第五項及び第六項並びに第六条の三第二項から第四項までの規定(これらの規定を附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合第一項各号に定める時から五年を経過した後であつても、組合が審査会の議付することを通じて組合員の資格を取得した後退職したもの次のイ又はロに掲げる場合に応じそれぞれイ又はロに定める時

8 特例廃疾年金のうち國家公務員共済組合法第八十一条第一項第一号又は地方公務員等共済組合法第八十六条第一項第一号の規定による廃族年金に相当するもの及び特例廃族年金の給付にする費用は、第六十四条第一項及び第八十二条の二第一項の規定により読み替えて適用する第六十六条第一項の規定にかかる

わらず、政令で定めるところにより、國又は地方公共団体が負担する。

9 前各項に定めるもののほか、特例廃疾年金及び特例廃族年金に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第二十九条中「退職一時金」を脱退一時金に、「附則第十五条、第十六条若しくは第八条の規定(附則第二十六条において準用する場合を含む。)又は第二十六条の二若しくは第二十六条の三」を「附則第十八条(附則第二十六条第一項において準用する場合を含む。)に改め、「差額又は」を削る。

附則第三十条の次に次の二条を加える。

(長期給付に要する費用の負担の特例)

第三十条の二 公共企業体は、当分の間、長期給付に要する費用(附則第二十六条の十第八項の規定により國又は地方公共団体が負担する費用及び前条の規定により公共企業体が負担する追加費用を除く。)について、当該費用の百分の一に相当する金額の範囲内で、政令

で定めるところにより、その一部を負担する。

2 公共企業体が前項の規定による負担をする場合における第六十六条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。), 第十二条(附則第二十六条第一項、第六条の七並びに第六条の八第二項及び第三項の規定(これらの規定を附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。)、第六条の四第二項(附則第二十六条第一項において準用する場合を含む。)、第十三条、第十四条第二項及び第十四条の二の規定(これらの規定を附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定、第十三条、第十四条第二項及び第十四条の二の規定(これらの規定を附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定、(附則第三十条の二第一項の規定による公共企業体の負担に係るもの)を除く。)と、同条

第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一

項及び附則第三十条の二第一項又は前項」とする。

3 公共企業体が第一項の規定による負担をする場合における昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律(昭和四十二年法律第百六号)第七条第二項の規定の適用については、同項第二号中「並びに第六十六条第一項第二号及び第三项第二号」とあるのは、「、第六十六条第一項第二号及び第三项第二号並びに附則第三十条の二第一項」とする。

4 第八十二条の二第二項に規定する継続長期組合員に係る長期給付に要する費用については、前三項の規定中「公共企業体」とあるのは、「國、地方公共団体又は第八十二条の二第一項に規定する公團等」として、これらの規定を適用する。

5 昭和五十四年改正前の法第八十二条の二第一項に規定する復帰希望職員に該当する者に係る長期給付に要する費用については、第一項から第三項までの規定中「公共企業体」とあるのは、「昭和五十四年改正前の法第八十二条の二第一項に規定する公團等」として、これららの規定を適用する。

4 第八十二条の二第二項に規定する継続長期組合員に係る長期給付に要する費用については、前三項の規定中「公共企業体」とあるのは、「國、地方公共団体又は第八十二条の二第一項に規定する公團等」として、これらの規定を適用する。

4 第一項各号の改正規定、同法第六十三条第二項を削る改正規定及び同法附則第六条の二第二項から第八項までの改正規定並びに附則第七条、第十二条、第十五条、第二十条、第二十二条及び第二十三条の規定は、公布の日から施行する。

第一項の改正規定を除く、第二条中公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の改正規定(同法第三条の九第一項及び第三条の十第一項の改正規定を除く)、第二条において準用する場合を含む。並びに附則第二条第二項の規定は、昭和五十四年十月一日から適用する。

(退職年金等の支給開始年齢等に關する経過措置)

第二条 改正後の法第五十条第一項ただし書、第五十二条第二項、第五十二条、第五十三条、第五十三条の二第四項及び第六十一条第一項並びに附則第十六条の二から第十六条の四まで及び第十七条第四項(改正後の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に退職年金又は遺族年金を受ける権利を有することとなつた者について適用し、施行日前に退職年金又は遺族年金を受けた者の特例等に關する経過措置)

第一項の改正規定及び第六十一条第一項の改正規定、同法附則第十六条の二から第十六条の四まで及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に退職年金又は遺族年金を受ける権利を有することとなつた者について適用し、施行日前に退職年金又は遺族年金を受けた者の特例等に關する経過措置)

第一項の改正規定及び第六十一条第一項の改正規定、同法附則第十六条の二から第十六条の四まで及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に退職年金又は遺族年金を受ける権利を有することとなつた者について適用し、施行日前に退職年金又は遺族年金を受けた者の特例等に關する経過措置)

第三条 改正後の法附則第六条の四から第六条の七まで(改正後の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に給付事由が発生した年金についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

第一二二号 昭和五十四年十二月一日受理
旧滿州棉花協會等を恩給法による外國特殊機関指定に関する請願(第二二二号)

請願者 東京都日野市西平山一ノ二二ノ五
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第一二二号 昭和五十四年十二月一日受理
國家公務員高齢者の「昇給停止」反対に関する請願(第一二二号)

請願者 香川県高松市多肥上町四四五ノ七
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第一二三号 昭和五十四年十二月一日受理
元陸海軍從軍看護婦の処遇に關する請願(第一二三号)

請願者 横浜市神奈川区白幡仲町 田中ふ

紹介議員 紹介議員 紹介議員
柏谷 照美君 岡田 広君 岩田 広君
この請願の趣旨は、一号と同じである。

第一三二号 昭和五十四年十二月一日受理
元陸海軍從軍看護婦の処遇に関する請願
請願者 大分県大分郡挾間町下市八六二ノ二 上田敏子外五百二十名

紹介議員 紹介議員 紹介議員
衛藤征士郎君 和泉照雄君 柳田惣七
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一三三号 昭和五十四年十二月一日受理
元陸海軍從軍看護婦の処遇に関する請願
請願者 東京都板橋区若木二ノ一三ノ三四五 梨本いく

紹介議員 紹介議員 紹介議員
岡田 広君 村田 秀三君 安孫子藤吉君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一三四号 昭和五十四年十二月一日受理
旧溝州棉花協会等を恩給法による外國特殊機関指定に関する請願
請願者 東京都日野市西平山一ノ二二一ノ五 華満棉友会内 増瀬幸平

紹介議員 紹介議員 紹介議員
岡田 広君 岩田 広君 久保 亘君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三五号 昭和五十四年十二月一日受理
靖国神社公式参拝に関する請願
請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟

紹介議員 紹介議員 紹介議員
長谷川 信君 原文兵衛君 南島忠一
靖国神社には、戦没者及び國に殉じた多くの英靈が祭られており、これら英靈に対し、尊崇、感謝の誠をささげることは、國、國民としての当然の責務である。しかしながら、戦後、靖国神社は国の手を離れ、天皇陛下をはじめ、内閣総理大臣並びに政府関係者の参拝は、すべて私的なものとして扱われ、また、國寶による公式参拝も行われていないことは、誠に遺憾に堪えない。よつて、靖

國神社の公式参拝について格段の努力をするよう強く要望する。

紹介議員 林直君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一四六号 昭和五十四年十二月三日受理
旧溝州棉花協会等を恩給法による外國特殊機関指定に関する請願
請願者 千葉県東金市川場一、〇四三 柳田惣七
華満棉友会内 柳田惣七

紹介議員 紹介議員 紹介議員
和泉照雄君 柳田惣七 高橋 誠富君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一四八号 昭和五十四年十二月三日受理
旧溝州棉花協会等を恩給法による外國特殊機関指定に関する請願
請願者 東京都日野市西平山一ノ二二一ノ五 華満棉友会内 大竹富次

紹介議員 紹介議員 紹介議員
村田 秀三君 安孫子藤吉君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一五〇号 昭和五十四年十二月三日受理
国家公務員高齢者の昇給停止「反対」に関する請願
請願者 静岡県浜松市名塚町二六六 森田 健一外六十四名

紹介議員 紹介議員 紹介議員
久保 亘君 太田善子外五十二名
この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第一六〇号 昭和五十四年十二月三日受理
旧溝州棉花協会等を恩給法による外國特殊機関指定に関する請願
請願者 東京都日野市西平山一ノ二二一ノ五 華満棉友会内 南島忠一

紹介議員 紹介議員 紹介議員
原文兵衛君 田スマレ外二十三名
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六一號 昭和五十四年十二月三日受理
元陸海軍從軍看護婦の処遇に関する請願
請願者 東京都港区白金一ノ一七ノ八障全

紹介議員 紹介議員 紹介議員
田スマレ外二十三名 会内 平野政美外六十九名
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六二号 昭和五十四年十二月三日受理
旧溝州棉花協会等を恩給法による外國特殊機関指定に関する請願
請願者 東京都日野市西平山一ノ二二一ノ五 華満棉友会内 梶原清繁

紹介議員 紹介議員 紹介議員
立木洋君 田スマレ外二十三名
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六三号 昭和五十四年十二月三日受理
旧溝州棉花協会等を恩給法による外國特殊機関指定に関する請願
請願者 東京都港区白金一ノ一七ノ八障全

紹介議員 紹介議員 紹介議員
田スマレ外二十三名 会内 平野政美外六十九名
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

る特別採用制度をつくるよう図られたい。

第二五九号 昭和五十四年十二月六日受理
旧溝州棉花協会等を恩給法による外國特殊機関指定に関する請願
請願者 東京都日野市西平山一ノ二二一ノ五
華満棉友会内 山本武治
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一九五号 昭和五十四年十二月四日受理
元陸海軍從軍看護婦の処遇に関する請願
請願者 千葉県東金市川場一、〇四三 柳田惣七
原八千代外二百八名
紹介議員 高橋 誠富君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二一二号 昭和五十四年十二月五日受理
旧溝州棉花協会等を恩給法による外國特殊機関指定に関する請願
請願者 東京都日野市西平山一ノ二二一ノ五
華満棉友会内 中川九一
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二一六号 昭和五十四年十二月五日受理
元陸海軍從軍看護婦の処遇に関する請願
請願者 横浜市緑区藤が丘二ノ一五ノ一〇
太田善子外五十二名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二三九号 昭和五十四年十二月六日受理
元陸海軍從軍看護婦の処遇に関する請願
請願者 札幌市西区山の手一条八丁目 上
田スマレ外二十三名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二四五号 昭和五十四年十二月六日受理
肢体障害者の國家公務員採用に関する請願
協内全国肢体障害者団体連絡協議会内 平野政美外六十九名
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

国家公務員採用に当たつては、肢体障害者に対する